

さぬき市地域防災計画

【地震・津波対策編】

令和2年3月

さぬき市防災会議

さぬき市地域防災計画

【地震・津波対策編】

目 次

第1章 総 則

第1節	目 的	1
第2節	防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	3
第3節	さぬき市の地勢等の概況	12
第4節	被害想定	17
第5節	南海トラフ地震の特徴及び対応方針	29
第6節	南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応	31
第7節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備方針等	40
第8節	津波防災地域づくりの推進に関する対応方針	43

第2章 災害予防計画

第1節	都市防災対策計画	46
第2節	建築物等災害予防計画	48
第3節	地盤災害等予防計画	51
第4節	火災予防計画	53
第5節	危険物等災害予防計画	55
第6節	公共施設等災害予防計画	57
第7節	ライフライン等災害予防計画	60
第8節	防災施設等整備計画	62
第9節	防災業務体制整備計画	65
第10節	医療救護体制整備計画	69
第11節	緊急輸送体制整備計画	71
第12節	避難体制整備計画	74
第13節	食料、飲料水及び生活物資確保計画	82
第14節	文教災害予防計画	85
第15節	ボランティア活動環境整備計画	87
第16節	要配慮者対策計画	88
第17節	防災訓練実施計画	92
第18節	防災知識等普及計画	95
第19節	自主防災組織育成計画	100
第20節	被災動物の救護体制整備計画	103
第21節	帰宅困難者対策計画	105
第22節	地域継続計画（DCP）推進計画	107

第3章 災害応急対策計画

第1節	活動体制計画	108
第2節	広域的応援計画	117
第3節	自衛隊災害派遣要請計画	121

第4節	地震・津波情報等伝達計画	124
第5節	災害情報収集伝達計画	131
第6節	通信運用計画	135
第7節	広報活動計画	138
第8節	災害救助法適用計画	141
第9節	救急救助計画	143
第10節	医療救護計画	145
第11節	消防活動計画	149
第12節	緊急輸送計画	151
第13節	交通確保計画	154
第14節	避難計画	158
第15節	食料供給計画	164
第16節	給水計画	166
第17節	生活必需品等供給計画	168
第18節	防疫及び保健衛生計画	170
第19節	廃棄物処理計画	173
第20節	遺体の搜索、処理及び埋葬計画	175
第21節	住宅応急確保計画	177
第22節	社会秩序維持計画	180
第23節	文教対策計画	181
第24節	公共施設等応急復旧計画	184
第25節	ライフライン等応急復旧計画	187
第26節	農林水産関係応急対策計画	190
第27節	二次災害防止対策計画	191
第28節	危険物等災害対策計画	193
第29節	ボランティア受入計画	196
第30節	要配慮者応急対策計画	198
第31節	被災動物の救護活動計画	201
第32節	水防活動計画	203

第4章 災害復旧計画

第1節	復旧復興基本計画	204
第2節	公共施設等災害復旧計画	206
第3節	被災者等生活再建支援計画	207
第4節	義援金等受入配分計画	212

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、住民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある地震・津波災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、市、県、防災関係機関及び住民等が処理すべき事務又は業務の大綱等を定め、防災対策の総合的かつ計画的な推進を図り、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護することを目的とするものである。

また、南海トラフ地震に関し地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項及び南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項等を定め、南海トラフ地震に関する地震・津波防災体制の推進を図ることとする。

1 計画の構成

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、さぬき市防災会議が策定するさぬき市地域防災計画は、「地震・津波対策編」及び「一般対策編」の2編で構成する。

また、この「地震・津波対策編」は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第6条第2項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進計画を含むものである。

2 他の計画との関係

この計画は、国の防災基本計画及び南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、市の地域における地震・津波対策に関して総合的かつ基本的性格を有するものである。

また、指定行政機関、指定公共機関が作成する防災業務計画に抵触するものではなく、南海トラフ地震防災対策推進計画を策定又は修正する場合の指針となるものである。

3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。また、市は、本計画を香川県防災対策基本条例に規定する施策に沿うものとするとともに、防災対策の実施状況を定期的に点検することによって取り組むべき課題を明らかにし、本計画の検討に当たっては、当該課題に配慮する。

4 計画の習熟等

この計画は、地震・津波対策の基本的事項を定めるものであり、市、県、防災関係機関及び住民等は、平素から研究、訓練などの方法により習熟に努めるとともに、より具体的な計画等を定め地震・津波対策の推進体制を整えるものとする。

5 市民運動の展開（住民すべてによる防災対策の推進）

被害の軽減には、自らの身の安全は自らで守る「自助」、自らの地域はみんなで助け合って守る「共助」、及び行政が支える「公助」の理念に基づき、それぞれの連携及び協働のもと、

災害の種類や規模に応じ、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、一体的な推進を図るなど、多様な視点を反映した防災減災対策を実践することが重要である。その際、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう様々な対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる必要があり、その実践を促進する市民運動を展開しなければならない。

市は、自らの防災対策の実施状況を定期的に点検することによって取り組むべき課題を明らかにする。また、住民及び防災関係機関等に対し、香川県防災対策基本条例に規定される県民防災週間を中心に自らの防災対策を定期的に点検し、対策を一層充実するよう求めるとともに、防災意識の高揚のための活動を行う。

第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

1 防災関係機関及び住民の責務

(1) 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施し、災害に的確かつ迅速に対応することができる地域づくりに努める。

(2) 大川広域消防本部

大川広域消防本部は、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市と相互に協力し、消防及び防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう指導、助言等の措置をとる。

(3) 県

県は、市を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、活動の総合調整を行い市町及び関係機関と連携し、災害に強い県土づくり及びネットワークづくりに努める。

(4) 香川県広域水道企業団

香川県広域水道企業団は、市内全域に対して水道水を供給する水道事業者であり、危機に際し、住民の日常生活に直結してその健康を守るために欠くことのできない水道水を供給する事業者として、住民の生命・健康を守るとともに、社会・経済活動を維持するため、県、市、関係機関等と相互に協力・連携し、災害時においても速やかに水道水を安定して給水できるよう努める。

(5) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

(7) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市、県及び防災関係機関の防災活動に協力する。

(8) 住民

住民は、災害時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、それぞれの立場において実施可能な防災活動を行うよう努める。

また、地域において相互に連携して防災対策を行うよう努める。

2 防災関係機関及び住民等の処理すべき事務又は業務の大綱

市の地域に係る地震・津波防災に関し、市、県、本市の区域の全部又は一部を管轄する指定

地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者及び住民等の処理すべき事務又は業務の大綱は、以下のとおりである。

(1) 市

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
さぬき市	1 地域防災計画の作成及び防災会議に関する事務 2 防災に関する組織の整備 3 防災訓練の実施 4 防災知識の普及及び防災意識の啓発 5 防災教育の推進 6 自主防災組織の結成促進及び育成指導 7 防災に関する施設等の整備及び点検 8 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 9 特別警報の住民への周知措置 10 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報の発令並びに指定避難所の開設 11 避難行動要支援者の避難支援活動 12 消防、水防その他の応急措置 13 被災者の救助、救護その他保護措置 14 被災した児童生徒の応急教育 15 被災地の廃棄物処理、防疫その他保健衛生活動の実施 16 緊急輸送等の確保 17 食料、飲料水、医薬品その他物資の確保 18 災害復旧の実施 19 ボランティア活動の支援 20 その他災害の防御又は拡大防止のための措置

(2) 大川広域消防本部

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
大川広域消防本部	1 水・火災の警戒及び鎮圧 2 救急業務等による人命救助 3 防災訓練等の指導 4 消防気象等の通報

(3) 県

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
香川県	1 地域防災計画の作成及び防災会議に関する事務 2 防災に関する組織の整備 3 防災訓練の実施 4 防災知識の普及及び防災意識の啓発 5 防災教育の推進 6 自主防災組織の結成促進及び育成指導 7 防災に関する施設等の整備及び点検 8 他県、市町及び防災関係機関との連絡調整並びに広域的調整 9 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 10 特別警報の市への通知 11 被災者の救助、救護その他保護措置 12 被災した児童生徒の応急教育 13 被災地の廃棄物処理に必要な措置、防疫・保健衛生活動の実施 14 緊急輸送等の確保 15 食料、飲料水、医薬品その他物資の確保 16 交通規制、犯罪の予防その他社会秩序の維持に必要な措置 17 災害復旧の実施

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(香 川 県)	18 ボランティア活動の支援 19 その他災害の防御又は拡大防止のための措置

(4) 香川県広域水道企業団

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
香 川 県 広 域 水 道 企 業 団	1 災害時における水道の被害情報の収集及び市及び県への報告連絡 2 災害時における水道水の供給確保 3 水道施設の防災対策並びに応急給水及び応急復旧の実施

(5) 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
中国四国管区警察局 四 国 警 察 支 局	1 支局内各県警察の災害警備活動および相互援助の指導、調整 2 警察庁及び他管区警察局との連携 3 支局内防災関係機関との連携 4 支局内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡 5 警察通信の確保及び統制 6 警察災害派遣隊の運用 7 支局内各県警察への津波警報等の伝達
四 国 総 合 通 信 局	1 災害時に備えた電気通信施設（有線通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の統制監視 2 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに非常通信の運用監視 3 災害地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握 4 災害時における通信機器、移動電源車の貸出し 5 地方公共団体及び関係機関に対する各種非常通信訓練・運用の指導及び協議
四 国 財 務 局	1 公共土木施設及び農林水産業施設等の災害復旧事業費の査定立会 2 地方公共団体に対する災害融資 3 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付け 4 災害時における金融機関の業務運営の確保及び金融上の措置
四 国 厚 生 支 局	1 (独)国立病院機構等関係機関との連絡調整
香 川 労 働 局	1 産業労働災害防止についての監督指導 2 被災労働者に対する救助、救急措置等に関する協力及び迅速適正な労災補償の実施 3 二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害予防の指導 4 災害復旧工事等に従事する労働者の安全及び衛生の確保 5 被災事業所の再開についての危害防止上必要な指導 6 被災失業者に対する職業斡旋、失業給付の支給等
中国四国農政局	1 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業施設等の防護 2 農地保全施設及び農業水利施設の維持管理の指導 3 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導 4 農作物、農地、農業用施設等の被害状況の取りまとめ 5 被災地への営農資材の供給の指導 6 被災地における病虫害防除所、家畜保健衛生所の被害状況の把握 7 災害時における農地、農業用施設等の応急措置の指導並びにそれらの災害復旧事業の実施及び指導 8 地方公共団体への土地改良機械の緊急貸付 9 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等の指導

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
四 国 森 林 管 理 局 (香川森林管理事務所)	1 森林治水事業の実施並びに林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の実施 2 国有保安林の整備保全 3 災害応急対策用木材（国有林）の供給 4 民有林における災害時の応急対策等
四 国 経 済 産 業 局	1 防災関係物資についての情報収集、円滑な供給の確保 2 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保 3 災害時における電気、ガス事業に関する応急対策等
中国四国産業保安監督部四国支部	1 高圧ガス、火薬類、液化石油ガスに関する保安の確保 2 災害時における電気、ガス事業に関する応急対策等
四 国 地 方 整 備 局	1 河川、道路等の防災対策及び災害対策の実施に関する事項 2 港湾施設、海岸保全施設の整備と防災管理 3 港湾及び海岸（港湾区域内）における災害対策の指導 4 海上の流出油等に対する防除措置 5 港湾・海岸保全施設等の応急復旧工法の指導 6 空港の災害復旧 7 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の被災地方公共団体への派遣
四 国 運 輸 局	1 輸送機関、その他関係機関との連絡調整 2 陸上及び海上における緊急輸送の確保 3 自動車運送業者、海上運送業者及び鉄道事業者の安全輸送の確保等に係る災害応急対策の指導
国 土 地 理 院 四 国 地 方 測 量 部	1 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力 2 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に国土地理院が提供及び公開する防災関連情報利活用の支援・協力 3 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システム活用の支援・協力 4 災害復旧・復興にあたって、位置に関わる情報基盤形成のため、必要に応じて基準点等の復旧測量、地図の修正測量等の実施及び公共基準点等の復旧測量、地図の修正測量等公共測量の実施における測量法第36条に基づく、実施計画書の技術的助言の実施
大 阪 管 区 気 象 台 (高松地方气象台)	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 2 気象業務に必要な観測体制の充実、並びに予報、通信等の施設及び設備の整備 3 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達、並びに防災機関や報道機関を通じた住民への周知 4 緊急地震速報に関する利用の心得などの周知・広報 5 避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力 6 災害の発生が予測されるときや、災害発生時において、気象状況の推移やその予想の解説等 7 香川県や市、その他防災機関と連携した、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
第六管区海上保安本部 (高松海上保安部)	1 特別警報、警報等の伝達、情報の収集、海難救助等 2 災害時における人員及び物資の緊急輸送 3 海上における流出油等の防除等、海上交通の安全確保、治安の維持 4 航路標識等の整備
大 阪 航 空 局 (高松空港事務所)	1 空港施設の整備及び点検 (管制部門) 2 災害時の飛行規制等とその周知 3 緊急輸送の拠点としての機能確保 (管制部門) 4 遭難航空機の搜索及び救助
中国四国地方環境事務所	1 環境保全上緊急に対応する必要がある有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集 2 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集・伝達 3 家庭動物の保護等に係る支援
中国四国防衛局	1 災害時における防衛省 (本省) 及び自衛隊との連絡調整 2 災害時における米軍部隊との連絡調整

(6) 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
自 衛 隊	1 災害派遣の実施 (被害状況の把握、人命の救助、水防活動、消防活動、人員及び物資の緊急輸送、道路又は水路の啓開、応急医療等の実施、通信支援、炊飯、給水及び入浴の支援、危険物の除去等)

(7) 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(独)水資源機構吉野川本部	1 香川用水の防災対策及び災害応急対策の実施
(独)国立病院機構 中四国ブロック事務所	1 災害時における (独) 国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援 2 広域災害における (独) 国立病院機構からの災害医療班の派遣、輸送手段の確保の支援 3 災害時における (独) 国立病院機構の被災情報収集、通報 4 (独) 国立病院機構の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等の支援
日本郵便株式会社 四 国 支 社 (長 尾 郵 便 局)	1 郵便物の送達の確保及び窓口業務の維持 2 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災地あて救助用郵便物の料金免除 3 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分
日 本 銀 行 高 松 支 店	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 資金決済の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3 金融機関の業務運営の確保に関する措置 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5 各種措置に関する広報
日 本 赤 十 字 社 香 川 県 支 部	1 医療救護 2 こころのケア 3 救援物資の備蓄及び配分 4 血液製剤の供給 5 義援金の受付及び配分 6 その他応急対応に必要な業務

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
日本放送協会 高松放送局	1 予報、特別警報、警報、災害情報、防災知識の普及等に関する災害放送の実施 2 被害情報、被災者に必要な生活情報等の報道 3 社会事業団体等による義援金品の募集等に対する協力
西日本高速道路(株) 四国支社	1 高松自動車道の防災対策及び災害応急対策の実施
四国旅客鉄道(株)	1 鉄道施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 列車の運行規制及び旅客の避難、救護の実施 3 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力
NTT 西日本(株)香川支店 KDDI(株)四国支店 (株)NTT ドコモ四国支社 NTTコミュニケーションズ(株) ソフトバンク(株)	1 電気通信施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 災害時における非常緊急通話の確保
日本通運(株) 四国支店 四国福山通運(株) 高松支店 佐川急便(株) 西日本支社四国支店 ヤマト運輸(株) 香川主管支店 四国西濃運輸(株) 高松支店	1 災害時における陸上輸送の確保
四国電力(株)	1 電力施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 災害時における電力の供給確保
イオン(株) (株)セブン-イレブン・ジャパン (株)ローソン (株)ファミリーマート (株)セブン&アイ・ホールディングス	1 災害時における物資の調達・供給確保

(8) 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
高松琴平電気鉄道(株)	1 鉄道施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 電車の運行規制及び旅客の避難、救護の実施 3 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力
(株)四国新聞社 (株)瀬戸内海放送 西日本放送(株) RSK山陽放送(株) 岡山放送(株) テレビせとうち(株) (株)エフエム香川	1 予報、特別警報、警報、災害情報、防災知識の普及等に関する災害報道の実施 2 被害情報、被災者に必要な生活情報等の報道
土地改良区	1 水門、水路、ため池等の施設の整備、管理及び災害復旧
(一社)香川県医師会	1 災害時における収容患者の医療の確保 2 災害時における負傷者等の医療救護

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(公社)香川県看護協会	1 被災した医療機関、社会福祉施設、福祉避難所での活動 2 災害時における救護所、指定避難所等での医療救護活動 3 大規模災害時における日本看護協会を通じた他県看護協会への災害支援ナースの応援要請
(一社)香川県バス協会 (一社)香川県トラック協会	1 災害時における陸上輸送の確保
香川県離島航路事業協同組合 ジャンボフェリー(株)	1 災害時における海上輸送の確保
(一社)香川県LPGガス協会	1 LPGガス施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 災害時におけるLPGガス供給の確保

(9) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
農 業 協 同 組 合 森 林 組 合 漁 業 協 同 組 合	1 関係機関が行う被害調査の協力 2 被災施設等の災害応急対策 3 被災組合員に対する融資等の斡旋
商 工 会	1 関係機関が行う被害調査、融資希望者の取りまとめ、斡旋等の協力 2 物資等の供給確保及び物価安定についての協力
医 療 機 関	1 災害時における収容患者の医療の確保 2 災害時における負傷者等の医療救護
建 設 業 協 会	1 被災施設の復旧協力 2 災害復旧用資機材の供給
社 会 福 祉 協 議 会	1 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付 2 ボランティア活動の体制整備及び支援
社会福祉施設、学校等の管理者	1 災害時における入所者、生徒等の安全の確保 2 災害時における被災者等の一時収容等応急措置に対する協力
危険物施設の管理者	1 災害時における危険物の保安措置

(10) 住民

処理すべき事務又は業務の大綱
1 自ら防災対策を行うとともに、地域において相互に連携して防災対策を行う。 2 防災訓練及び研修に積極的に参加するなどして、地震や台風等の自然現象の特徴、予測される被害、災害発生時の備え、災害発生時に取るべき行動に関する知識の習得に努める。 3 生活地域における地形、地質、過去の災害記録等の情報を収集するよう努める。 4 指定避難所等、避難の経路及び方法、家族との連絡方法等をあらかじめ家族で確認しておく。 5 建築物の所有者は、当該建物について必要な耐震診断を行うとともに、その結果に応じて改修等を行うよう努める。 6 家具、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策をとるよう努める。 7 ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機を設置する者は、当該工作物等の強度等を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努める。 8 被害拡大防止のため、消火器等を準備しておくよう努める。 9 災害発生に備えて、食料、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄し、ラジオ等の情報収集の手段を用意しておくよう努める。 10 高齢者、障害者等で避難に支援が必要となるものは自主防災組織等に、避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。 11 自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。 12 災害発生し、又は発生のおそれがある場合には、災害に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは自主的に避難する。また市が避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報を発令したときは速やかにこれに応じて行動する。 13 避難者は、自主防災組織等によって定められた行動基準に従って行動する。

(11) 自主防災組織

処理すべき事務又は業務の大綱
1 あらかじめ災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度を確認するよう努める。 2 指定避難所等の場所、避難の経路及び方法を確認するよう努める。 3 災害が発生する危険性が高い場所や避難経路や指定避難所など防災に関する情報を示した災害予測地図・防災地図（ハザードマップ）を作成するよう努める。 4 避難行動要支援者への避難誘導、避難支援等を行うための体制を整備するよう努める。 5 災害時等に住民が取るべき行動について、災害発生時、避難途中、指定緊急避難場所等における行動基準を作成し、周知するよう努める。 6 住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るために研修を行うよう努める。 7 地域の実情に応じて、必要となる資機材及び物資を備蓄しておくよう努める。 8 市が行う避難情報等の発表基準や、市と自主防災組織との役割分担等についてあらかじめ市と協議し、地域に密着した防災対策が実施されるよう努める。 9 市、事業者、公共的団体、その他関係団体と連携するよう努める。 10 災害時、地域における情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を行う。

(1 2) 事業者

処理すべき事務又は業務の大綱
1 災害時に来客者、従業員等の安全を確保し、業務を継続するため、あらかじめ防災対策の責任者及び災害時に従業員が取るべき行動等を定めて、従業員に対して研修等を行うよう努める。 2 管理する施設を緊急避難場所として使用すること、その他防災対策について、住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるものとする。 3 市及び県が実施する防災対策の推進に協力するよう努める。 4 災害時における来客者、従業員等の安全確保と住民及び自主防災組織と連携した情報収集、提供、救助、避難誘導等を実施する。

第3節 さぬき市の地勢等の概況

1 自然的条件

(1) 位置・地勢

さぬき市は香川県東部に位置し、高松市の東方 10～20km 圏、岡山市・徳島市とは 50km 圏、大阪市・広島市とは 150km 圏にある。市域は東西 12.3km、南北 22.5km、面積は 158.63km² となっている。

市域の西は、高松市、三木町と接し、南は東かがわ市と接し、また徳島県との県境となっている。東は東かがわ市に接し、北部には瀬戸内海を介して小豆島を仰いでいる。

南部は、讃岐山脈から連なる中山間地域で、鴨部川、津田川などの源となっている。中央部は平坦地で、肥沃な耕地が広がっており、農業地帯となっている。北部は瀬戸内海国立公園を含む地域と市街地や工業団地など都市的な性格を有する地域が併存する。

気候は瀬戸内海式気候区に属し、四季の区分がはっきりとし年間を通じて雨量は少なく温和である。

(2) 面積

面積は 158.63km² で、香川県内では高松市、三豊市、まんのう町に次いで四番目の規模である。その土地利用は、民有地の約 30%が田畑、50%以上が山林となっており、緑豊かな環境が広がっている。

(3) 地形・地質

市の南半分は讃岐山脈（阿讃山地）である。讃岐山脈は、主として和泉層群とその基盤の花崗岩からなる。その前縁の山地は、花崗岩からなり、その一部は凝灰岩、安山岩に覆われている。なお、安山岩に覆われる地域は、多くの場合下部から花崗岩～凝灰岩（凝灰角礫岩）～安山岩となっている。この安山岩は、ち密で侵食に対する抵抗力が強い。そのため、山頂部に安山岩がある山地は、侵食からとり残され（このような働きをする岩をキャップロックという。）、山頂部に溶岩起源の平坦面をもつ台状の地形（メサ）や孤立丘（ビュート）が形成される。このような溶岩起源の山頂平坦面を土地条件図では溶岩台地として表示してある。

台地・段丘の多くは、扇状地起源であって、高位面から低位面までがみられる。

低地には、扇状地、谷底平野・氾濫平野、海岸平野・三角州などが分布し、一部に軟弱な後背低地が認められる。

① 山地

山地地域は、地質的には、安山岩をキャップロックとする花崗岩地域、単なる花崗岩地域、和泉層群地域の 3 つに分けることができる。

安山岩をキャップロックとする地域には、雨滝山・北山山地の一部及び立石山・雲付山・五瀬山山地の一部がある。

雨滝山・北山山地では、雨滝山とそれに続く尾根に極急斜面があり、ビュートとなっている。雨滝山・北山山地にある北山はメサとなっており、その西端が極急斜面となっている。

キャップロックを持たない花崗岩山地には、立石山・雲付山・五瀬山山地、雨滝山・北山山地、及び、讃岐山脈がある。

前 2 者では、著しく開析が進み、谷密度が高くなり、また、山麓部には、小規模な緩斜

面・段丘・扇状地などが数多くみられる。このうち緩斜面は、多くの場合果樹園として利用されている。これらの山地の縁辺部では人工改変地が数多くみられる。

讃岐山脈には、多くの東西方向の断層が認められる。山地と寒川台地の高位面との境付近を通る長尾断層もその一つである。なお、長尾断層の露頭が長尾町亀鶴公園付近にみられる。

矢筈山(788m)を最高峰としてほぼ東西に連なる尾根が吉野川水系との分水界になり、この分水界は、高仙山で南へ折れ曲がっている。東女体山、檀特山周辺に35°以上の極急斜面が集中し、崩壊跡地も数多くみられる。本山地も他のキャップロックを持たない花崗岩山地と同様に谷密度は高いが、他の地域と比較して緩斜面と扇状地の発達がよくない。また、谷底平野も小規模なものが多い。

② 台地・段丘

寒川台地には、高位面、上位面、下位面及び低位面が分布している。上位面は、高位面に続くように分布し、両面とも花崗岩、安山岩の礫からなっている。

③ 低地

志度低地は、立石山・雲付山・五瀬山山地から流出する河川の沖積作用で作られた低地であるが、沿岸部は砂州、海岸平野となり、志度の市街地は砂州上に立地している。山地を開析する谷の谷口部には、下位面、低位面がみられる。宅地造成のため、山麓部では人工平坦化、低地では盛土などが行われている。

鴨部川低地の地盤は、周囲の花崗岩山地から供給された砂、シルト、粘土からなり、ボーリング柱状図にみられるようになりかなり軟弱である。

津田低地は、三角州・海岸平野と砂州からなる。砂州は2～3列みとめられ、三角州・海岸平野より1m程高くなっている。

長尾低地は、長尾周辺の讃岐山脈を開析する谷がその谷口部に形成した扇状地やその扇状地が段丘化した下位段丘・低位段丘と谷底平野・氾濫平野などからなっている。

(4) 活断層

さぬき市の南部には、讃岐山脈とその北側の平野部との境界部分に長尾断層帯が分布している。長尾断層帯は、さぬき市から高松市南部を経て綾川町に至る断層帯である。長さは約24kmで、概ね東西方向に延びており、断層の南側が北側に対して相対的に隆起する逆断層である。

長尾断層帯の平均的な上下方向のずれの速度は、0.05～0.1m/千年程度であり、最新活動時期は9世紀以後、16世紀以前であったと推定され、平均的な活動間隔は概ね3万年程度であった可能性がある。

長尾断層帯の将来の活動としては、全体が1つの区間として活動し、マグニチュード7.3程度の地震が発生し、断層を挟んで相対的に1.2～1.7m程度南側が隆起すると推定される。なお、長尾断層帯の地震後経過率は0.01～0.04、集積確率はほぼ0%、今後300年以内の地震発生確率はほぼ0%とされており、長尾断層帯を震源とする地震の危険性は低いといえる。

2 社会的条件

(1) 人口・世帯

令和2年1月1日現在の人口・世帯数は、人口48,121人、世帯数20,866世帯であり、人口は減少傾向にあるものの世帯数については核家族化に伴い微増傾向にある。

年齢構成は、0～15歳が10.81%、16～64歳が52.91%、65歳以上が36.28%となっている。また、65歳以上のうち、52.51%が75歳以上の高齢者であるなど、少子高齢化が顕著になっている。

(2) 交通

① 道路

東西幹線として、北部地域には国道11号、南部中山間地域には国道377号、中央部には県道高松長尾大内線がある。南北幹線としては、県道志度山川線や津田川島線などがある。

また、四国横断自動車道が通り、市内には志度IC、津田寒川IC、津田東ICが設置されており、京阪神方面とは2時間程度で結ばれている。

② 鉄道

鉄道は、JR高徳線が市内を通っており、高松琴平電気鉄道志度線及び長尾線の終点駅がある。いずれも高松まで30～40分程度である。

3 過去の地震災害

香川県では、概ね90～150年ごとに、南海トラフで発生する地震によって、大きな地震が発生している。また、1927年の北丹後地震、1995年の兵庫県南部地震のように周辺地域の活断層から発生する地震によっても若干の被害が発生している。

【香川県の主な地震被害】

地震名 発生年月日	規模震度	震 央	被 害 状 況
宝永地震 1707年10月28日 (宝永4年10月4日) 未刻	M8.6	北緯 33.2° 東経 135.9° 深さ — 紀伊半島沖	我が国最大級の地震の一つ。全体で死者5,000人余、潰家59,000軒、家屋の倒壊範囲は東海道・近畿・中国・四国・九州と中部地方の一部に及ぶ。 香川県では、死者28人、倒壊家屋929軒、丸亀城破損。また、五剣山の1峰崩落。余震は、12月まで続く。5～6尺(2m弱)の津波で相当の被害があった。
安政南海地震 1854年12月24日 (嘉永7年[安政1年]11月5日) 申の中刻	M8.4	北緯 33.0° 東経 135.0° 深さ — 紀伊半島沖	被害は、中部から九州に及ぶ。地震や津波による全体の被害は、近畿地方やその周辺で、この地震の32時間前に発生した安政東海地震と区別できないものが多い。 香川県では、死者5人、負傷者19人、倒壊家屋2,961軒、土蔵被害157箇所、塩浜石垣崩れ3,769間、塩浜堤大破7,226間、川堤崩れ6,456間、せき崩れ491箇所、池大破264箇所、橋被害126箇所であった。この地震による津波の高さは、香西(高松市西部)で1尺(30cm余)であったが、満潮と重なり、志度浦と津田浦(共に県東部沿岸)で被害があった。
北丹後地震 1927年(昭和2年) 3月7日 18時27分	M7.3 震度 多度津4	北緯 35° 38′ 東経 134° 56′ 深さ 18km 京都府北部	被害は、丹後半島の顎部が最も激しく、近畿・中国・四国の一部にも及ぶ。全体で死者2,925人、負傷者7,806人、家屋全壊12,584戸、半壊10,886戸、焼失9,151戸。香川県では、小被害があった。

地震名 発生年月日	規模震度	震 央	被 害 状 況
北海道地震 1946 年 (昭和 21 年) 12 月 21 日 4 時 19 分	M8.0 震度 高松 5 多度津 5	北緯 32° 56' 東経 135° 51' 深さ 24 km 紀伊半島沖	極めて大規模な地震で、被害は、中部以西日本各地に及び、津波は房総半島から九州に至る沿岸を襲った。全体で死者 1,362 人、行方不明 102 人、負傷者 2,632 人、家屋全壊 11,506 戸、半壊 21,972 戸、焼失 2,602 戸、流失 2,109 戸、浸水 33,093 戸等甚大な被害があった。 香川県では、死者 52 人、負傷者 273 人、家屋全壊 608 戸、半壊 2,409 戸、道路損壊 238 箇所、橋梁破損 78 箇所。また、堤防決壊・亀裂 154 箇所による塩田の浸水被害、地盤沈下による無形の被害も多い。
平成 7 年 (1995 年) 兵庫県南部地震 1995 年 (平成 7 年) 1 月 17 日 5 時 46 分	M7.3 震度 高松 4 多度津 4 坂出 4	北緯 34° 36' 東経 135° 02' 深さ 16 km 淡路島付近	この地震による被害は極めて甚大で、16 府県に及んだ。全体で死者 6,434 人、行方不明 3 人、負傷者 43,792 人、家屋全壊 104,906 戸、半壊 144,274 棟等の被害があった。 香川県では、負傷者 7 人、屋根瓦の破損等建物被害 3 戸、県道がけ崩れ 1 箇所、水道管破裂 2 箇所等の被害があった。
平成 12 年 (2000 年) 鳥取県西部地震 2000 年 (平成 12 年) 10 月 6 日 13 時 30 分	M7.3 震度 土庄 5 強 観音寺 5 弱 高松 4 多度津 4 大内 4 坂出 4	北緯 35° 16' 東経 133° 21' 深さ 9 km 鳥取県西部	この地震による被害は鳥取、島根両県を中心に、1 府 9 県に及んだ。死者はいなかったものの、全体で、負傷者 182 人、家屋全壊 435 棟、半壊 3,101 棟、道路被害 667 箇所、がけ崩れ 367 箇所等の被害があった。 香川県では負傷者 2 人、建物一部破損 5 棟の被害があった。
平成 13 年 (2001 年) 芸予地震 2001 年 (平成 13 年) 3 月 24 日 15 時 27 分	M6.7 震度 高松 4 多度津 4 土庄 4 観音寺 4 坂出 3 大内 3	北緯 34° 08' 東経 132° 42' 深さ 46 km 安芸灘	この地震による被害は広島、愛媛両県を中心に、9 県に及んだ。 全体で、死者 2 名、負傷者 288 人、家屋全壊 70 棟、半壊 774 棟、文教施設被害 1,209 箇所等の被害があった。 香川県では、人的被害はなく、建物一部破損 10 棟の被害があった。
平成 25 年 (2013 年) 淡路島付近を震源とする地震 2013 年 (平成 25 年) 4 月 13 日 5 時 33 分	M6.3 震度 東かがわ 5 弱 小豆島 5 弱 高松 4 さぬき 4 土庄 4 綾川 4	北緯 34° 25.1' 東経 134° 49.7' 深さ 15 km 淡路島付近	この地震による被害は兵庫県淡路市を中心に、1 府 4 県に及んだ。 全体で、負傷者 35 人 (うち重傷者 11 人)、家屋全壊 8 棟、半壊 101 棟、一部破損 8,305 棟等の被害があった。 香川県では、人的被害、物的被害のいずれもなかった。
平成 26 年 (2014 年) 伊予灘を震源とする地震 2014 年 (平成 26 年) 3 月 14 日 2 時 6 分	M6.2 震度 高松 4 丸亀 4 観音寺 4 さぬき 4 三豊 4 土庄 4 小豆島 4 直島 4 多度津 4	北緯 33° 41.5' 東経 131° 53.4' 深さ 78 km 伊予灘	この地震による被害は広島、大分両県を中心に 6 県に及んだ。 全体で、負傷者 21 人 (うち重傷者 2 人)、家屋一部損壊 57 棟の被害があった。香川県では、人的被害、物的被害いずれもなかった。

地震名 発生年月日	規模震度	震 央	被 害 状 況
平成28年(2017年) 鳥取県中部を震源とする地震 2016年(平成28年) 10月21日 14時7分	M 6.6 震度 高松 4 観音寺 4 さぬき 4 東かがわ 4 三豊 4 土庄 4 小豆島 4 綾川 4	北緯 35° 22.8' 東経 133° 51.3' 深さ 11 k m 鳥取県中部	この地震による被害は鳥取県を中心に、1府3県に及んだ。 全体で、負傷者30人(うち重傷者5人)、家屋全壊12棟、半壊95棟、一部破損12,525棟等の被害があった。 香川県では、人的被害、物的被害のいずれもなかった。
大阪府北部を震源とする地震 2018年(平成30年) 6月18日7時58分	M 6.1 震度 小豆島 4 高松 3 丸亀 3 さぬき 3 三豊 3 土庄 3	北緯 34° 50.6' 東経 135° 37.3' 深さ 13 k m 大阪府北部	この地震による被害は大阪府を中心に、2府5県に及んだ。 全体で、死者6人、負傷者443人(うち重症者28人)、家屋全壊18棟、半壊517棟、一部損壊57,787棟等の被害があった。 香川県では、人的被害、物的被害のいずれもなかった。

- (注) 1 高松地方気象台の調査による。(参考文献:「新編日本被害地震総覧」東京大学出版会)
- 2 震度は各市町の震度観測点の最大の値である。
 但し、「平成13年(2001年)芸予地震」までは気象庁震度観測点による。
- 3 兵庫県南部地震、鳥取県西部地震、芸予地震、淡路島付近を震源とする地震、伊予灘を震源とする地震及び鳥取県中部を震源とする地震及び大阪府北部を震源とする地震の被害状況は、総務省消防庁による。

第4節 被害想定

県は、東日本大震災を踏まえて国が実施した南海トラフの巨大地震の被害想定 の推計で得られた最新の科学的知見やデータを検証し、専門家で構成された「香川県地震・津波被害想定調査委員会」の意見も踏まえ、香川県の地域の事情を踏まえた地震・津波の被害想定の見直し（香川県地震・津波被害想定調査）を行い、平成25年3月に「香川県地震・津波被害想定（第一次公表）」として、震度分布、津波水位及び浸水域等の推計結果を、同年8月に「香川県地震・津波被害想定（第二次公表）」として、地震発生直後の人的・物的被害の推計結果を公表した。

さらに、平成26年2月に「香川県地震・津波被害想定（第三次公表）」として、時間の経過とともに被害がどのように推移するのかを示す「被害シナリオ」を、同年3月に「香川県地震・津波被害想定（第四次公表）」として、第一次公表のうち、南海トラフ地震（発生頻度の高い）については、内閣府と相談し、検討したモデルを用いて、震度分布、津波水位及び浸水域等の推計を見直し、これに基づき、人的・物的被害や被害シナリオを公表した。

また、同時に南海トラフ地震（最大クラス）を対象に、発災から避難行動が取れなくなるとされる浸水深30cmに達するまでの時間を示す「浸水深30cm到達時間予測図」も公表した。

1 前提条件

香川県に大きな被害を及ぼすおそれがある地震として、海溝型地震（南海トラフ地震）2ケースと活断層による直下型の地震2ケースの合計4ケースを想定した。

2 想定地震

（1）想定地震1：南海トラフ地震（最大クラス）

香川県において、過去に大きな被害をもたらしたものは、南海トラフで発生する地震である。

南海トラフは、フィリピン海プレートが西南日本の下にもぐり込んでいるプレート境界であり、ここを震源とする地震は、概ね90～150年ごとに繰り返し発生している。（最近では、昭和21年（1946年）にマグニチュード8.0の昭和南海地震が発生）

南海トラフで発生する地震のうち、千年に一度あるいはそれよりもっと低い頻度で発生するが、発生すれば、甚大な被害をもたらす最大クラスの地震を想定した。（マグニチュード：震度9.0、津波9.1）

（2）想定地震2：南海トラフ地震（発生頻度の高い）

南海トラフで発生する地震のうち、一定の頻度（数十年から百数十年に一度程度）で発生し、最大クラスの地震に比べ、規模（震度や津波波高）は小さいものの大きな被害をもたらす地震を想定した。（マグニチュード8.7）

（3）想定地震3：中央構造線（讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部）の地震

中央構造線は県内を直接通っていないが、ここで地震が発生した場合には、香川県にも大きな被害をもたらすものと考えられる。

ここでは、本県に最も近い讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部を想定した。（マグニチュード8.0）

（4）想定地震4：長尾断層の地震

長尾断層は、さぬき市から高松市南部を経て綾川町に至る東西方向に延びた活断層で、こ

ここで地震が発生した場合には、県内に大きな被害をもたらすものと予想されることから想定地震とした。（マグニチュード7.1）

3 地震動予測結果

（1）想定地震1：南海トラフ地震（最大クラス）

- ① 市内の震度は、5強～6強になると予測された。
- ② 県内の震度は、5強～7になると予測され、平野部を中心に広い範囲で震度6弱、東讃・西讃の平野部を中心に震度6強が出現する傾向にあり、観音寺市、東かがわ市及び三豊市のごく一部で震度7と予測された。

（2）想定地震2：南海トラフ地震（発生頻度の高い）

- ① 市内の震度は、5弱～6弱になると予測された。
- ② 県内の震度は、4～6弱になると予測され、島嶼部の一部で震度4、島嶼部・山地及び中讃で震度5弱、県内の東部から西部の平野部を中心に震度5強が出現する傾向にあり、観音寺市、さぬき市及び東かがわ市などのごく一部で震度6弱が予測された。

（3）想定地震3：中央構造線（讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部）の地震

- ① 市内の震度は、5弱～6強になると予測された。
- ② 県内の震度は、4～7になると予測され、中央構造線に近い観音寺市、東かがわ市及び三豊市のごく一部で震度7、高松市の沿岸部、東讃・西讃などの一部で震度6強、県東部から西部の広い範囲で震度5強～6弱、島嶼部等で震度5弱、島嶼部の一部で震度4と予想された。

（4）想定地震4：長尾断層の地震

- ① 市内の震度は、4～6強になると予測された。
- ② 県内の震度は、4～6強になると予測され、長尾断層に近い高松市、三木町及びさぬき市などのごく一部で震度6強、高松市から東讃にかけて震度6弱、その他の地域では震度4～5弱が出現する傾向にある。

4 津波予測結果

（1）想定地震1：南海トラフ地震（最大クラス）

- ① 市内の港で地震発生直後の海面に±20cmの変動が生じるのは、志度港で約16分、江泊漁港で約17分、津田港で約15分、脇元漁港で約16分である。

県内の主要な港等で最も早く生じるのは、関谷港（観音寺市）で約4分となった。これは、初期地盤沈下量が大きいため、外洋からの津波が到達する前に海面の変動が生じるため、他の港でも同様である。

- ② 市内の港の最高津波波高は、志度港で2.1m、江泊漁港で1.1m、津田港で1.4m、脇元漁港で1.0mである。

県内の主要な港での最高津波波高は、約0.5～2.1mであり、最高津波波高が最も高い2.1mとなったのは、高松市とさぬき市である。

- ③ 市内の港の最高津波水位（津波波高＋満潮位等）は、志度港で3.8m、江泊漁港で2.7m、津田港で3.0m、脇元漁港で2.6mである。

県内の市町別の最高津波水位（津波波高＋満潮位等）は、約2.8～3.8mとなり、高松市、観音寺市、さぬき市など県内8市町で3mを越える。

- ④ 市内の浸水面積は、約5.3km²であり、この内浸水深1m未満が約2.6km²、浸水深1～2mが約2.0km²、浸水深2m以上が約0.7km²である。

県内の浸水面積は、県全体で約69.8km²であり、この内浸水深1m未満が約44.2km²、浸水深1～2mが約19.7km²、浸水深2m以上が約5.9km²である。

市町別では、市域が広い高松市が約17km²と最も大きく、次いで坂出市の約11km²、三豊市、観音寺市となっている。浸水深1m以上の面積でみると、高松市が約4.6km²と大きく、次いで三豊市となっている。

(2) 想定地震2：南海トラフ地震（発生頻度の高い）

- ① 市町別の最高津波水位（津波波高＋満潮位等）は、約2.3～3.2mとなった。3.2mとなったのは、観音寺市である。

- ② 市内の浸水面積は、約2.1km²であり、この内浸水深1m未満が約1.6km²、浸水深1～2mが約0.4km²である。

県内の浸水面積は、県全体で約10.9km²であり、このうち、浸水深1m未満が約8.3km²、浸水深1～2mが約2.3km²、浸水深2m以上が約0.3km²である。

市町別では、高松市が約2.2km²と最も大きく、次いで坂出市及びさぬき市の約2.1km²、小豆島町、三豊市となっている。浸水深1m以上の面積でみると、坂出市及びさぬき市が約0.4km²と大きく、次いで小豆島町となっている。

5 被害予測結果

(1) 想定地震1：南海トラフ地震（最大クラス）

- ① 香川県全体で建物被害が最も多くなる冬の18時における市内での全壊棟数は、2,000棟で、このうち、揺れによる全壊が1,000棟、津波による全壊が470棟、液状化による全壊が290棟、地震火災による全壊が240棟などであり、このときの香川県全体での全壊棟数は、35,000棟となっている。

- ② 香川県全体で人的被害が最も多くなる冬の深夜における市内での死者数は、1,100人で、このうち、揺れによる死者が60人、津波による死者が1,100人などであり、このときの香川県全体での死者数は、6,200人となっている。

- ③ 香川県全体で人的被害が最も多くなる冬の深夜における市内での負傷者数は、1,200人で、このうち、揺れによる負傷者が820人、津波による負傷者が340人などであり、このときの香川県全体での負傷者数は、19,000人となっている。

- ④ 香川県全体で避難者が最も多くなる冬の深夜における市内での避難者は、12,000人で、このうち、避難所での避難者が7,200人、避難所以外での避難者が4,800人であり、このときの香川県全体での避難者は、199,000人となっている。

- ⑤ 市内でのライフライン被害は、上水道の断水率が77%、下水道の支障率が47%、電力の停電率が99%、電話などの通信不通回線率が80%あり、香川県全体でのライフライン被害は、上水道の断水率が78%、下水道の支障率が28%、電力の停電率が99%、電話などの通信不通回線率が80%となっている。

(2) 想定地震2：南海トラフ地震（発生頻度の高い）

- ① 香川県全体で建物被害が最も多くなる冬の18時における市内での全壊棟数は、340棟で、このうち、揺れによる全壊が50棟、津波による全壊が10棟、液状化による全壊が280棟、などであり、このときの香川県全体での全壊棟数は、2,300棟となっている。

- ② 香川県全体で人的被害が最も多くなる夏の 12 時における市内での死者数は、100 人で、このうち、津波による死者が 90 人などであり、このときの香川県全体での死者数は、120 人となっている。
 - ③ 香川県全体で人的被害が最も多くなる冬の深夜における市内での負傷者数は、170 人で、このうち、揺れによる負傷者が 160 人、津波による負傷者が 20 人などであり、このときの香川県全体での負傷者数は、1,200 人となっている。
 - ④ 香川県全体で避難者が最も多くなる冬の深夜における市内での避難者は、6,500 人で、このうち、避難所での避難者が 3,900 人、避難所以外での避難者が 2,600 人であり、このときの香川県全体での避難者は、59,000 人となっている。
 - ⑤ 市内でのライフライン被害は、上水道の断水率が 43%、下水道の支障率が 3%、電力の停電率が 44%、電話などの通信不通回線率が 33%あり、香川県全体でのライフライン被害は、上水道の断水率が 23%、下水道の支障率が 2%、電力の停電率が 15%、電話などの通信不通回線率が 12%となっている。
- (3) 想定地震 3：中央構造線（讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部）の地震
- ① 香川県全体で建物被害が最も多くなる冬の 18 時における市内での全壊棟数は、830 棟で、このうち、揺れによる全壊が 160 棟、液状化による全壊が 300 棟、地震火災による全壊が 360 棟などであり、このときの香川県全体での全壊棟数は、30,000 棟となっている。
 - ② 香川県全体で人的被害が最も多くなる冬の深夜における市内での死者数は、10 人であり、これは、揺れによるものがほとんどであり、このときの香川県全体での死者数は、1,400 人となっている。
 - ③ 香川県全体で人的被害が最も多くなる冬の深夜における市内での負傷者数は、240 人で、これは、揺れによるものがほとんどであり、このときの香川県全体での負傷者数は、12,000 人となっている。
 - ④ 香川県全体で避難者が最も多くなる冬の深夜における市内での避難者は、680 人で、このうち、避難所での避難者が 410 人、避難所以外での避難者が 270 人であり、このときの香川県全体での避難者は、45,000 人となっている。
 - ⑤ 市内でのライフライン被害は、上水道の断水率が 43%、下水道の支障率が 4%、電力の停電率が 55%、電話などの通信不通回線率が 56%あり、香川県全体でのライフライン被害は、上水道の断水率が 63%、下水道の支障率が 6%、電力の停電率が 82%、電話などの通信不通回線率が 76%となっている。
- (3) 想定地震 4：長尾断層の地震
- ① 香川県全体で建物被害が最も多くなる冬の 18 時における市内での全壊棟数は、80 棟で、このうち、揺れによる全壊が 30 棟、液状化による全壊が 50 棟などであり、このときの香川県全体での全壊棟数は、2,000 棟となっている。
 - ② 香川県全体で人的被害が最も多くなる冬の深夜における市内での死者数は、少ないが被害があり、香川県全体での死者数は、40 人となっている。
 - ③ 香川県全体で人的被害が最も多くなる冬の深夜における市内での負傷者数は、40 人で、これは、揺れによるものがほとんどであり、香川県全体での負傷者数は、1,300 人となっている。
 - ④ 香川県全体で避難者が最も多くなる冬の深夜における市内での避難者は、30 人で、このうち、避難所での避難者が 20 人、避難所以外での避難者が 10 人であり、このときの香川

県全体での避難者は、4,000 人となっている。

- ⑤ 市内でのライフライン被害は、上水道の断水率が 8%、下水道の支障率が 2%、電力の停電率が 5%、電話などの通信不通回線率が 4%あり、香川県全体でのライフライン被害は、上水道の断水率が 21%、下水道の支障率が 2%、電力の停電率が 26%、電話などの通信不通回線率が 21%となっている。

6 減災効果

(1) 建物の耐震化

県内の住宅の耐震化率は、75%（平成25年現在）となっている。

旧耐震基準の建物の建て替えや耐震化により、全ての建物の耐震性が強化された場合には、揺れによる全壊棟数は、約11分の1に、それに伴う死者数は約15分の1に軽減される。

(2) 家具類の転倒・落下防止対策

県内の家具類の転倒・落下防止対策実施率は、約13%（平成24年10月県政世論調査）となっている。この実施率を100%にすることで、死傷者数は約4分の1に軽減される。

(3) 津波避難の迅速化

地震発生後、すぐに避難する県民が100%になれば、死者数は、約23分の1に軽減される。

【避難行動別の避難者比率】

	すぐに避難する (直接避難)	避難するがすぐ には避難しない (用事後避難)	切迫避難*ある いは避難しない
発災後全員が即避難	100%	0%	0%
早期避難者が少ない	20%	50%	30%

出典：「南海トラフの巨大地震 建物被害・人的被害の被害想定項目及び手法の概要（中央防災会議）より抜粋

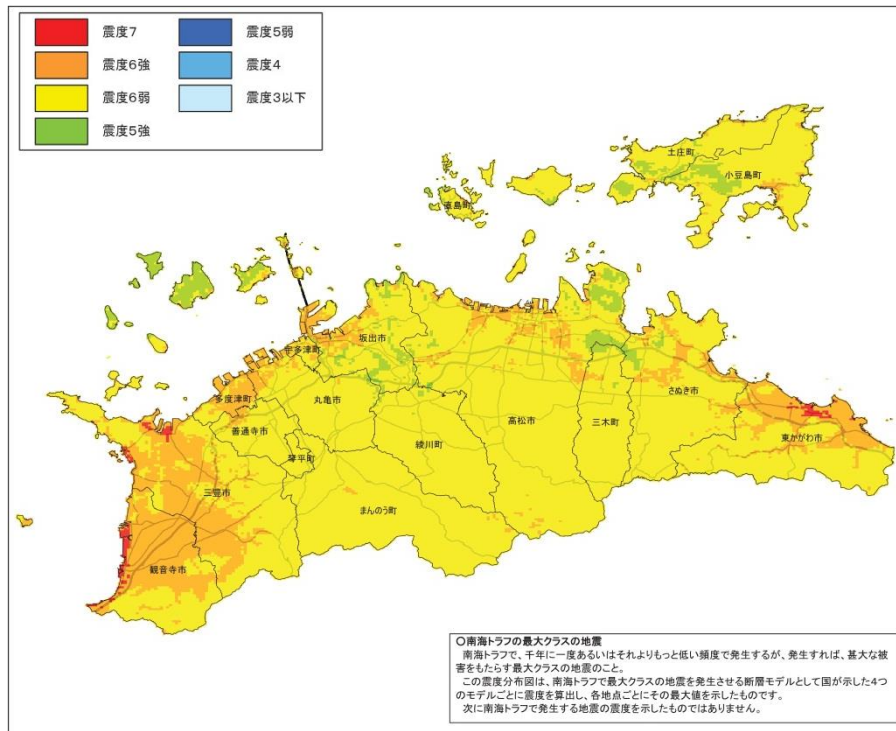
*切迫避難とは・・・津波の到来を自覚してから避難を開始するなどの状態を言う。

(4) 直接経済被害額の軽減

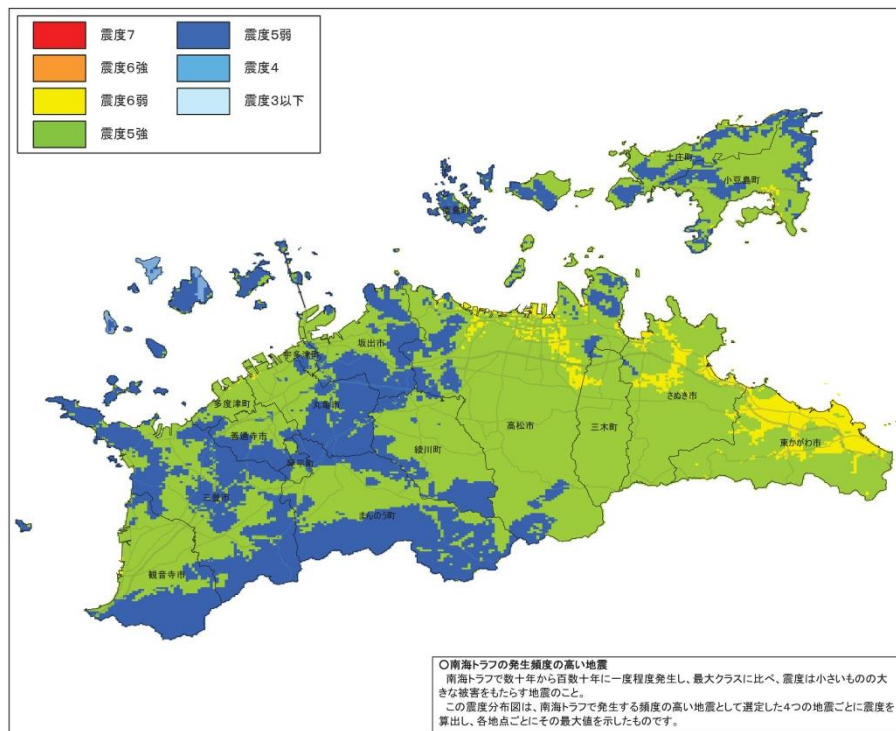
建物の耐震化率が100%となれば、直接経済被害額は、約2分の1に軽減される。

【想定震度分布図】

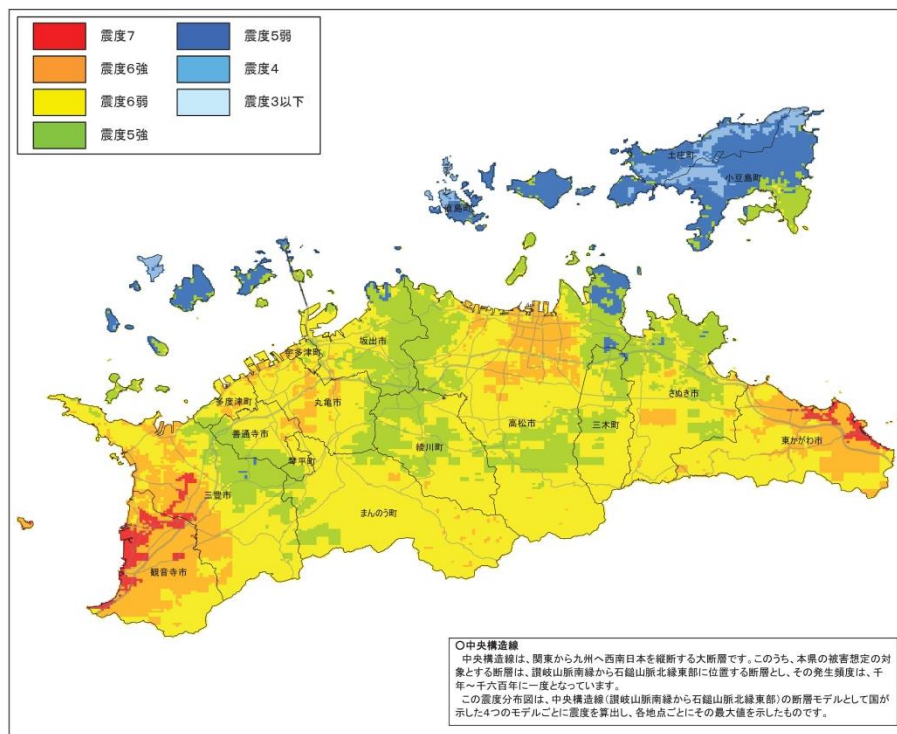
想定地震１：南海トラフ地震（最大クラス）



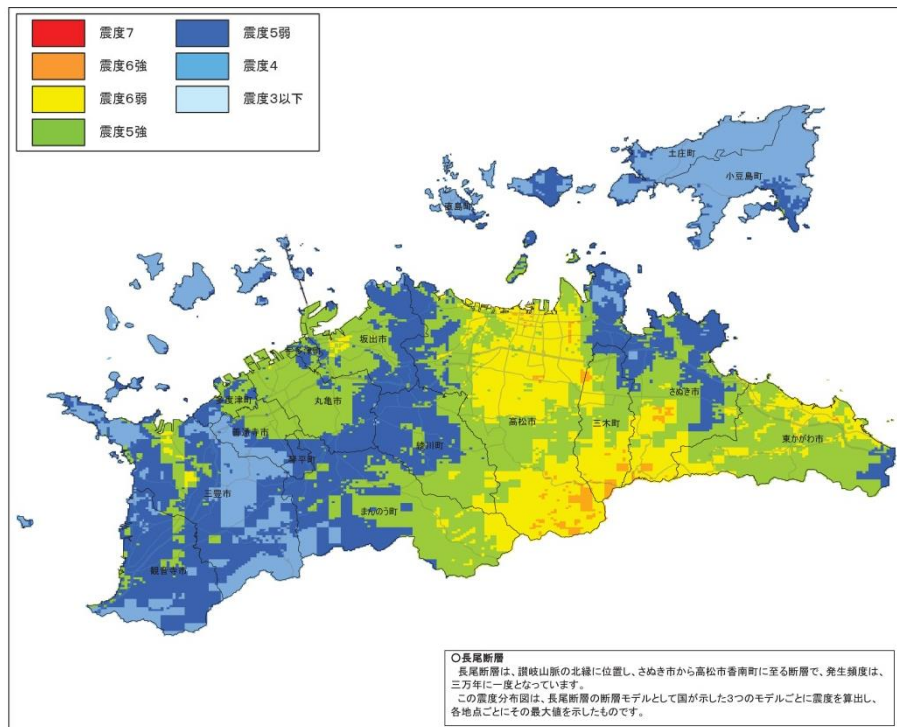
想定地震２：南海トラフ地震（頻度の高い）



想定地震 3：中央構造線の地震

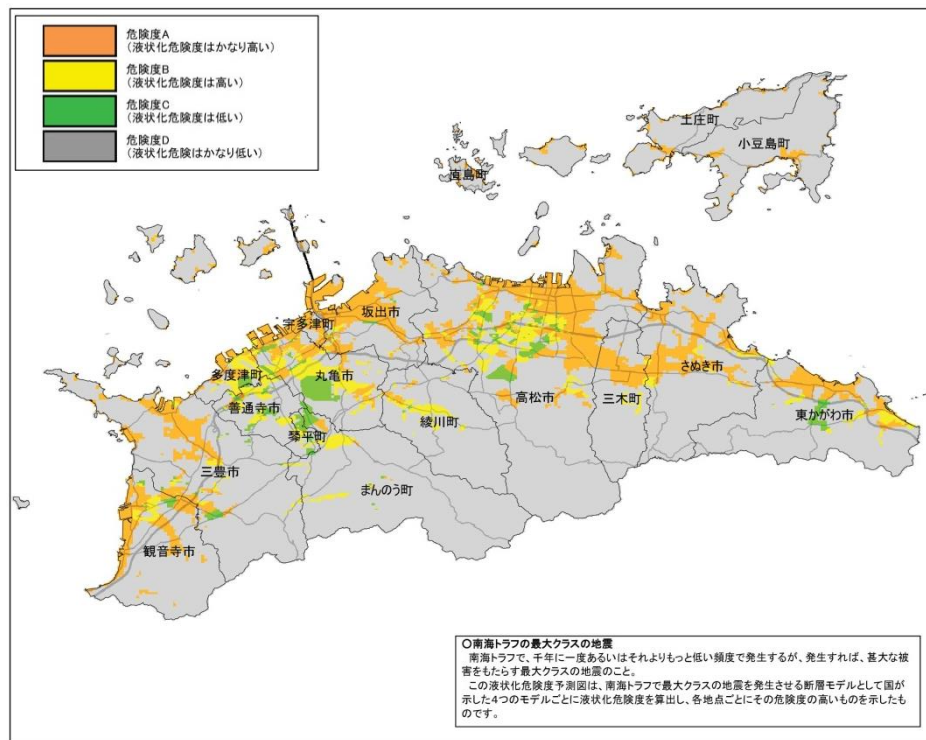


想定地震 4：長尾断層の地震

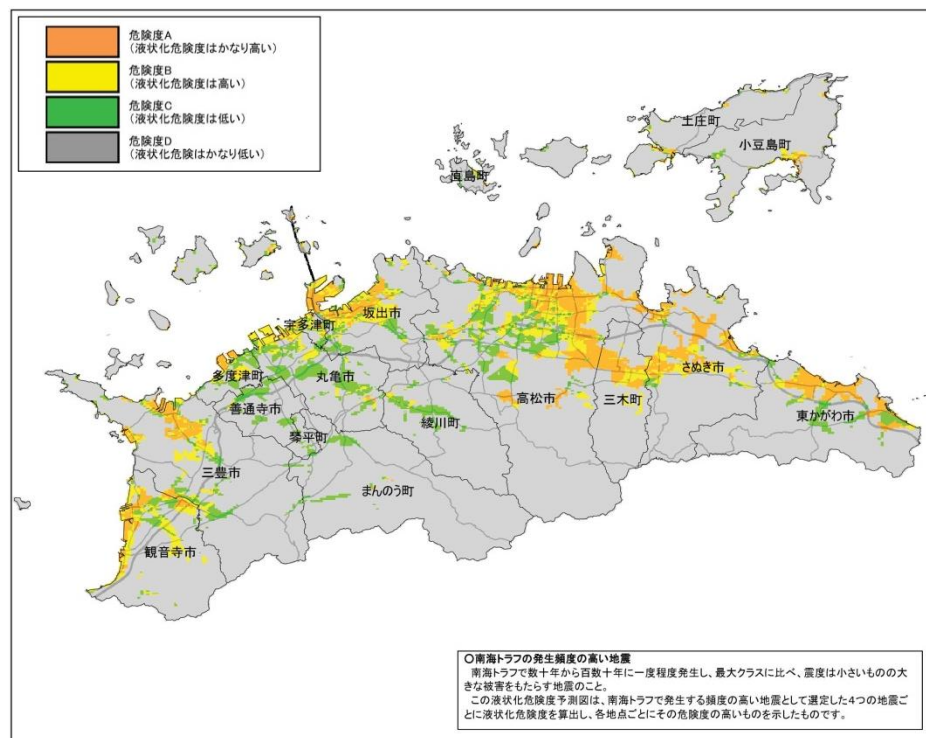


【液状化危険度予測図】

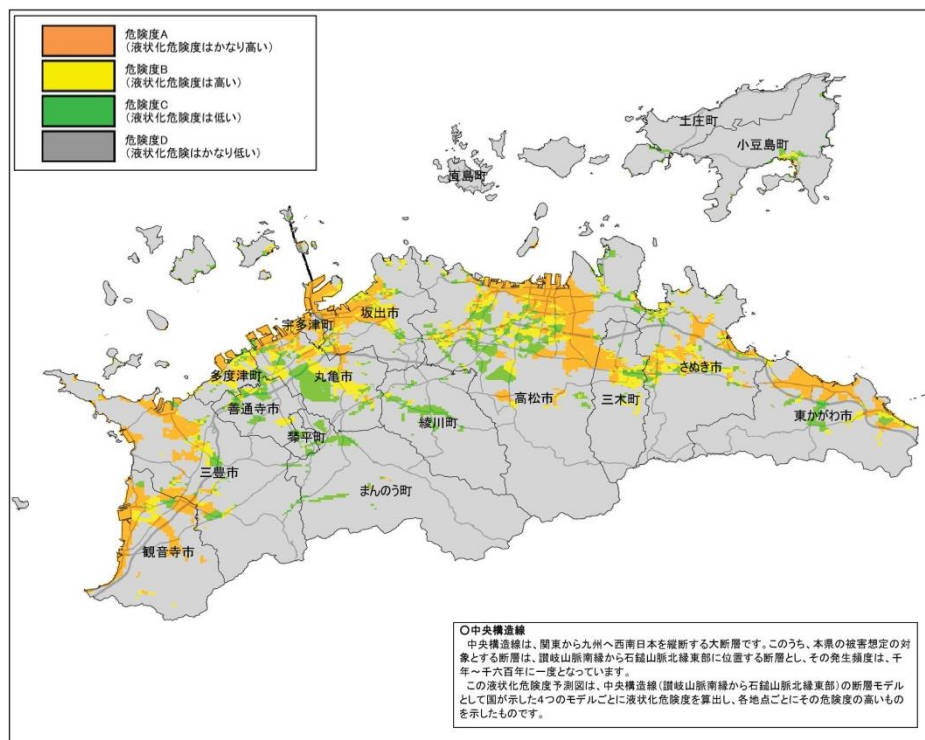
想定地震1：南海トラフ（最大クラス）



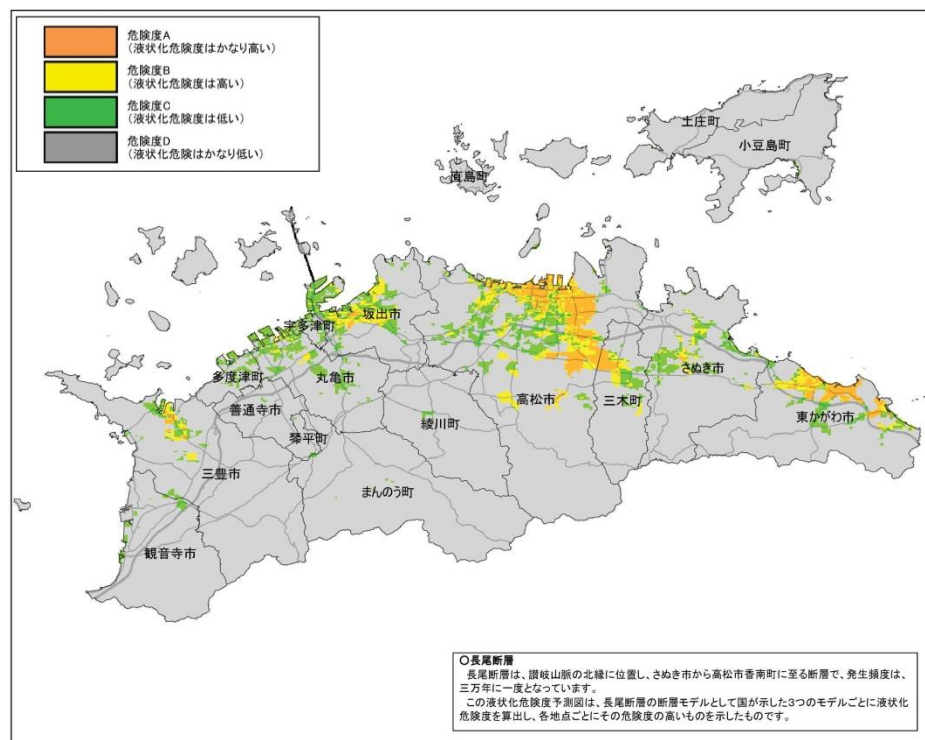
想定地震2：南海トラフ（頻度の高い）



想定地震 3：中央構造線の地震

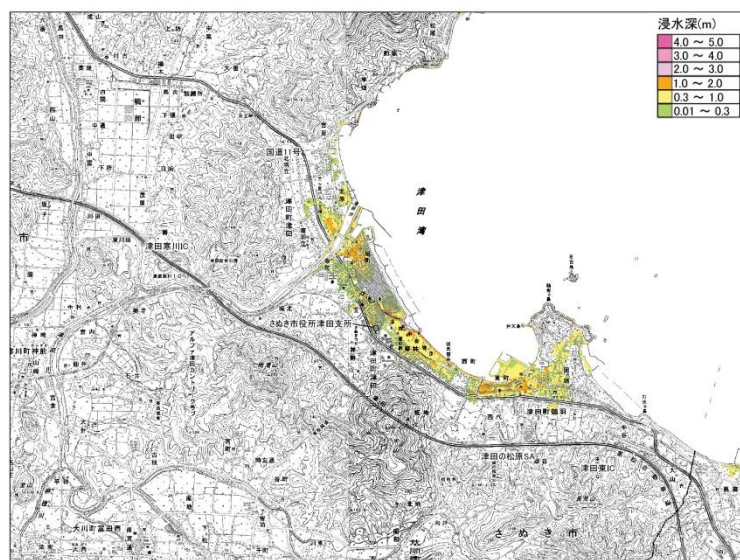
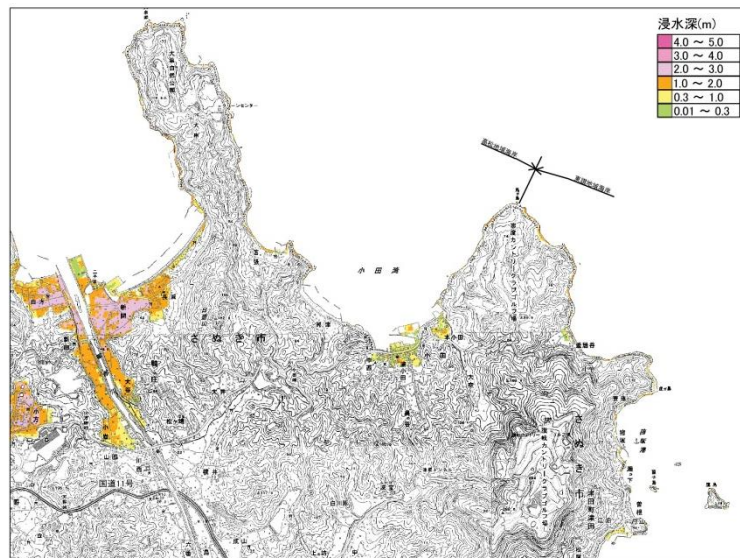
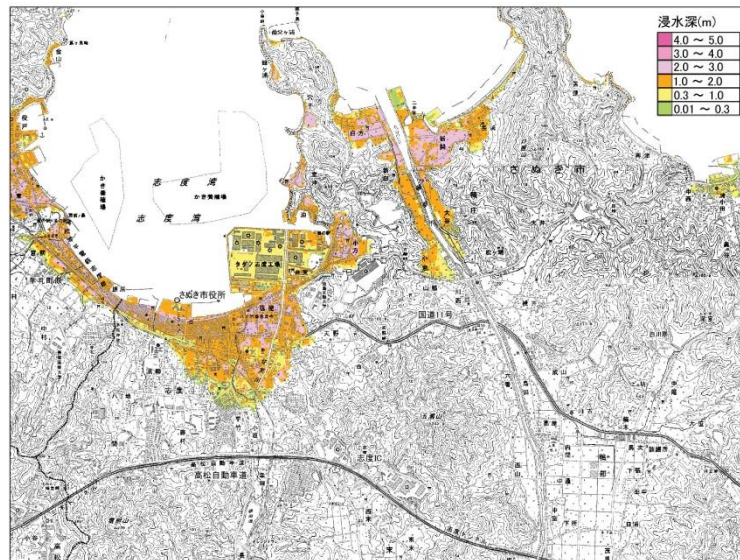


想定地震 4：長尾断層の地震

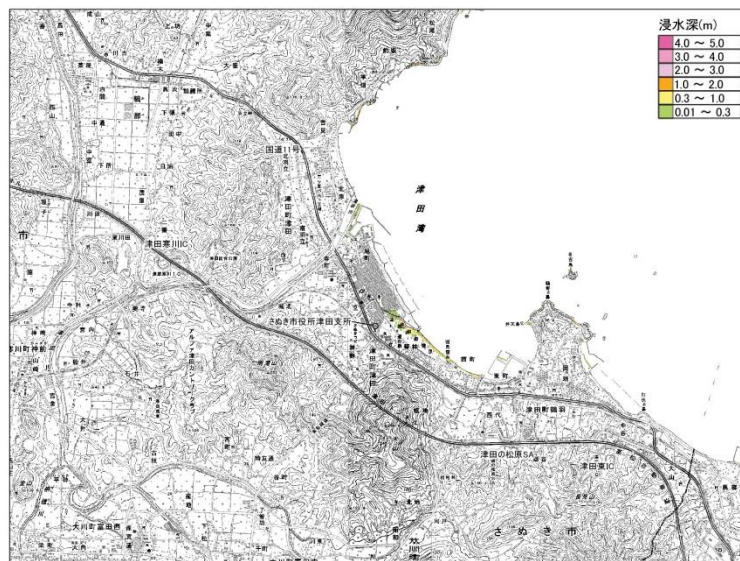
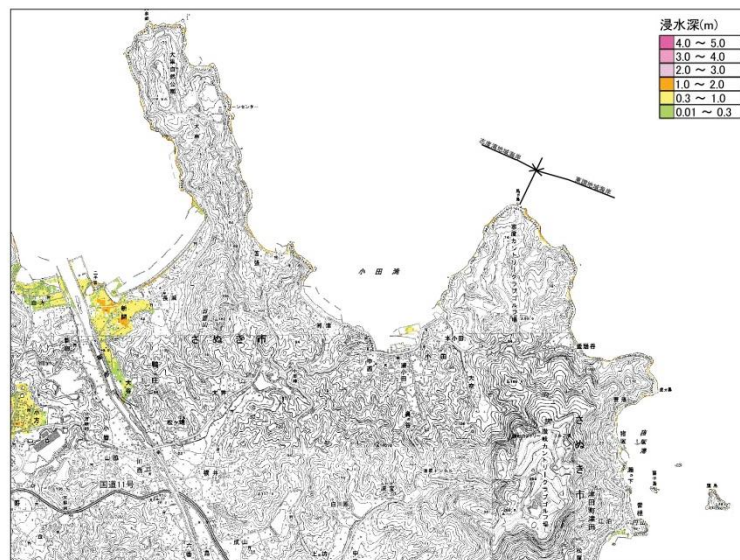
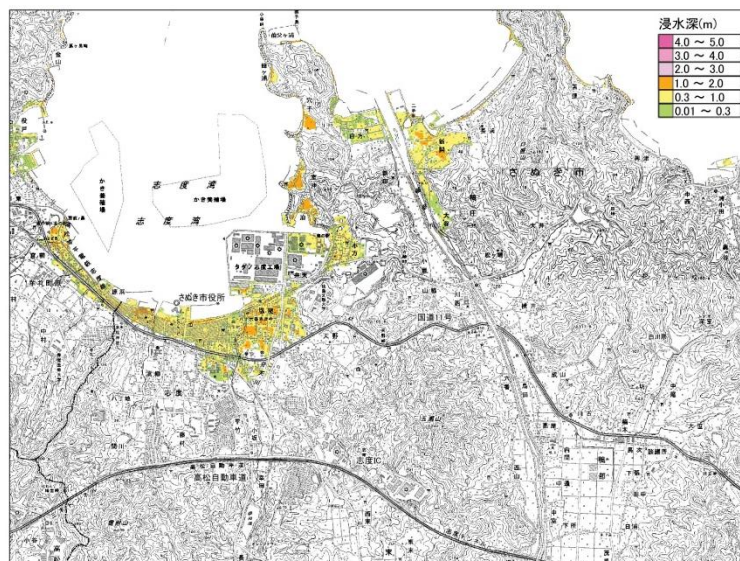


【津波浸水予測図】

想定地震1：南海トラフ（最大クラス）



想定地震２：南海トラフ（頻度の高い）



【さぬき市被害想定結果表】

想定地震 想定項目		南海トラフ (最大クラス)	南海トラフ (発生頻度の高い)	中央構造線	長尾断層
マグニチュード		地震 Mw9.0 津波 Mw9.1	M8.7	M8.0	M7.3
震 度		5 強～6 強	5 弱～6 弱	5 弱～6 強	4～6 強
最高津波水位		3.8m	2.9m	—	—
津波浸水面積		5.3 km ²	1.9 km ²	—	—
建物被害 (全壊)	揺れによる被害	1,000 棟	50 棟	160 棟	30 棟
	液状化による被害	290 棟	280 棟	300 棟	50 棟
	津波による被害	470 棟	10 棟	—	—
	急傾斜地崩壊による被害	20 棟	*	*	*
	地震火災による被害	240 棟	*	360 棟	*
	合 計	2,000 棟	340 棟	830 棟	80 棟
人的被害 (死者数)	建物倒壊による被害	60 人	*	10 人	*
	屋内収容物転倒等による被害	10 人	*	10 人	*
	津波による被害	1,100 人	90 人	—	—
	急傾斜地崩壊による被害	*	*	*	*
	地震火災による被害	*	*	*	*
	ブロック塀等による被害	*	*	*	*
	合 計	1,100 人	100 人	10 人	*
人的被害 (負傷者数)	建物倒壊による被害	820 人	160 人	240 人	40 人
	屋内収容物転倒等による被害	110 人	*	100 人	*
	津波による被害	340 人	20 人	—	—
	急傾斜地崩壊による被害	*	*	*	*
	地震火災による被害	*	*	*	*
	ブロック塀等による被害	*	*	*	*
	合 計	1,200 人	170 人	240 人	40 人
避難者	避難 所	7,200 人	3,900 人	410 人	20 人
	避難 所 以 外	4,800 人	2,600 人	270 人	10 人
	合 計	12,000 人	6,500 人	680 人	30 人
ライフライン被害	上水道断水率	77%	43%	43%	8%
	下水道支障率	47%	3%	4%	2%
	電力停電率	99%	44%	55%	5%
	通信不通率	80%	33%	56%	4%

(注) ① 建物被害は冬の18時、人的被害及び避難者は冬の深夜に発生した場合の想定であり、ライフライン被害は最大となる時間帯の合計である。

② 「—」はデータ無しまたは公表なしを示している。

③ 「*」は少ないが被害があることを示している。

④ 項目ごとの四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

第5節 南海トラフ地震の特徴及び対応方針

南海トラフ地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、その大きな特徴として、広域にわたり強い揺れと巨大な津波が発生することであり、市は、県及び防災関係機関等と連携をとって計画的かつ速やかに、こうした特徴を十分踏まえた防災対策を推進する。

市及び県は、すべての住民等が南海トラフ地震に対する防災意識を高揚させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講じるよう努める。特に、自主防災組織の結成、住居（昭和56年以前建築）の耐震診断や必要な耐震改修の実施については、住民による自主的・主体的な取り組みが促進されるよう留意する。

また、市及び県等は、南海トラフ地震等に関する相談を受ける窓口を設置する等具体的に住民等が地震・津波対策を講じる上で必要となる知識等を与えるための体制の整備に努める。特に、津波浸水予測地域の住民に対して、震度や浸水区域などに関する正確な情報が伝わるよう配慮する。

1 津波への対応

県が実施した津波被害想定調査の結果、太平洋沿岸だけでなく瀬戸内海沿岸においても津波が押し寄せ、香川県沿岸でも被害が発生する可能性がある。

このため、海岸構造物等の点検や整備、津波避難計画や津波ハザードマップの作成、津波避難に関する意識啓発や訓練の実施など被害軽減のための対策を推進する。

2 広域な被害への対応

関東地方から四国・九州の太平洋側を中心にして、広範囲において甚大な被害が予想され、これに伴い、連絡の途絶、物資や人的資源の不足、経済活動の低下など大きな影響が想定され、国家的な応援体制が必要となる。

一方、国の被害想定では、香川県の被害は太平洋沿岸各県に比べれば軽いため、ボランティアや自衛隊など県外からの応援が期待できない、物資等が十分に入っていないなどの事態が考えられる。

このため、今後、自主防災組織の活動強化や備蓄の推進など地域防災力の強化に向けた取り組みが重要となる。

3 時間差発生への対応

南海トラフ地震について、過去の事例によると、同時に発生（1707年宝永地震）したと思われるもののほか、32時間の間隔をおいて発生した事例（1854年安政東海地震・安政南海地震）、約2年間の間隔をおいて発生した事例（1944年東南海地震・1946年南海地震）などがある。

このように、南海トラフで発生する地震には多様性があり、大きな地震が発生した後、時間差を置いて再び大きな地震が発生する可能性があるため、その間にどのような事態が発生するのか、また、市や県など防災関係機関、住民等は何をなすべきか、何ができるのか、これらを考慮し、防災対策を推進する。

4 複合災害への対応

南海トラフ地震は海溝型地震であり、沿岸部では揺れと津波による被害が発生する。

つまり、地震の揺れと液状化により海岸構造物等が機能しなくなったところへ津波がきて被害が拡大したり、揺れに伴う建物倒壊により下敷きになったところへ津波がきて死者が発生したりするなどのおそれがある。

このため、地震と津波による複合災害の発生に対して十分な対策を講じる。

第6節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、大規模地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合等に気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」を活用し、人的・物的被害の軽減につなげるための防災対応をとることとする。

1 南海トラフ地震に関連する情報

(1) 南海トラフ地震に関連する情報の種類

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード 6.8 以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する（この2つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ）。

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方公共団体に対して防災対応について指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとしている。

【情報の種類とその発表条件】

情報名	発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

(2) 南海トラフ地震臨時情報に付記するキーワード

「南海トラフ地震臨時情報」は、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記して発表される。

【付記するキーワードとその条件】

キーワード	キーワードを付記する条件
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内（※1）でマグニチュード6.8以上（※2）の地震（※3）が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード（※4）8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	○監視領域内（※1）において、モーメントマグニチュード（※4）7.0以上の地震（※3）が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く。） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	○「巨大地震警戒」「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲（下図）



※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く

※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

2 南海トラフ地震臨時情報の伝達等

気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、住民が迅速かつ適切に防災対応を実施するためには、同情報を速やかにかつ確実に住民に伝達する必要がある。

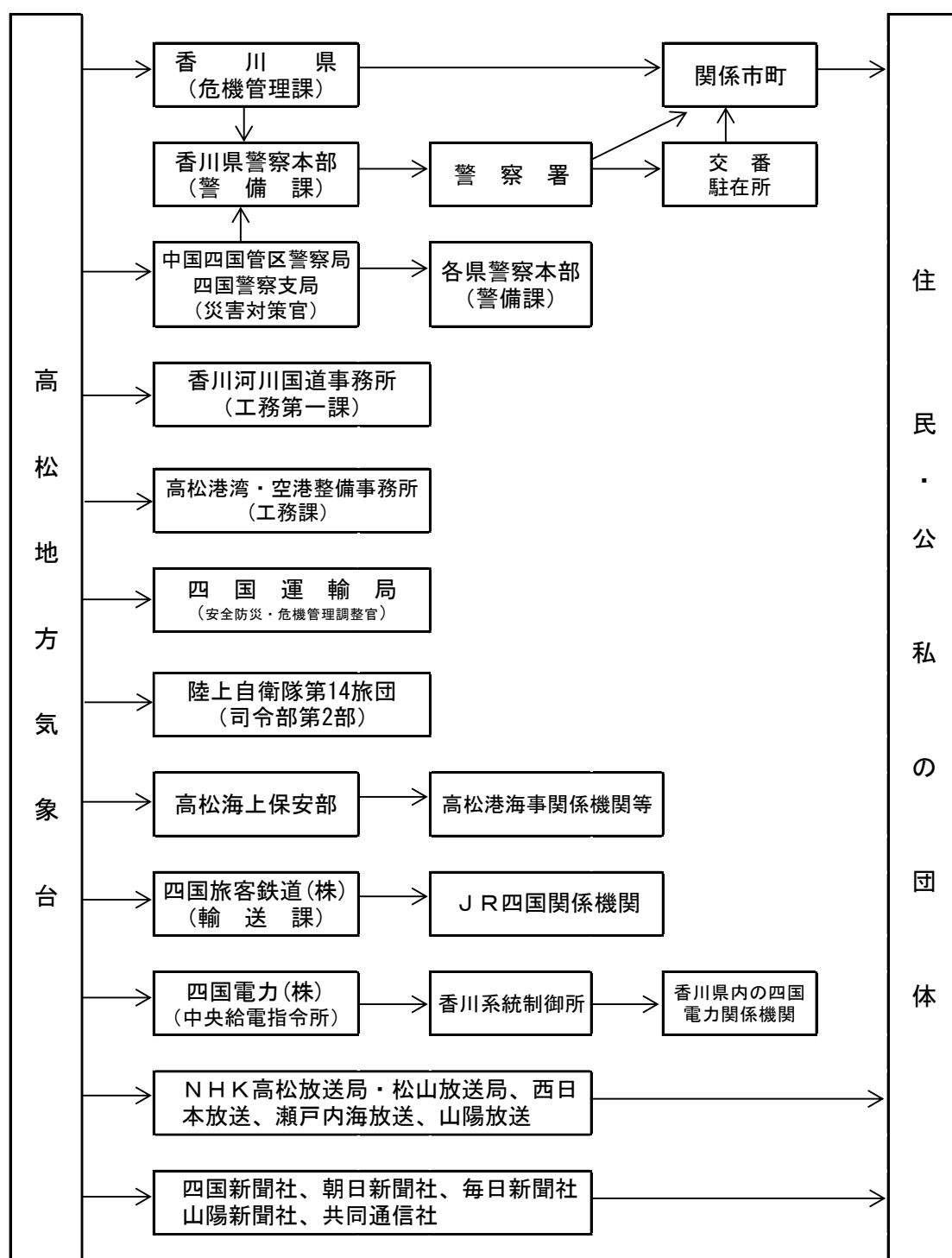
県は、市及び消防本部に速やかに同情報を伝達するとともに、防災情報メールや県ホームページ、SNSの活用など多様な伝達手段により住民に対する情報提供を行う。

市は、防災行政無線や有線放送、県防災情報システムによるメール配信のほか、自治会や自主防災組織等を通じての連絡などを行う。

その際、「半割れケース」時等においては、地震や津波、被災状況等多様な情報が輻輳していることが想定され、そのような状況の中において「南海トラフ地震臨時情報」の発表を確実に伝達するためには、特に、報道機関と連携したテレビ、ラジオ等による適時適切な情報提供の実施が重要となる。

また、県、市及び防災関係機関は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時には、当該臨時情報の内容や、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するとともに、地域住民等からの各種問合せに対応するため総合的な窓口を開設する。

【南海トラフ地震臨時情報発表時の伝達系統図】



3 情報収集・連絡体制

県、市及び防災関係機関は、「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、組織内の各部署で情報を共有し、各種情報の収集体制を整備するとともに、災害対策本部が設置されていない場合にあっては、必要に応じて連絡会議等を開催する。

4 災害応急対策をとるべき期間等

県、市及び防災関係機関は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるモーメントマグニチュード 8.0 以上の地震の発生から 1 週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたマグニチュード 6.8 程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後 1 週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

5 住民の防災対応

香川県防災対策基本条例の基本理念である「防災対策は、県民が自らの身は自らで守る自助を原則」とする考え方のもと、住民一人一人が「南海トラフ地震臨時情報」発表時の防災対応を検討・実施することを基本とし、市及び県は、想定される地震・津波の状況、「南海トラフ地震臨時情報」の内容など住民が防災対応を検討するために必要な情報を提供する。

また、市は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合において、地震が発生してからの避難では、住民の身体に危険を及ぼすおそれがある場合など、後発地震による災害リスクが高い地域については、住民の事前避難を検討することを基本とする。

（1） 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒対応）発表時

① 日頃からの地震への備えの再確認等

住民は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合、日頃から の地震への備えの再確認をするとともに、日常生活を行いつつ、個々の状況に応じて一定期間、後発地震発生に注意し、できるだけ安全な行動をとることが重要である。

このため、市及び県は、同情報発表時に、住民があわてて食料や日用品を備蓄するなどの混乱が生じないように、日頃からの地震への備えについて機会を捉えて周知し、住民に必要な対策の実施を促すものとする。

② 後発地震に備えた事前避難

ア 避難検討対象地域

津波に限らず、水深が 30cm 以上になると人が歩行で避難することが困難となることから、「香川県地震・津波被害想定」における浸水深 30cm 到達時間予測図において、堤防崩壊等により 30cm 以上の浸水が 30 分以内に生じると想定される地域を避難検討対象地域とする。

イ 事前避難対象者

避難検討対象地域内の要配慮者を基本とする。

ウ 事前避難の期間

1 週間を基本とする。

エ 「高齢者等事前避難対象地域」に対する「避難準備・高齢者等避難開始」の発令

半割れケース（東側でモーメントマグニチュード 8 クラスの地震が発生）の場合、最初の地震発生後に瀬戸内海沿岸部にも大津波警報の発表により、沿岸部の住民に対して「避難指示（緊急）」が発令されることが想定されている。

上記ア～ウの考え方に基つき、堤防崩壊等により 30cm 以上の浸水が 30 分以内に生じる地域を「高齢者等事前避難対象地域」とし、大津波警報・津波警報・津波注意報が解除された後、同地域に対して、「避難準備・高齢者等避難開始」を発令し、

要配慮者については避難を継続する。

オ 避難方法等

高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者は、大津波警報・津波警報・津波注意報が解除された後、安全に留意しながら、避難場所から避難所又は知人・親類宅等への移動を開始することを基本とする。

避難所は、指定避難所又は福祉避難所を基本とし、後発地震の発生時に想定されるリスク（津波等による浸水、土砂災害、耐震性不足等による倒壊等）に対して、できるだけ安全な施設を選定するとともに、受入れが必要な人数や各施設の設備の状況を踏まえて、1週間を基本とした避難生活が可能な施設を選定する。

災害発生後の避難と異なり、電気・ガス・水道等のライフラインは通常どおり稼働し、商業施設等も営業していると想定されるため、避難者等が自ら必要なものを各自で準備することを基本とする。

カ 地域の実情に応じた検討

事前避難対象地域及び事前避難対象者等の考え方は、上記ア～ウを基本とするが、浸水深 30cm 到達時間や避難場所までの距離、避難者の移動速度、昼夜の違い等を考慮し、市は、地域の実情に応じてこれらを適切に定めることができるものとする。

③ 避難所の運営等

市は、要配慮者が避難をためらうことがないよう、避難所における快適な生活環境の確保に努めるとともに、自ら避難することが困難な避難行動要支援者の避難支援を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の適切な更新及び個別計画策定の取組みを推進するものとする。

また、市は、1週間を基本とした避難所運営を円滑に行えるよう、自主防災組織、ボランティア等の関係団体による運営体制やそれぞれの役割等をあらかじめ検討する。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意対応）発表時

住民は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、日常生活を行いつつ、個々の状況に応じて一定期間地震発生に注意し、できるだけ安全な防災行動をとることを基本とする。

このため、市及び県は、同情報発表時に、住民があわてて食料や日用品を備蓄するなどの混乱が生じないように、日頃からの地震への備えについて機会を捉えて周知し、住民に必要な対策の実施を促すものとする。

6 消防機関等の活動

市は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。

- ・ 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- ・ 事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保

7 警備対策

警察は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

- ・ 正確な情報の収集及び伝達
- ・ 不法事案等の予防及び取締り
- ・ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する支援

8 水道、電気、ガス、通信サービス、放送関係

(1) 水道

香川県広域水道企業団は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合において、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

(2) 電気

電力事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合において、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

(3) ガス

ガス事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合において、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

また、ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定めるものとする。

(4) 通信サービス

電気通信事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合において、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知などの措置の内容を明示するものとする。

(5) 放送

放送事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等の正確かつ迅速な報道に努めるとともに、後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとする。

また、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合には、関係機関と協力して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震に備えて、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等の被害軽減のための取組みなど、地域住民等が防災行動をとるために必要な情報の提供に努めることとする。

なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用にも努めるものとする。

9 金融

金融機関は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合及び後発地震の発生に備え、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等、事前の準備措置としてとるべき内容を定めておくものとする。

10 交通

(1) 道路

県は、警察及び道路管理者等と調整の上、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」等が発表された場合の交通対策等の情報について地域住民等にあらかじめ情報提供を行うものとする。

(2) 海上及び航空

高松海上保安部及び港湾管理者は、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」等が発表された場合、在港船舶の避難等について、津波に対する安全性に留意し、地域別に対策を行うものとする。

港湾管理者は、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」等が発表された場合に備え、津波による危険が予想される地域に係る港湾において、浸水予測図や津波ハザードマップ等を活用した津波避難対策の周知・啓発を図る。

空港管理者は、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」等が発表された場合、運航者に対し、必要な航空情報の提供等を行うものとする。

また、空港管理者は、後発地震に備えて応急対策活動の基地として使用するため、事前に必要な体制を整備するものとする。

(3) 鉄道

鉄道事業者は、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとし、特に、津波等により浸水する恐れのある地域については、津波等への対応に必要な体制をとるものとする。

また、鉄道事業者は、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」等が発表される前の段階から、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」等が発表された場合の運行規制等の情報について、地域住民等に対してあらかじめ情報提供を行うものとする。

11 市自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する道路、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理者は、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」等が発表された場合における管理上の措置及び体制について定め、職員等に周知するものとする。

① 各施設に共通する事項

ア 「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」等の入場者等への伝達

＜留意事項＞

- ・ 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」等の発表された際、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。
- ・ 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

- エ 出火防止措置
- オ 水、食料等の備蓄
- カ 消防用設備の点検、整備
- キ 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- ク 各施設における緊急点検、巡視

② 個別事項

- ア 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
- イ 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置
- ウ 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置
- エ 学校にあつては、次に掲げる事項
 - ・ 児童生徒等に対する保護の方法
 - ・ 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
- オ 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項
 - ・ 入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法
 - ・ 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- ① 災害対策本部等が設置される庁舎等の管理者は、(1)の①に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。
 - ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
 - イ 無線通信機等通信手段の確保
 - ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- ② 県は、市地域防災計画に定める指定避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。
- ③ 県は、市が行う屋内避難に使用する建物の選定について、保有施設の活用等協力するものとする。

(3) 工事中の建築物等に対する措置

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を一時中止するものとする。

1.2 滞留旅客等に対する措置

市は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

県は、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあつせん、市が実施する活動との連携等の措置を行うものとする。

第7節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備方針等

南海トラフ地震の直接的被害を軽減し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、建築物、構造物等の耐震化等を図るとともに、指定緊急避難場所等地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を推進する。

1 位置づけ

この目標は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項に基づく、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する目標である。

2 整備方針等

- (1) 施設等の整備に当たっては、その具体的な目標及びその達成期間を定めた計画を策定し、その計画に沿って実施するものとする。
- (2) 当該計画の策定に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備等の順序及び方法について考慮するものとする。

3 整備目標

(1) 施設の整備等についての目標

① 指定避難所等

市は、香川県地震・津波被害想定における南海トラフ地震（最大クラス）の避難者数に対応する指定緊急避難場所及び指定避難所の整備を行う。

② 防災拠点施設

(削除)

市は、津波浸水想定区域内に所在する教育委員会の庁舎については、その移転地を検討し、令和2年度までに浸水想定区域外に移転する。

③ 避難経路

ア 市は、県が進める避難経路となる道路の整備に協力する。

イ 市は、地震発生時における火災等から人命を守るために、必要な避難経路を整備するよう努める。

④ 消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

(削除)

(削除) 市は、消防団の拠点施設である消防団屯所のうち、耐震性を有していない施設等の改修整備等を行う。

⑤ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

ア 市は、県が中山間地域総合整備事業で計画している農業集落道の整備に協力する。

イ 市は、消防活動が困難である区域の解消に資する必要な道路を整備するよう努める。

⑥ 老朽住宅密集市街地における延焼防止上必要な道路若しくは公園、緑地、広場その他の公共空地又は建築物

市は、市街地にある不良住宅や密集市街地の改良促進を行い、住環境の整備等に努める。

⑦ 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施

設

ア 市は、県が進める緊急輸送を確保するために必要な道路の整備に協力する。

イ 市は、県が整備する災害応急対策活動に必要な橋梁耐震化対策に協力する。

ウ 市は、県が道路防災点検の結果による要対策箇所の整備に協力する。

エ 市は、県が緊急輸送を確保するために必要な交通管制施設の整備に協力する。

オ 市は、地震発生後における緊急輸送を確保するために必要な道路を整備するよう努めるとともに、避難困難な地域などにおいて、緊急輸送を確保するために必要なヘリポート等を整備するよう努める。

⑧ 共同溝、電線共同溝その他の電線、水管等の公益物件を地下に収容するための施設

ア 市は、県が四国地区無電柱化推進基本計画に位置づけられる電線共同溝施設の整備に協力する。

イ 市は、四国地区無電柱化推進基本計画に位置づけられる電線共同溝施設を整備するよう努める。

⑨ 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設、河川管理施設又は津波防護施設

市及び県は、海岸保全施設・河川管理施設について、「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき整備優先度の高い箇所から計画的に海岸保全施設の整備を行う。

⑩ 砂防設備、保安施設、急傾斜地崩壊防止施設で、避難経路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要なもの

ア 市は、県が避難経路や緊急輸送を確保するために必要な道路又は人家の地震防災上必要な治山ダム等の保安施設の整備に協力する。

イ 市は、県が避難経路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要な砂防設備及び急傾斜地崩壊防止施設の整備に協力する。

⑪ 農業用排水施設であるため池で、避難経路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上改修その他の整備を要するもの

市は、県が貯水量10万 m^3 以上の大規模ため池のうち、耐震性が不足するため池の耐震化補強工事に協力する。

貯水量10万 m^3 未満のため池で、防災上重要な中小規模ため池を対象に耐震性点検調査を行い、耐震性が不足するため池について、耐震補強工事を実施する。

⑫ 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点

市は、災害発生時に拠点として利用することが予定されている施設などについて、早期に耐震化を図るよう努める。

⑬ 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うため必要な防災行政無線設備を平成29年度までにデジタル化する。

また、市は、J-A-L-E-R-T自動起動装置を適正に維持管理する。

⑭ 地震災害時において飲料水、食糧、電源その他被災者の生活に不可欠なものを確保するため必要な井戸、貯水槽、水泳プール、非常用食糧の備蓄倉庫、自家発電設備その他の施設又は設備

ア 市は、被災者の生活を確保するため必要な井戸について、それぞれの地域の指定避難所の特性を考慮し、市が必要と判断する井戸を整備するよう努める。

イ 水道事業者は、応急給水拠点となる配水池などの浄水貯水施設を整備するとともに、

耐震化を図るよう努める。

ウ 市は、小・中学校において、浄水機能を有する水泳プールの設置校数の増加に努める。

エ 市は、南海トラフ地震の発生に備え、平成34年度までに、既存の市や県が所有している施設を活用することにより、非常用食糧の備蓄スペースを確保する。

⑮ 地震災害時における応急的な措置に必要な救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫

市は、南海トラフ地震の発生に備え、令和4年度までに、既存の県や市町が所有している施設を活用することにより、救助用資機材その他の物資の備蓄スペースを確保する。

⑯ 地震災害時において負傷者を一時的に収容し、及び保護するための救護設備その他の地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材

市は、南海トラフ地震の発生に備え、令和2年度までに、応急的な措置に必要な設備や資機材を計画的に整備する。

(2) 地震防災上改築又は補強を要するものについての目標

① 社会福祉施設

市は、社会福祉施設の耐震化率を令和2年度までに90%とする。

② その他不特定多数の者が利用する公的建造物

市は、不特定かつ多数の者が利用する施設について、早期に耐震化を図るよう努める。

第8節 津波防災地域づくりの推進に関する対応方針

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）が施行されたことを受け、将来起こりうる津波災害を防止・軽減するため、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災地域づくり」を総合的に推進する。

1 基本理念

津波防災地域づくりにおいては、最大クラスの津波が発生した場合でも「なんとしても人命を守る」という考え方で、地域ごとの特性を踏まえ、既存の公共施設や民間施設も活用しながら、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させる「多重防御」の発想により、国、県及び市の連携・協力の下、地域活性化の観点も含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を効率的かつ効果的に推進することを基本理念とする。

2 基礎調査の実施

県は、津波対策の基礎となる3の津波浸水想定の設定等のため、海域・陸域の地形、土地利用の状況等の調査（以下、この節において「基礎調査」という。）を国や市と連携・協力して計画的に実施する。なお、県は、基礎調査の実施にあたり、広域的な見地から必要なもの（航空レーザ測量等）として国が実施する調査の成果をできる限り活用するものとする。

3 津波浸水想定の設定

- （1）県は、国土交通大臣が定める「津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針（以下、この節において「基本指針」という。）」に基づき、津波浸水想定（津波により浸水するおそれのある土地の区域及び浸水した場合に想定される水深）を設定し、公表する。
- （2）津波浸水想定は、基礎調査の結果を踏まえ、最大クラスの津波を想定して設定するものとする。また、海岸保全施設等の整備を進めるための基準となる発生頻度の高い一定程度の津波についても、国の動向を踏まえて浸水シミュレーションを検討する。

- ① 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
【防災基本計画（平成28年5月修正）～抜粋～】

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先して、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の高揚及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、緊急避難場所（津波避難ビル含む。）や避難路等の整備・確保などの警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地活用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じる。

- ② 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

【防災基本計画（平成28年5月修正）～抜粋～】

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

- (3) 津波浸水想定公表にあたっては、県の広報、印刷物の配布、インターネット等により十分な周知を図られるよう努めるものとする。

4 津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画の作成

3の津波浸水想定等を踏まえて、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努めるものとする。

5 津波災害警戒区域等の指定

県は、3で設定する津波浸水想定等を踏まえ、津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定を検討する。

6 津波からの防護のための施設の整備方針等

- (1) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波の被害が予想される地域において、防潮堤、堤防、水門等の点検、補強等の施設整備を推進する。

- (2) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、定期的に施設の点検・巡視等を実施するとともに、津波への迅速な対応が可能になるように、水門、陸閘等の閉鎖を迅速確実に行うための体制、手順や平常時の管理方法等について定め、訓練の実施に努める。

また、陸閘の常時閉鎖に努め、市及び県は、そのための啓発等を行う。

なお、水門等の閉鎖手順等を定める場合には、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮する。

- (3) 河川、漁港及び下水道等の管理者は、地震及び津波の発生に備えて、それぞれが管理する内水排除施設について、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておく。

- (4) 市及び県は、津波により孤立が懸念される地域のヘリコプター臨時離発着場、港湾、漁港等の整備に努める。

- (5) 市は、住民に対して津波警報等の迅速な伝達を行うため、同報無線等の防災行政無線など情報伝達設備の整備等に努める。

7 海岸保全施設の整備等

香川県には、瀬戸内海に面した延長約700kmに及ぶ海岸線があり、農林水産省（漁港、農地海岸）及び国土交通省（港湾区域、その他の海岸）がこれを所管している。

各海岸管理者は、海岸の高潮及び津波予防事業として、津波・高潮対策事業等により海岸保全施設の整備を行う。

8 行政関連施設等の津波災害対策

行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災機能の充実に努める。

特に、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波対策については、万全を期

することとし、津波浸水想定区域内に所在する庁舎については、その移転地を検討し、津波浸水想定区域外への移転を推進する。

第2章 災害予防計画

第1節 都市防災対策計画

都市における災害防止のため、適正で秩序ある土地利用を図り、防災面に配慮した都市施設の整備や各種都市防災対策を積極的に推進する。

主な実施機関	市（都市整備課、危機管理課）、県（都市計画課、建築指導課、住宅課）
--------	-----------------------------------

1 都市施設の整備促進

（1）土地区画整理

市、県等は、都市計画区域内において健全な市街地を形成するため、道路、公園、上下水道等を整備して、面的に計画的な市街化を図る。

（2）街路の整備

市、県等は、都市計画道路の整備、拡幅により都市内に空間を与え、火災の延焼を防止し、地震発生時における緊急輸送及び避難路としての機能を確保する。

（3）公園緑地の整備

市、県等は、市街地の公園緑地の規模と配置の適正な整備を図り、火災の延焼を防止し、地震発生時における指定緊急避難場所及び指定避難所としての機能を確保する。

2 都市防災対策の推進

（1）都市計画における防災対策の位置付け

市及び県は、長期的な視点で安全なまちづくりを進めるため、地域防災計画との有機的な連携を図りつつ、都市計画区域マスタープランに定める都市防災に関する都市計画の決定方針に基づき、都市計画を定める。

（2）防火地域、準防火地域の指定

市は、市街地における火災の危険を防除するため、市街地の中心部で土地利用度、建築密度が高く、防災上特に重要な地区を防火地域、準防火地域に指定することに努め、建築材料、構造等の制限を行う。

（3）市街地再開発事業

市、県等は、市街地の計画的な再開発を行い、都市における災害の防止、土地の合理的かつ健全な高度利用、都市機能の更新を図る。

（4）住宅地区改良事業

市は、市街地にある不良住宅地の改良促進を行い、住宅の不燃化、住環境の整備を図る。

（5）宅地造成等の規制

県等は、宅地造成工事により、がけ崩れや土砂の流出を生ずるおそれがある区域を宅地造成工事規制区域に指定し、必要な規制を行う。

（6）地区計画による防災まちづくり

市は、火事、地震、津波等の災害時における地区レベルでの延焼防止及び避難上必要な機

能の確保等を図るため、防災街区整備地区計画制度の活用等を図る。

(7) 住居系用途地域の指定

市は、河川の洪水や津波、高潮等による浸水リスクを考慮し、できるだけリスクの低い地域に住居系用途を指定する。

第2節 建築物等災害予防計画

地震による建築物等の被害を防止し、住民の生命、財産等を保護するため、公共建築物の耐震性を確保するとともに、一般建築物の防災指導等を行い、建築物等の安全確保を図る。また、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づくさぬき市耐震改修促進計画による耐震改修等の推進に努めるものとする。

主な実施機関	市（都市整備課、危機管理課、財産活用課、生活環境課、教育委員会事務局、その他公共施設管理所管課）、県（財産経営課、営繕課、危機管理課、建築指導課、住宅課、教育委員会）、大川広域消防本部、警察
--------	---

1 公共建築物等の災害予防

（１）市は、地震・津波発生時において応急対策活動の拠点となる市有施設を防災上重要建築物として指定し、耐震性の確保等を図る。なお、耐震性の確保に当たっては、数値目標の設定等により、計画的かつ効果的に実施する。

① 防災上重要建築物の指定

ア 災害応急対策指揮、実行、情報伝達等施設

本庁舎、寒川庁舎、寒川第2庁舎、CATVセンター、大川農村環境改善センター、消防署、消防屯所

イ 避難収容施設

さぬき市立学校、体育館、公民館、ふれあいプラザ、香川県立学校、その他主要施設

ウ 救護施設

病院、診療所、保健センター

エ 要援護者施設

社会福祉施設

② 耐震診断・耐震補強工事の実施

防災上重要建築物について、耐震性の確保を図る。また、耐震診断基準に基づく診断の結果、耐震性が不十分と判定された施設については、計画的に耐震補強工事を行う。また、耐震診断の結果等については、ホームページなどを通じ、情報提供を行うよう努める。

③ 建築設備の耐震性確保

防災上重要建築物について、地震発生後も継続してその機能が果たせるよう、重要度に応じて設備の整備に努める。

④ 緑化の推進

地震発生時の指定緊急避難場所となる施設周辺の緑化を進めるとともに、外周部についても、耐震、防火効果の高い緑化樹木による生け垣への転換等を図ることにより、指定緊急避難場所の安全性を確保する。

（２）市は、多数の者が利用する市有施設について、地震・津波発生時に多大な被害の発生するおそれがあることから、利用の状況等を勘案し、計画的な耐震診断、耐震補強工事等の耐震化を図る。

（３）市は、上記（１）及び（２）に掲げた施設以外の市有施設についても、計画的な耐震化に努め

る。

特に、市立学校等の教育施設については、児童生徒が1日の大半を過ごす学習・生活の場であり、地震発生時には児童生徒等の応急教育の確保や地域住民の応急的な避難所となりうることから、優先的に耐震診断、耐震補強工事等の耐震化に努める。

- (4) 市は、建築物の窓ガラス、壁、屋根、つり天井等（以下「窓ガラス等」という。）の飛散・落下防止、給湯設備の転倒防止及びブロック塀等の倒壊防止のための指導及び啓発を行う。

また、老朽化の兆候が認められる場合には、安全確保対策を進めるものとする。特に、防災上重要建築物については、十分配慮する。

- (5) 市は、市有施設における避難経路の確認を行うとともに、発災後の移動経路の確保を行うため、建物の出入り口や通路の点検を行い、支障となる物品等の移動を確実に行う。また、書棚やキャビネット等のオフィス家具やOA機器等の転倒・落下防止対策を講じる。

- (6) 警察は、地震発生時において地区の災害警備活動の拠点となる警察署、交番等の施設について、計画的な整備に努め、耐震化の促進など耐震性の確保を図る。

- (7) 大川広域消防本部は、地震発生時において地区の災害救助活動の拠点となる消防署等の施設について、計画的な整備に努め、耐震化の促進など耐震性の確保を図る。

- (8) 市は、県が行う耐震化事業に準じて、自らが管理する公共施設について耐震診断、耐震補強工事等を推進するとともに、非構造部材及びブロック塀等の耐震性の点検と確保に努める。
なお、老朽化の兆候が認められる場合には、安全確保対策を進めるものとする。また、震災時に指定緊急避難場所となる公共施設の周辺について、緑化の推進、緑地整備を行い、指定緊急避難場所の安全性を確保する。

- (9) 市及び県は、学校、社会福祉施設、病院、保育所等の公共的施設管理者に対し、耐震診断・耐震補強工事等に関する情報提供による啓発、相談体制の整備等を通じて、施設の耐震化の促進を図る。

2 一般建築物等の災害予防

(1) 防災知識の普及

市及び県は、建築物の災害予防について、建築物防災週間を中心にポスター掲示、パンフレット配布等普及活動を行う。また、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて広報活動を行う。また、不動産を譲渡し、交換し、又は貸し付けようとする者は、その相手方に対してあらかじめ当該不動産についての、地形、地質、過去の災害記録、予想される被害その他の災害に関する情報を提供するよう努める。

(2) 耐震化の促進

市及び県は、耐震診断・耐震改修の補助制度の活用や情報提供による啓発、相談体制等の整備等を通じて、建築物の耐震化の促進を図る。

特に、災害応急対策活動に必要な人員や物資等の輸送経路となる緊急輸送道路沿いの民間建築物については、地震発生時における緊急輸送道路の機能維持を図るため、補助制度の活用や情報提供による啓発等を通じて耐震化の促進に努める。

(3) 特殊建築物の防災指導

県は、ホテル・旅館、物品販売店舗等の不特定多数の者が利用する特殊建築物について、防災査察等を通じて、耐震性、防火性能、避難施設等に関する防災指導を行う。

(4) 違反建築物の指導

県は、法令に違反した建築物が被害を拡大させることを防ぐため、違反建築物を対象とした指導取締りを積極的に行う。

(5) がけ地近接等の危険住宅の移転の促進

市及び県は、がけの崩壊による危険の著しい区域等において、建築に関する制限を行うとともに、既存住宅に対しては、補助事業の活用により移転の促進を図る。

(6) 落下物による危害防止

県は、建築物の屋根、壁、窓ガラス等の飛散・落下防止のための指導及び啓発を行う。

建築物の所有者等は、当該建築物について必要な耐震診断を行い、その結果に応じて改修等を行うよう努めるとともに、家具、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策を行うよう努める。

(7) ブロック塀等の倒壊防止

県は、ブロック塀等の倒壊事故を防止するために、その所有者等に対して必要な指導及び啓発を行う。

ブロック塀、広告板その他の工作物、給湯施設又は自動販売機（以下「工作物等」という。）を設置する者は、当該工作物等の安全性を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努める。

(8) 地震保険の普及

市及び県は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とし、被災者の住宅再建にとって有効な手段である地震保険の普及促進に努める。

3 家具等の転倒防止対策

市及び県は、住宅、事務所等の建築物内の本棚、食器棚等の転倒又は棚の上の物の落下等による被害を防止するため、広報誌やパンフレットなどにより、住民に対して家具の転倒防止法等の普及啓発に努める。

住民は、家具の転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策を行うよう努める。

4 被災建築物及び被災宅地の危険度判定

県は、地震により被災した建築物及び宅地の危険度を判定するため、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の育成を図る。

第3節 地盤災害等予防計画

地震による地すべり、がけ崩れ、山崩れ、液状化等の地盤災害を防止するため、県が実施する危険箇所の現況把握、区域の指定、防止施設の整備等に協力するとともに、危険箇所の周知、警戒避難体制の確立など総合的な対策を推進する。

主な実施機関	市（都市整備課、農林水産課、危機管理課）、県（みどり整備課、技術企画課、河川砂防課、建築指導課）
--------	--

1 土砂災害危険区域の災害予防対策

（１）市は、土砂災害危険区域における防災対策として、県が積極的に推進する次の事業に協力する。

① 砂防事業

市内に346箇所ある土石流危険渓流について、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから砂防指定地に指定し、順次砂防工事を行う。

② 急傾斜地崩壊対策事業

市内に163箇所ある急傾斜地崩壊危険箇所（自然がけ130箇所、人工がけ33箇所）について、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから急傾斜地崩壊危険区域に指定し、順次崩壊防止工事を行う。

③ 地すべり対策事業

市内に6箇所ある危険箇所について、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから地すべり防止区域に指定し、順次地すべり防止工事を行う。

④ 治山事業

市内の民有林に467箇所（崩壊土砂流出危険地区271箇所、山腹崩壊危険地区196箇所）及び国有林に2箇所（崩壊土砂流出危険地区2箇所）ある山地災害危険地区について、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから優先的に治山事業を行う。

特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダム等の設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。

（２）砂防施設等の管理者は、既設構造物について常時点検を行い施設の機能の維持に努めるとともに、老朽化等により機能低下をきたしている箇所については補修、補強等整備を行い、地震による土砂災害の防止を図る。

（３）市及び県は、地震による土石流、急傾斜地崩壊、地すべり及び山地災害の危険性を住民に周知するとともに、危険箇所等に標柱、標識板等を設置するなど適切な方法で、危険区域に居住する住民の被害の防止に努める。

（４）市は、危険区域付近の住民に対して、異常な状況の早期発見に留意するよう啓発するとともに、指定緊急避難場所及び指定避難所、避難経路、避難方法、情報の伝達手段などをあらかじめ定めるなど土砂災害の危険区域に対する警戒避難体制の整備を推進する。

（５）県は、地震発生後の余震、豪雨等による土砂災害から県民の生命や財産を守るため、斜面や渓流など危険箇所の点検等を行う砂防ボランティアの育成を図り、その活動を支援する。

2 液状化災害の予防対策

- (1) 県は、埋立地や旧河道等の液状化の恐れのある箇所を始めとして、液状化や地盤沈下の恐れのある箇所を把握するため、浅部の地盤データについて収集・整理を図るとともに、地盤の液状化等による災害を防止するため、液状化等のおそれがある場所に施設や構造物を建設する場合には、その施工主等に対して、必要に応じた対策が講じられるよう指導に努める。
- (2) 市は、埋立地などに重要な公共施設等を建設する場合には、液状化に伴う地盤災害を事前に防止するため、粒度や地下水などの地盤の状況の把握に努めるとともに、必要に応じた対策を講じる。
- (3) 市は、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努める。
- (4) 市は、公表した大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップをもとに大規模盛土造成地の適切な点検や管理を行うよう、周知・啓発に努める。

【参考資料】

- 3-10 急傾斜地崩壊危険箇所
- 3-11 土石流危険渓流
- 3-12 地すべり危険箇所
- 3-13 土砂災害警戒区域
- 3-17 山腹崩壊危険地区
- 3-18 崩壊土砂流出危険地区

第4節 火災予防計画

地震による同時多発的な火災に対応するため、出火防止、初期消火の指導を徹底するとともに、消防力の増強、消防水利の整備等を図る。

主な実施機関	市（危機管理課）、消防団、消防本部、県（危機管理課）
--------	----------------------------

1 出火防止、初期消火

（1）一般家庭に対する指導等

- ① 市及び県は、大地震時には広域にわたって同時多発火災が発生しやすいことから、講演会の開催、ポスター、パンフレット等印刷物の配布、その他火災予防週間中における広報車、防災ヘリコプター等による広報などにより、出火防止を重点に、火災予防の周知徹底に努める。
- ② 市は、住民が参加できる防火教室等を開催し、地震の二次災害としての火災の恐ろしさ、出火防止についての知識、消火器の使用方法を周知徹底させるとともに、火災予防週間等には、重点的に各家庭の巡回指導を行い、出火防止に関する指導に努める。
- ③ 市は、各家庭に消火器、消火バケツ等の初期消火用具が常備されるよう普及に努めるとともに、自主防災組織等地域住民による初期消火活動が積極的に行われるよう指導育成に努める。

（2）企業に対する指導等

- ① 市は、予防査察、火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、防火管理者をはじめとする関係者に対して、地震・津波発生時の応急対応、消防用設備等の点検整備と取扱方法の徹底、避難誘導體制の確立、終業時の火気点検の徹底など防災思想の普及に努める。
- ② 市は、企業に対して、自衛消防隊の育成、消防用設備、防火用水の整備充実等に努めるよう指導する。
- ③ 市は、発火性薬品を所有している施設・企業に対して、その薬品の漏洩、混合等により出火のおそれがあるので、転倒、落下防止措置を講じるよう指導する。

2 消防力の強化

- （1）市は、同時多発、交通障害、水利の破損等困難な特徴をもつ地震火災に対して、適切かつ効果的な消防活動を行うため、活動体制、活動要領等を定めるとともに、消防団員の非常招集方法等を定めておく。
- （2）市は、消防ポンプ自動車等の消防施設の計画的な整備充実にも努めるとともに、消防団の装備等の整備充実及び消防団の活性化を積極的に進める。
- （3）市は、消防力の整備指針に沿って、消防力の整備に努める。

3 消防水利の整備

- （1）市は、地震・津波発生時には消火栓や水道施設の損壊等により断水又は極度の機能低下が予想されるので、耐震性貯水槽の整備に努める。
- （2）市は、消火栓のみに偏ることなく、耐震性防火水槽及び耐震性貯水槽の整備、海水、ため

池、河川水等の自然水利の活用、プール等の指定消防水利等の活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

【参考資料】

- 2－ 2 香川県消防相互応援協定（香川県・県内全市町）
- 2－ 3 広域消防相互応援協定書（美馬市・大川広域行政組合・三木町・高松市）
- 2－ 4 香川用水施設利用に関する協定書（香川用水土地改良区外）
- 2－ 5 香川県防災ヘリコプター応援協定（香川県・県内全市町）
- 6－ 1 大川広域消防本部現勢
- 6－ 2 消防団現勢
- 6－ 3 消防水利の現況
- 6－ 4 消防無線通信施設・火災通報施設の現況
- 6－ 7 大川広域消防本部資機材保有状況
- 7－ 3 さぬき市防災行政無線（移動）設置一覧
- 14－ 1 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱
- 14－ 2 香川県防災ヘリコプター運航管理要綱
- 14－ 3 香川県防災ヘリコプター緊急運航要領
- 14－ 4 防災ヘリコプターの運航体制、運行基準、要請方法等
- 14－ 5 防災ヘリコプター「オリーブⅡ」用飛行場外離着陸場

第5節 危険物等災害予防計画

危険物（石油類等）、高圧ガス、火薬類、毒物劇物等による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、指導の強化、自主保安体制の強化等を図る。

主な実施機関	市（危機管理課）、消防本部、県（危機管理課、薬務感染症対策課）、香川労働局、中国四国産業保安監督部四国支部
--------	---

1 概 要

本市には、消防法に基づく危険物施設、高圧ガス保安法に基づく高圧ガス関係事業所、火薬類取締法に基づく火薬類関係営業者、毒物及び劇物取締法に基づく毒物劇物営業者があり、各事業者は、防災訓練の実施や施設等の安全性の向上を図るなど災害の発生及び拡大防止に努めている。

2 施設の安全性の確保

市、県、香川労働局及び中国四国産業保安監督部四国支部は、施設の安全性を確保するため、次の措置を講じる。

- （１）危険物関係施設等が関係法令に規定する技術上の基準に適合し、かつ適正に維持されているかなど施設の安全確保のため、保安検査、立入検査等を行う。
- （２）企業における自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置、定期点検・自主点検の実施等自主保安体制の整備の促進を図るため指導を行う。
- （３）事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対して、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図り、危険物等関係施設の保安体制の強化を図る。

3 資機材の整備等

市は、地域の実情に応じて化学消防車等の整備を図り、消防力の強化に努める。また、企業に対して、化学消化薬剤その他必要な資機材の整備について指導する。

4 防災訓練の実施

市及び県は、関係機関、関係事業者等と連携して、様々な危険物災害を想定し、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

5 防災知識の普及

市及び県は、住民に対して、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、指定緊急避難場所及び指定避難所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。

【参考資料】

4－ 1 危険物施設

4－ 2 高圧ガス関係事業所

- 4－ 3 火薬類関係営業者
- 4－ 4 毒物劇物営業者
- 4－ 5 毒物劇物製造所等の地震対策指針

第6節 公共施設等災害予防計画

地震・津波による公共施設等の被害は、住民の生活に重大な支障を生じさせるばかりでなく、住民の避難、消防活動、医療活動等の応急対策活動に困難をもたらすため、日常から施設の危険箇所の調査とこれに基づく補修工事を行うとともに、緊急度の高い箇所から順次耐震対策を行うなど地震・津波に強い施設の確保に努める。

主な実施機関	市（秘書広報課、生活環境課、農林水産課、都市整備課）、県（みどり整備課、廃棄物対策課、土地改良課、水産課、道路課、河川砂防課、港湾課）、警察、四国地方整備局、高松空港事務所、高松空港(株)、高松海上保安部、NHK高松放送局、西日本高速道路(株)、四国旅客鉄道(株)、高松琴平電気鉄道(株)
--------	--

1 道路施設

- (1) 道路管理者は、道路施設について、耐震点検結果等に基づき、落橋、変形等の被害が予想される道路施設について、緊急度の高いところから速やかに耐震補強工事等を行う。また、新たな道路、橋梁等を建設するときは、耐震性を考慮した整備を行い、都市防災対策として、電線共同溝事業を推進し、道路機能の確保を図る。そのほか、市及び県は、指定緊急避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、各道路管理者等の協力を得つつ、避難路、避難階段の整備に努める。
- (2) 道路ネットワークの安全性、信頼性を確保するために、橋梁の老朽化対策として、長寿命化計画を策定し、予防的な修繕及び計画的な架け替えの実施や、主要な道路について代替路を確保するための道路整備に努める。
- (3) 警察は、交通安全施設等について、耐震性の向上を図るとともに、停電等に対処できるような信号機電源付加装置等の整備を推進する。

2 河川管理施設

- (1) 河川管理者は、河川施設について、耐震点検結果に基づき、耐震補強等が必要な箇所を指定し、その重要度及び緊急度等に応じた補強等の対策を行うとともに、新設に当たっては耐震性を配慮して整備する。また、堰、水門、ダム等防災上重要な施設については、地震・津波発生時に大きな被害がでないように、長寿命化計画の作成・実施等による適切な維持管理に努める。
- (2) 河川管理者は、定期的に施設の点検・巡視等を実施するとともに、津波への迅速な対応が可能になるように、水門、陸閘等の閉鎖を迅速確実に行うための体制、手順や平常時の管理方法等について定め、訓練の実施に努める。
また、陸閘の常時閉鎖に努め、市及び県は、そのための啓発等を行う。
なお、水門等の閉鎖手順等を定める場合には、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮する。
- (3) 県は、主要河川において、災害時の拠点となる水防機能等を備えた河川防災ステーションの整備に努める。

3 港湾及び漁港施設

- (1) 港湾管理者は、地震・津波発生時における緊急物資や人員の輸送、最低限の経済・物流活動の維持等を図るため、港湾施設について耐震性を強化するとともに、防災上重要な高松港、坂出港等において耐震強化岸壁や緊急輸送に指定されている臨港道路の整備に努める。また、震災時に大きな被害がでないように、長寿命化計画の作成・実施等による適切な維持管理に努めるとともに、地震・津波発生時の緊急物資の集積、住民の避難等のための広場、緑地等についても整備に努める。
- (2) 漁港管理者は、緊急物資の受入拠点、被災地の復興支援拠点等として機能を確保するため、漁港施設について、漁港の技術指針により設計施工を行い安全性を確保するとともに、既設の重要な構造物についても、耐震性の調査検討を行い必要に応じて補強等の対策を行う。
- (3) 港湾及び漁港の管理者は、定期的に施設の点検・巡視等を実施するとともに、津波への迅速な対応が可能になるように、水門、陸閘等の閉鎖を迅速確実に行うための体制、手順や平常時の管理方法等について定め、訓練の実施に努める。
また、陸閘の常時閉鎖に努め、市及び県は、そのための啓発等を行う。
なお、水門等の閉鎖手順等を定める場合には、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮する。
- (4) 高松海上保安部は、航路標識の整備・老朽化対策を行うとともに、発災時に航路標識の機能を維持するため、海水侵入防止対策及び予備電源設備の整備を推進するものとする。

4 海岸保全施設

- (1) 海岸管理者は、「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、整備優先度の高い箇所から計画的に海岸保全施設の整備を行うよう努める。
- (2) 海岸管理者は、定期的に施設の点検・巡視等を実施するとともに、津波への迅速な対応が可能になるように、水門、陸閘等の閉鎖を迅速確実に行うための体制、手順や平常時の管理方法等について定め、訓練の実施に努める。
また、陸閘の常時閉鎖に努め、市及び県は、そのための啓発等を行う。
なお、水門等の閉鎖手順等を定める場合には、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮する。

5 ため池等農地防災施設

- (1) 市、県、土地改良区等は、地震に伴うため池の決壊等を未然に防止するため、老朽化したため池の整備を行う。
- (2) 市及び県は、防災重点ため池のうち防災上重要な中小規模ため池について、計画的に耐震診断を実施の上、国の防災対策を踏まえ、必要な耐震化整備を行う。
- (3) 市は、防災重点ため池について、浸水想定区域図を作成するとともに、決壊した場合の影響度や地域の実情を踏まえ、指定緊急避難場所及び指定避難所、避難経路を示すハザードマップの作成、普及啓発を図るものとし、県はこれを支援する。

6 鉄道施設

鉄道事業者は、地震・津波による被害を軽減し、旅客の安全と輸送の円滑化を図るため、次の対策を講じる。

- (1) 鉄道施設について、橋りょう、土構造物等の施設を主体に、必要により補強対策等を推進し、耐震性の向上を図る。
- (2) 地震検知装置について、列車運転の安全を確保するため、設備の新設や増設、改良等に努める。
- (3) 各種情報を迅速かつ的確に伝達するため、通信施設の整備充実を図る。
- (4) 地震発生後の早期の復旧を期するため、復旧要員の動員、復旧用資機材等の配置及び整備、関係機関との応援協力体制の確立など応急復旧体制の整備に努める。

7 空港施設

空港施設の管理者は、地震による被害を最小限にとどめて空港機能を維持するため、航空局から出される各種基準等に基づき施設・設備の耐震性の向上を図るとともに、地震発生時の応急復旧体制の整備に努める。

8 廃棄物処理施設

市は、地震・津波による施設の被害を抑えるとともに、迅速な応急復旧を図るため、施設の安全強化、応急復旧体制、広域応援体制の整備、十分な大きさの仮集積場・処分場の候補地の選定等を行うとともに、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るよう努める。

9 放送施設

- (1) 市は、地震・津波時における配信を確保するため、CATV施設の設備を強固にし、信頼性の高い設備の設計・設置を図るとともに、重要な配線の2回線化などバックアップ体制の整備を図る。また、応急復旧体制の整備及び応急復旧用資機材等の確保を図る。
- (2) 放送事業者は、災害時における情報通信、放送の送出及び受信を確保するため、施設等の耐震性の強化、放送機材等の落下・転倒防止、非常電源設備の充実、応急復旧体制の整備など防災対策を推進する。

第7節 ライフライン等災害予防計画

地震・津波による電気、通信サービス、上下水道等のライフライン関連施設の被害を未然に防止するため、各施設に安全性を確保できるような技術基準等を設定するとともに、被害を最小限にとどめるため系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等の対策を実施する。

ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、地震・津波被害想定等を活用し、主要設備の安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うほか、県とライフライン事業者の間で災害時連絡員を派遣する体制を整備する。

主な実施機関	市（下水道課、秘書広報課）、県（下水道課）、香川県広域水道企業団、四国地方整備局、中国四国産業保安監督部四国支部、（独）水資源機構、四国電力(株)香川支店、NTT西日本(株)香川支店、(株)NTTドコモ四国支社、KDDI(株)四国支店、NTTコミュニケーションズ(株)、ソフトバンク(株)
--------	--

1 電気施設

電気事業者は、災害時においても電力供給を確保するため、各設備毎に安全化対策を十分行うとともに、重要な送電線の2回線化などバックアップ体制の整備を図る。また、応急復旧体制の整備及び応急復旧用資機材等の確保を図るとともに、各電力会社との電力融通や相互応援体制の整備等を図る。

2 電気通信施設

電気通信事業者は、災害時においても重要通信を確保するため、設備を強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計・設置を図るとともに、主要伝送路のループ構成などバックアップ体制の整備を図る。また、復旧要員及び復旧資材等の確保を図るとともに、全国からの要員の応援体制、資材等の調達体制の確立を図る。

3 水道施設

水道事業者（香川県広域水道企業団をいう。以下同じ。）は、地形、地盤及び重要度を考慮し耐震構造の施設整備を行い、災害による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるとともに、漏水による浸水、水質汚染等の二次災害を防止するため、施設の安全性の強化、送水ルートループ化、配水管網のブロック化、長時間の停電に備えた電源の確保、応急給水・応急復旧体制の整備、配水池への緊急遮断弁の設置等による応急給水用水の確保、他事業者との広域的な応援体制の強化、施設管理図書の整備等を図る。

4 下水道施設

- （1）市は、下水道施設の耐震診断を実施し、施設の重要度、改築更新時期等を考慮して、計画的に耐震対策工事等を実施するとともに、最低限の雨水排除機能を維持するため、施設の安全性強化、バックアップ及び応急復旧体制の整備、施設管理図書の整備等を図る。
- （2）市は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、その他の必要な資

機材の整備等に努める。

【参考資料】

- 2-25 災害時における応急復旧に関する協定書（上下水道工事業組合）
- 2-27 災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書（電気工事工業組合）
- 2-28 災害時の協力に関する協定書（四国電力）
- 2-29 災害時におけるL P ガス等の調達に関する協定書（香川県L P ガス協会）

第8節 防災施設等整備計画

災害時における災害応急対策等の業務が迅速かつ的確に実施できるよう、消防、通信などの施設・設備等の整備を図る。

主な実施機関	市（危機管理課、秘書広報課、都市整備課）、消防本部、県（危機管理課、道路課、河川砂防課）、警察本部、四国地方整備局、高松海上保安部、高松地方気象台、(株)NTTドコモ四国支社、KDDI(株)四国支店、ソフトバンク(株)
--------	---

1 消防施設等

- (1) 市は、大川広域消防本部と連携して、消防ポンプ自動車等の消防用車両、消火栓、耐震性防火水槽、耐震性貯水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設・設備の整備、改善及び性能調査を実施するとともに、特殊火災に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。
- (2) 市は、大川広域消防本部と連携して、救助・救急活動のため、救助工作車、救急自動車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。
- (3) 市は、大川広域消防本部と連携して、消防救急無線の高機能化を推進し、多様なデータ通信の実施等により、消防救急活動の多様化を図る。

2 通信施設等

- (1) 市、県及び防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、通信施設・設備等に関して、次の措置を講じる。
 - ① 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、市・県防災行政無線や香川県防災情報システムなどを活用し、地域、市、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を推進する。
 - ② 情報通信施設の耐震性の強化及び施設の危険分散、通信路の多ルート化、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持向上を図る。
 - ③ 商用電源停電時も通信設備に支障のないように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、無停電電源設備等の整備を図る。なお、発電設備の無給油による運転可能時間は72時間以上を目安とする。また、非常用発電設備については、実負荷運転等の災害発生を想定した実践的な保守・点検整備及び操作訓練を定期的に行う。
 - ④ 非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有線無線通信システムの一体的運用等災害時の重要通信確保に関する対策の推進を図る。
 - ⑤ 災害に強い伝送路を構築するため、有線系・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。特に、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、消防庁、県、市町、消防本部等を通じた一体的な整備を図る。
 - ⑥ 平常時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的の実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け防災関係機関等との連携による通信訓練を行う。

- ⑦ 災害時に有効な、携帯電話、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。
 - ⑧ 全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）など、地域衛星通信ネットワークと市防災行政無線を接続すること等により、緊急地震速報等の災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築に努める。
 - ⑨ 衛星携帯電話の整備の推進に努める。
- （２）市は、災害時において迅速に被害の状況を把握するとともに、住民に対しても災害情報等を速やかに伝達するため、防災行政無線やＣＡＴＶ等の整備を推進する。特に、住民への情報伝達に有効な同報系無線、戸別受信機等の整備に努める。

3 広域防災拠点等

市は、要員待機施設となりうる建物や備蓄倉庫等を備え、災害時には市内外からの災害応急活動要員の集結、救援物資の集積、救援救助などの広域的な災害応急対策活動の拠点となる施設を整備する。

また、市庁舎の災害対策本部のバックアップ施設として機能する通信施設等を備えた拠点施設の整備に努める。

4 その他施設等

- （１）市及び県は、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、地震防災緊急事業五箇年計画等を積極的に作成し、それに基づく事業の推進を図る。
- （２）市及び県は、災害応急対策に必要な各種資機材について、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄する。
- （３）道路管理者等、河川管理者等は、被災した道路、河川等の施設の応急復旧を行うため、必要な資機材を備蓄する。

【参考資料】

- 1－ 3 さぬき市防災行政無線施設条例
- 1－ 4 さぬき市防災行政無線施設管理運用規程
- 2－43 災害時における非常通信の協力に関する協定書（さぬき市非常通信協力会）
- 6－ 1 大川広域消防本部現勢
- 6－ 2 消防団現勢
- 6－ 3 消防水利の現況
- 6－ 4 消防無線通信施設・火災通報施設の現況
- 6－ 5 水防倉庫等の現況
- 6－ 6 防災資機材保有状況
- 6－ 7 大川広域消防本部資機材保有状況
- 6－ 8 香川県防災資機材保有状況
- 6－ 9 香川県防災資機材運用要綱
- 7－ 1 さぬき市防災行政無線通信施設
- 7－ 2 さぬき市防災行政無線（同報）設置一覧
- 7－ 3 さぬき市防災行政無線（移動）設置一覧

- 7－ 8 全国瞬時警報システム（J－A L E R T）
- 7－ 9 香川県防災情報システム
- 7－10 災害対策用移動通信機器無償貸与制度
- 7－11 災害対策用移動電源車貸与制度
- 7－12 香川県地方通信ルート（さぬき市）

第9節 防災業務体制整備計画

災害時における災害応急対策等の業務が迅速かつ的確に実施できるよう、業務継続性の確保、職員の非常参集体制の整備、防災関係機関相互及び民間事業者等との連携体制の強化、防災中枢機能等の確保、充実等を図る。

主な実施機関	市（総務課、危機管理課）、県（情報政策課、危機管理課）、防災関係機関
--------	------------------------------------

1 業務継続性の確保

- （１）市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。
- （２）市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。
- （３）実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

2 職員の非常参集体制の整備

- （１）市、県及び防災関係機関は、それぞれの実情に応じて、専門的知見を有する防災担当職員の確保・育成に努めるとともに、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保等について検討を行い、職員の非常参集体制の整備を図る。特に、初動期の体制強化を図るため、初動期の災害応急対策に必要不可欠な職員については、待機宿舎の確保、居住地の考慮など参集を容易にするための措置を検討する。また、必要に応じて、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに訓練を行い、活動手順、資機材や装備の使用方法等の習熟、他機関等との連携について徹底を図る。
- （２）市及び県は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等の研修制度、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努める。

3 防災関係機関相互の連携体制

- （１）災害時には防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど平常時から連携を強化しておくものとする。な

お、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。また、機関相互の応援が円滑に行えるよう、ヘリポート等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報共有に努めるとともに、消防防災ヘリ、警察ヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておくものとする。

- (2) 市は、近隣市町及び県内市町と消防の応援協定を締結し、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。
- (3) 市及び県は、知事と市長とのホットラインによる緊急連絡体制を構築する。また、市は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。
- (4) 市及び県は、大規模災害の発生において、市町間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるように、あらかじめ県内全市町が参加する応援協定を締結するなど、連携の強化を図り、全県的な相互応援体制を整備する。
- (5) 市は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体や関係機関等に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定や広域的な連携に関する協定の締結に努めるなど迅速に被災地域への支援や避難ができる体制を整備するものとする。
- (6) 県は、市が大規模な被災により災害対応能力を喪失等した場合においても迅速かつ適切な支援ができるよう、情報収集のため県職員を災害時連絡員として市町へ派遣する体制を整備する。
- (7) 市、県及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画の策定に努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。
- (8) 県は、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。
- (9) 警察は、災害警備部隊について、実践的な訓練等を通じて、広域的な派遣体制及び緊急かつ迅速な救助体制の整備を図る。
- (10) 県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法等を取り決めておく。また、いかなる状況において、どのような分野（水防、救助、応急医療等）について派遣要請を行うのか、平常時からその想定を行うとともに、自衛隊に連絡しておくものとする。
- (11) 県は、非常通信協議会等を通じて、放送事業者及び通信事業者等による被害に関する情報、被災者の安否情報等の収集・伝達にかかる体制の整備に努める。

4 民間事業者との連携

市及び県は、災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。なお、協定締

結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。

また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、民間事業者との連携に努めるものとする。

5 防災中枢機能等の確保、充実

市、県及び防災関係機関は、それぞれの防災中枢機能を果たす施設、設備の充実、災害に対する安全性の確保及び非常用電源や非常用通信手段の整備、点検に努める。

また、停電や燃料不足により災害対応に支障を来たすことがないように、電気事業者と災害時における電力の優先供給先の調整を行うほか、非常用電源の運転や公用車輛等に必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て、調達の確保を図る。

6 基幹情報システムの機能確保

市は、行政データのバックアップなど自らが管理する情報システムの安全対策を実施する。また、情報システム基盤（各種情報システムが稼働する基盤となるサーバ、ネットワーク機器、通信回線等）が被害を受けた場合においても、できるだけ早急に復旧させるため、職員の動員体制を整備するとともに、あらかじめ具体的な行動計画等を定めておくものとする。

7 広域防災活動体制の整備

市及び県は、大規模災害時における消防、警察及び自衛隊の応援部隊の活動に必要な活動拠点について、関係機関との調整の上、あらかじめ活動拠点候補地としてリスト化し、発災時の被害状況に応じた、迅速な活動拠点の決定に備えることとする。

8 複合災害への対応

- (1) 市、県及び防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。
- (2) 市、県及び防災関係機関は、複合災害が発生した場合、それぞれの災害に対して、災害対応に当たる要員、資機材等の望ましい配分ができない可能性に留意した上で、外部からの支援を要請することも含め、要員・資機材の投入判断を行うことを対応計画にあらかじめ定めるよう努めるものとする。
- (3) 市、県及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

【参考資料】

- 2- 1 災害時の相互応援に関する協定書（香川県・県内全市町）
- 2- 2 香川県消防相互応援協定（香川県・県内全市町）
- 2- 3 広域消防相互応援協定書（美馬市・大川広域行政組合・三木町・高松市）
- 2- 5 香川県防災ヘリコプター応援協定（香川県・県内全市町）

- 2ー 6 災害時における情報交換及び支援に関する協定（四国地方整備局）
- 2ー 7 災害時における医療救護活動に関する協定書（大川地区医師会）
- 2ー 8 災害時における医療救護活動に関する協定書（大川歯科医師会）
- 2ー 9 災害時における医療救護活動に関する協定書（大川薬剤師会）
- 2ー10 災害時における物資等の輸送に関する協定書（トラック協会大川支部）
- 2ー11 災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定書（レッカー協同組合）
- 2ー12 災害時における救援物資提供に関する協定書（四国コカコーラボトリング）
- 2ー13 災害時における物資の供給等に関する協定書（フジ）
- 2ー14 災害時における物資の供給等に関する協定書（マルナカ）
- 2ー15 災害時における物資供給に関する協定書（コメリ災害対策センター）
- 2ー24 災害時における応急対策業務の実施に関する協定書（建設業協会）
- 2ー25 災害時における応急復旧に関する協定書（上下水道工事業組合）
- 2ー26 災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書（建設労働組合）
- 2ー27 災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書（電気工事工業組合）
- 2ー28 災害時の協力に関する協定書（四国電力）
- 2ー29 災害時におけるLPガス等の調達に関する協定書（香川県LPガス協会）
- 2ー30 災害時における応急対策活動に関する協定書（香川県造園協会）
- 2ー31 災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定書（日本福祉用具供給協会）
- 2ー32 GPS波浪計観測情報配信システムを使用した情報の活用に関する協定書
- 2ー33 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書（讃岐リース株式会社）
- 2ー34 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書（株式会社アクティオ）
- 2ー35 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書（株式会社ゼンリン）
- 2ー36 災害時における食料、生活必需品等の輸送等協力に関する協定書
（赤帽香川県軽自動車運送協同組合）
- 2ー37 災害時における協力に関する協定書（NPO法人輝）
- 14ー 1 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱
- 14ー 2 香川県防災ヘリコプター運航管理要綱
- 14ー 3 香川県防災ヘリコプター緊急運航要領
- 14ー 4 防災ヘリコプターの運航体制、運行基準、要請方法等
- 14ー 5 防災ヘリコプター「オリーブⅡ」用飛行場外離着陸場
- 14ー 6 災害拠点病院付近のヘリコプター離着陸場
- 15ー 8 広域応援に係る部隊活動拠点候補地一覧
- 15ー10 さぬき市業務継続計画（地震・津波編）

第 10 節 医療救護体制整備計画

災害時において迅速な医療活動を行い人命の安全を確保するため、救護所の設置、医療救護班の編成、医薬品等の確保など医療救護体制の整備を図る。

主な実施機関	市（国保・健康課、市民病院）、県（健康福祉総務課、医務国保課、薬務感染症対策課）、（独）国立病院機構、日本赤十字社香川県支部
--------	--

1 初期医療体制の整備

- （１）市は、救護所の設置、救護班の編成、出動等に関する体制を整備するとともに、自主防災組織による軽微な負傷者等に対する応急救護や救護班の活動支援などの自主救護体制の確立を図る。
- （２）関係機関は、市の医療救護を応援、補完するため、災害派遣医療チーム（DMAT）や広域医療救護班の編成、派遣等の体制を整備するとともに、災害医療コーディネーターも参加する実践的な訓練等を通じて対応能力の向上に努める。
- （３）市は、市域において災害時に上記（１）、（２）が十分効力を発するよう市医療救護計画を別に定めるものとする。

2 後方医療体制等の整備

- （１）市及び県は、救護所における救護班で対応できない負傷者等を収容するため、後方医療機関として救護病院や広域救護病院の確保を図る。

【大川地区の広域救護病院】

No.	施設名	病床数	所在地	電話番号
1	さぬき市民病院	179	さぬき市寒川町石田東甲387-1	0879-43-2521
2	県立白鳥病院	150	東かがわ市松原963	0879-25-4154

- （２）DMAT指定病院・災害拠点病院に指定された医療機関は、県に協力して病院の施設、設備の充実に努める。

【DMAT指定病院・災害拠点病院】

No.	施設名	病床数	所在地	電話番号
1	さぬき市民病院	179	さぬき市寒川町石田東甲387-1	0879-43-2521

3 医薬品等の確保

市は、県と協力して、さぬき市民病院に救護班及び後方医療機関の行う医療活動のため必要な医薬品、医療資機材、血液等を確保するため、備蓄、調達、供給等の体制の整備を図る。

4 広域的医療体制の整備

市は、被災地の医師、医薬品、医療資機材の不足等の救護需要に対して、他市町又は県外から医療協力を得るため、地域と連携した救護班の派遣調整等を行う体制や人材の確保に努める

など、救護班の受入、患者の搬送、連絡体制等について検討する。

5 ライフラインの確保

市及び県は、保健医療救護活動に必要な上水道、電力、ガス等のライフラインの停止による医療機能の大幅な低下に備え、対策を講じるよう努める。

6 保健医療活動の総合調整体制の整備

県は、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を遅滞なく行うための体制を整備するものとする。

7 災害時健康危機管理支援チームの整備

県は、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）の構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。

【参考資料】

- 2－ 7 災害時における医療救護活動に関する協定書（大川地区医師会）
- 2－ 8 災害時における医療救護活動に関する協定書（大川歯科医師会）
- 2－ 9 災害時における医療救護活動に関する協定書（大川薬剤師会）
- 2－25 災害時における応急復旧に関する協定書（上下水道工事業組合）
- 2－28 災害時の協力に関する協定書（四国電力）
- 2－29 災害時におけるL P ガス等の調達に関する協定書（香川県L P ガス協会）
- 8－ 1 香川県医療救護計画
- 8－ 2 大災害時の医療救護体制
- 8－ 3 標準備蓄医薬品等一覧
- 8－ 4 災害時用備蓄医薬品等の確保系統図
- 8－ 5 災害時の血液の確保系統図
- 8－ 6 東讃地域災害医療対策会議活動マニュアル
- 14－ 6 災害拠点病院付近のヘリコプター離着陸場

第 1 1 節 緊急輸送体制整備計画

人命の救助や生活物資、資機材の輸送等の災害応急対策活動に必要な輸送路の確保のため、緊急輸送路の指定・整備、道路交通管理体制の整備等を推進する。

主な実施機関	市（危機管理課、都市整備課）、県（危機管理課、道路課、港湾課）、警察、四国地方整備局、西日本高速道路(株)、高松空港(株)
--------	---

1 緊急輸送路の指定等

県は、関係機関と協議し、災害時の緊急輸送活動のために、事前に緊急輸送路（道路、港湾、空港等）を指定するものとする。

市及び県は、県が指定した緊急輸送路の周知に努めるとともに、それぞれが管理する施設について、災害に対する安全性確保のため必要な整備を行うとともに、応急復旧用資機材等を確保し施設を適切に管理するものとする。

（１）道路

- ① 第１次輸送確保路線：広域的な輸送に必要な主要幹線道路
- ② 第２次輸送確保路線：市役所等の主要な防災拠点と接続する幹線道路
- ③ 第３次輸送確保路線：第１次・第２次輸送確保路線を補完する道路

県が指定した緊急輸送路のうち市内を通る路線は、次の通りである。

【市内の輸送確保路線】

種 別	路線名	市内の区間
第１次輸送 確保路線	四国横断自動車道	さぬき市津田町鶴羽～東かがわ市境
	一般国道１１号高松東道路	三木町境～さぬき市津田町鶴羽
	国道１１号	市内全線
	県道高松長尾大内線	市内全線
	県道石田東志度線	さぬき市志度(志度IC～国道11号)
	県道三木津田線	さぬき市津田町津田(津田寒川IC～国道11号)
第２次輸送 確保路線	県道高松志度線	高松市境～さぬき市志度(県道太田上町志度線交差点)
	県道太田上町志度線	さぬき市志度(県道高松志度線交差点～国道11号)
第３次輸送 確保路線	国道３７７号	市内全線
	県道志度山川線	さぬき市志度～さぬき市多和

※ 防災機能強化港（津田港）から輸送確保路線への連絡経路は、第１次輸送確保路線と同等扱いとする

（２）港湾

- ① 防災機能強化港（救助、輸送活動等を行う港湾）
- ② 連絡道路（防災機能強化港と輸送確保路線を結ぶ道路）

県が指定した防災機能強化港は、次の通りである。

【市内の防災機能強化港】

港湾名	種別	管理者	地区名	輸送確保路線への連絡経路
津田港	地方港湾	香川県	津田地区	→津田港臨港道路→市道津田港臨港線→国道11号

(3) 空港

救助、輸送活動等を行うため拠点となる空港

名 称	種別	管理者
高松空港	拠点空港（国管理空港）	高松空港㈱

2 物資輸送体制の整備

- (1) 県は、県があらかじめ指定している一次（広域）物資拠点から、市があらかじめ指定している二次（地域）物資拠点までの物資の輸送体制を整備する。
- (2) 市は、二次（地域）物資拠点から各指定避難所までの物資の輸送体制を整備する。

3 道路交通管理体制の整備

- (1) 道路管理者及び警察は、災害時における広域的な交通管理体制の整備を図るとともに、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、耐震性等の確保と倒壊、破損等に備えた応急復旧体制の確立を図る。
- (2) 道路管理者は、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。
- (3) 警察は、交通規制が実施された場合の車両の運転手の義務等について周知を図るとともに、災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等を締結しておく。

4 民間事業者との連携

- (1) 市及び県は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するなど体制の整備を図る。
- (2) 市及び県は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

5 緊急通行車両等の事前届出制度の運用

- (1) 警察は、災害時における確認手続きの効率化を図り、緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため、緊急通行車両等の事前届出制度を適切に運用する。
- (2) 市及び県は、あらかじめ協定等を締結している民間事業者等に対して当該制度の周知を行うとともに、自らも当該制度を積極的に利用するなど、その普及を図る。

【参考資料】

- 2-10 災害時における物資等の輸送に関する協定書（トラック協会大川支部）
- 2-11 災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定書（レッカー協同組合）
- 2-24 災害時における応急対策業務の実施に関する協定書（建設業協会）
- 2-30 災害時における応急対策活動に関する協定書（香川県造園協会）
- 2-36 災害時における食料、生活必需品等の輸送等協力に関する協定書
(赤帽香川県軽自動車運送協同組合)
- 11- 1 緊急通行車両の標章及び確認証明書
- 11- 2 緊急通行車両事前届出申請要領
- 11- 3 緊急通行車両事前届出済車両
- 11- 4 緊急輸送路図
- 11- 5 防災機能強化港と輸送確保路線との連絡道路図
- 11- 8 さぬき市物流拠点予定施設
- 11- 9 香川県民間物流拠点一覧

第 1 2 節 避難体制整備計画

津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることから、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、また、地震による家屋の倒壊、焼失やライフラインの途絶等の被害を受けた被災者、延焼拡大やがけ崩れ等の危険の迫った地域の住民等の迅速かつ安全な避難を実施するため、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の確保、並びに避難勧告基準等の策定を行い、住民に対して周知徹底を図る。

主な実施機関	市（危機管理課、秘書広報課、福祉総務課、障害福祉課、子育て支援課、国保・健康課、長寿介護課、教育委員会事務局）、県（危機管理課、教育委員会）
--------	--

1 指定緊急避難場所の指定

- (1) 市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、公園、学校、公民館等の公共施設等を対象に、(削除) 災害の危険が切迫した緊急時における住民等の安全な避難先を確保するため、災害の危険が及ばない場所又は施設を、地震、津波の異常な現象による災害の種類ごとに指定緊急避難場所として指定するとともに、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等、管理体制を構築しておくものとする。

また、市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に指定するものとする。

市は、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・開設を自治会などの地域コミュニティで担う等、円滑な避難活動を促進する。

- (2) 地震を対象とする指定緊急避難場所の指定基準は次のとおりとする。

- ① 地震が発生した状況において、速やかに、住民等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。
- ② 指定する施設が地震に対して安全な構造であること。
- ③ 指定する場所やその周辺に地震発生時に生命又は身体に危険を及ぼすおそれがある建築物や構造物等がないこと。

- (3) 津波災害を対象とする指定緊急避難場所の指定基準は次のとおりとする。

- ① 災害が切迫した状況において、速やかに、住民等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。
- ② 異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難場所が立地していること。
- ③ 指定緊急避難場所が上記の安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であることのほか、津波の水位よりも上に避難上有効なスペースなどがあること。

- (4) 市は、津波浸水想定地域において、周囲に高台等がない場合は、堅固な高層建物の中・高層階や人工構造物を緊急避難場所利用するいわゆる津波避難ビル等の指定整備に努める。
- なお、津波避難ビル等に指定する場合には、津波浸水が予測される水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮した水位以上の場所に指定緊急避難場所が配置され、安全な構造である建築物とするとともに、あらかじめ管理者と協定を締結するなど、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努めるものとする。

- (5) 市は、市が管理する場所や施設以外の場所や施設を指定緊急避難場所として指定するときは、当該場所や施設の管理者の同意を得なければならないものとする。
- (6) 指定緊急避難場所の指定を受けた場所や施設の管理者は、指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市に届け出なければならないものとする。
- (7) 市は、指定緊急避難場所が指定基準を満たさなくなったときは、指定を取り消すものとする。
- (8) 市が指定する指定緊急避難場所については、複数の異常な現象の種類を対象に指定することを可能とする。
- (9) 市は、指定緊急避難場所を指定、廃止又は取り消したときは、県に報告するとともに、公示するものとする。

2 指定避難所の指定

- (1) 市は、地域の人口、地形、災害に対する安全性を考慮して、災害が発生した場合に被災者が一定期間滞在するため、あらかじめ公民館や学校等公共的施設等を指定避難所として指定するとともに、併せて、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ定めておくように努める。また、市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定避難所を近隣市町に指定するものとする。

なお、指定避難所を指定する際に、併せて、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ定めておくよう努めるものとする。

市は、要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるもの等を指定するものとする。
- (2) 指定避難所の指定基準は次のとおりとする。
 - ① 被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。必要かつ適切な規模は、被災者の生活の場となることを考慮し、当該避難所での受け入れが見込まれる被災者の数に対し、十分な面積を有すること。
 - ② 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
 - ③ 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。
 - ④ 車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること。
 - ⑤ 専ら避難に際し何らかの支援が必要な要介護高齢者や障害者等の要配慮者のための福祉避難所については、バリアフリー化され、また、相談や介助等の支援体制を有すること。
- (3) 市は、学校を指定避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮し、指定避難所となる施設の利用方法や、他の市町村からの被災者の受入れ等について、事前に教育委員会等と調整を行うものとする。
- (4) 市は、指定管理施設を指定避難所として指定する場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- (5) 市は、市が管理する施設以外の施設を指定避難所として指定するときは、当該施設の管理者の同意を得なければならないものとする。
- (6) 指定避難所の指定を受けた施設の管理者は、指定避難所の現状に重要な変更を加えようと

するときは、市に届け出なければならないものとする。

(7) 市は、指定避難所が指定基準を満たさなくなったときは、指定を取り消すものとする。

(8) 市が指定する指定避難所は、指定緊急避難場所と兼ねることができるものとする。指定緊急避難場所を兼ねる指定避難所については、特定の災害では当該施設が避難に不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知することに努めるものとする。

(9) 市は、指定避難所を指定、廃止又は取り消したときは、県に報告するとともに、公示するものとする。

3 指定緊急避難場所、指定避難所の整備等

(1) 市は、指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「指定避難所等」という。）の指定に当たり、既存の避難用の施設等について必要に応じて補強、補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう施設の整備に努める。

(2) 市は、指定避難所等において、あらかじめ、必要な機能を整理し、必要に応じ次の資機材等の整備や防災行政無線等を活用した情報収集・伝達手段の確保を図るよう努める。

① 貯水槽、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベット

② 非常用電源

③ テレビ・ラジオ等災害情報の入手に必要な機器

④ 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備

(3) 市は、指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、消毒薬剤、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

4 県有施設の活用

県は、市が行う指定避難所等に使用する建物の選定について、県有施設の活用等協力するものとし、県有施設が指定避難所等又は応急救護所となった場合、当該施設管理者は、その開設に必要な資機材の搬入、配備について協力する。

5 避難路の選定

市は、住民が徒歩で確実に避難できるよう、避難路等を指定・整備し、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

また、耐震性、十分な幅員があること、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険がないことなどを考慮して、複数ルート of 避難路を選定するものとし、既存の避難用の道路等について必要に応じて補強、補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう努める。

6 指定緊急避難場所等の明示

市は、指定緊急避難場所等を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した指定緊急避難場所等であることを明示するよう努めるものとする。

市及び県は、災害種別一般図記号を使った指定緊急避難場所等の標識の見方に関する周知に努めるものとする。

7 避難方法・避難誘導

- (1) 地震発生時には家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。このため、市及び県は、自動車の運転者等に対する継続的な啓発を行う等、徒歩避難の原則の周知に努めるものとする。ただし、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市は、警察と調整を図りながら、自動車避難に伴う危険性の軽減に努めるとともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう地域で合意形成を図るなど、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。
- (2) 市は、消防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、情報伝達手段や装備の充実を図るとともに、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援についての行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知するよう努める。また、訓練の実施により、問題点を検証し、必要に応じて行動ルール等の見直しに努める。

8 避難判断基準等の策定

市は、災害時に適切な避難が行えるよう、避難の勧告又は指示（緊急）の発令基準及び伝達内容、伝達方法、誘導方法、指定避難所の管理運営方法等を策定しておく。特に、避難の勧告又は指示（緊急）を発令する基準や伝達内容・方法については、国により示されたガイドラインを参考に、必要に応じて随時見直し等を行うものとする。県は、市に対し、避難勧告等の発令基準の策定を支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。

市は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示（緊急）等が発令することを基本とした具体的な避難指示（緊急）等の発令基準を設定するものとする。

なお、避難勧告又は避難指示（緊急）を発令する際、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

9 避難に関する広報

- (1) 市は、指定避難所、避難路、避難方法、避難勧告及び指示（緊急）の意味合い、指定緊急避難場所は災害の種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること等について、指定避難所等の表示板や誘導用の標識板、今後予想される津波による浸水域・浸水高等の案内板等の設置、広報誌やハザードマップ等の配布、防災訓練等の実施等を通じて、住民に周知徹底を図る。

また、避難生活を送る場所として指定された指定避難所を一時的に避難する広域避難場所と間違わないよう、両者の違いを住民へ周知する。

- (2) 市は、避難に関する情報の伝達方法については、多様な手段を検討し整備に努める。なお、避難勧告等については、防災行政無線のほか、安全安心コミュニティシステムや香川県防災情報システムによるメール配信や緊急速報メール等を伝達手段とすることとし、住民に対しては事前に安全安心コミュニティシステムのメール配信登録をするよう積極的に呼びかける。
- (3) 市は、指定避難所において負傷者等の情報を収集し、家族等からの問合せに対する回答が

行える体制の整備に努める。

また、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化に努める。

- (4) 市及び県は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震等に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の伝達体制を整備するよう努める。

10 避難計画の策定

- (1) 市は、あらかじめ、自主防災組織と連携して、災害発生現象の態様及び地域の特性に応じた避難計画を作成するものとし、当該避難計画には、市が行う避難勧告等の発表等の基準、指定避難所等その他避難のために必要な事項を定める。

- (2) 市は、津波浸水予測図を基本として、津波避難対象地区を指定するとともに、当該地区については、重点的に自主防災組織の結成及び活動促進に努める。

指定された避難対象地区内の住民や学校、社会福祉施設、病院、保育所等の管理者等は、指定避難所等、避難経路、家族との連絡方法等を平常時から確認しておくなど、津波が来襲した場合の備えに努める。

- (3) 市は、津波浸水予測図をもとに、津波ハザードマップを作成する。作成にあたっては、住民等の避難に有効に活用されるよう内容の検討を十分に行うものとする。

- (4) 市は、津波避難対象地区について、県の作成した基本的な基準に基づき、住民、自主防災組織、消防本部、消防団、警察、学校等の多様な主体と連携しながら、具体的なシミュレーションや訓練の実施などを通じて、具体的かつ実践的な津波避難計画を作成し、住民にあらかじめ十分周知する。なお、津波避難計画には、津波による浸水想定区域、避難対象地域、指定避難所等、避難経路、避難指示等を行う基準や伝達方法等、指定避難所等の設備、物資、救護措置等、避難に関する注意事項、避難訓練の内容等を定めるものとする。

- (5) 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における指定避難所等の運営について、あらかじめ、指定避難所等の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した行動基準を作成する。

また、市は、自主防災組織及び関係機関と連携して、上記避難計画及び行動基準を住民に周知する。

11 避難所運営マニュアルの作成

市は、関係機関、自主防災組織、防災ボランティア及び避難所運営について知識を有した外部支援者等の協力を得て、指定避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ、(削除)役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に避難所運営に関与する体制へ早期に移行することを基本とする、全体的な考え方としての避難所運営マニュアルの作成に努めるものとする。

また、全体的な考え方としての避難所運営マニュアル等を参考に、市、指定避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織等は、連携を図り、指定避難所ごとの運営マニュアルの作成に努めるものとする。

なお、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。住民等への知識等の普及に当たっては、住民等が主体的に指定

避難所を運営することが望ましいことについて啓発に配慮するよう努めるものとする。

1 2 防災上重要な施設の避難計画

- (1) 学校、病院その他多数の者を収容する施設及び福祉関係施設管理者は、それぞれの施設、地域の特性を考慮し、あらかじめ避難計画を作成し関係職員等に周知するとともに、訓練等を実施するなど、避難について万全を期する。
- (2) 南海トラフ地震防災対策推進基本計画で定められた津波浸水区域内の特定事業者は、南海トラフ地震防災対策計画を策定し、円滑な避難等ができるよう備える。
なお、県は、特定事業者の同計画の策定促進を図る。
- (3) 鉄道事業者、航路事業者又は施設管理者等は、船舶、列車等の乗客や駅、港湾ターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を作成する。

1 3 要配慮者への対応

市は、高齢者、障害者等の要配慮者を適切に避難誘導するため、住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、関係団体、福祉事業者等の多様な主体の支援者の協力を得ながら、平常時から、要配慮者に関する情報を把握のうえ、支援者等との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者の避難支援計画の策定等の避難誘導體制の整備、避難訓練の実施に努める。

また、被災した要配慮者が指定避難所での避難が困難な場合に備え、福祉避難所への搬送方法等の必要な事項を定めた計画の策定に努める。

1 4 帰宅困難者への対応

市及び県は、あらかじめ、災害発生現象のために帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）の発生による混乱を防止し、安全な帰宅を支援するための対策の推進に努める。

1 5 児童生徒への対応

市は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と本市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

1 6 孤立地域への対応

市は、孤立の恐れがある集落の実態把握に努め、通信手段の確保、救助救援体制の整備、自立のための備蓄等の対策を推進する。

1 7 消防機関等の活動

- (1) 市は、消防機関が津波からの円滑な避難の確保等のために講じる措置について、次の事項を重点としてその対策を定める。
 - ① 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
 - ② 津波からの避難誘導

- ③ 土嚢等による応急浸水対策
 - ④ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
 - ⑤ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立
 - ⑥ 救助・救急等
 - ⑦ 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保
- (2) 水防管理団体等は、津波からの円滑な避難の確保等のために次のような措置を講じる。
- ① 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
 - ② 水門、閘門及び膨脹扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
 - ③ 水防資機材の点検、整備、配備

18 市が管理又は運営する施設に関する避難対策

- (1) 市の庁舎、社会教育施設、社会体育施設、美術館、学校等の管理者は、おおむね次の事項を考慮し、民間事業者等が定める対策計画に準じて津波避難に関する対策を定める。

なお、地震発生時の津波来襲に備えた緊急点検及び巡視の実施が必要な箇所及び実施体制を定める場合には、職員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮する。

① 各施設に共通する事項

ア 避難情報等の入場者等への伝達

【留意事項】

- ・ 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るような適切な伝達方法を検討すること。
- ・ 指定緊急避難場所や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 水、食料等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

② 個別事項

ア 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

イ 学校等にあつては、市の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置

ウ 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

- (2) 災害対策本部がおかれる庁舎等の管理者は、上記(1)に掲げる措置を講じるほか、次に掲げる措置を講じる。

- ① 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- ② 無線通信機等通信手段の確保

- ③ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- (3) 工事中の建築物その他の工作物又は施設について、津波の襲来に備えて、安全確保上実施すべき措置についての方針を定める。

この場合において、津波の来襲のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮する。

1 9 県による連絡調整等

県は、市が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び指導を行うものとする。

【参考資料】

- 2-20 災害時における指定緊急避難場所としての施設使用に関する協定（津田福祉会 外）
- 2-21 災害時における要援護障害者の緊急受入れに関する協定書（長尾福祉会 外）
- 2-22 災害時における施設使用に関する協定（香川県信用組合）
- 2-43 災害時における非常通信の協力に関する協定書（さぬき市非常通信協力会）
- 7- 1 さぬき市防災行政無線通信施設
- 7- 2 さぬき市防災行政無線（同報）設置一覧
- 7- 4 災害時通信連絡系統図
- 7- 8 全国瞬時警報システム（J - A L E R T）
- 7- 9 香川県防災情報システム
- 12- 1 指定緊急避難場所一覧
- 12- 2 指定避難所一覧
- 12- 3 避難勧告等の判断基準
- 12- 4 さぬき市避難行動要支援者避難支援計画【全体計画】

第 13 節 食料、飲料水及び生活物資確保計画

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、ライフラインや流通機能の一時的な停止等が起こった場合、被災者への生活救援物資の迅速な供給を行うため、物資等の備蓄や調達体制の整備を図る。

主な実施機関	市（危機管理課）、県（危機管理課、健康福祉総務課、経営支援課、農業生産流通課、水産課）、香川県広域水道企業団、(公社)日本水道協会香川県支部
--------	--

1 食料の確保

- (1) 市及び県は、食料について、乳アレルギー等の食物アレルギーへの対応や特別な配慮を要する避難者向けの物資も含め災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなどして、調達の確保を図る。
- (2) 県は、米穀について、農林水産省の災害救助用米穀の供給制度を活用し、確保する。
- (3) 市及び県は、地震・津波被害想定調査に基づき、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、食料等の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。

2 飲料水の確保

- (1) 水道事業者は、給水関連施設の災害に対する安全性の確保等を推進するとともに、災害時の応急給水に必要な要員の確保や給水タンク、給水車、浄水器等の給水資機材の整備を図る。
- (2) 市及び県は、飲料水について、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなどして、調達の確保を図る。
- (3) 市及び県は、地震・津波被害想定調査に基づき、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、飲料水の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。

3 生活物資の確保

市及び県は、地震・津波被害想定調査に基づき、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、生活物資の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して毛布、日用品等の備蓄に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。

また、災害時に生活物資が円滑に確保できるよう関係業界等に協力を依頼するとともに、主要な供給先との供給協定の締結に努める。

なお、生活物資の備蓄については、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。

4 住民による備蓄

(1) 食料等の備蓄

住民は、防災の基本である「自らの身は自らで守る」という原則に基づき、災害時に備え、食料や飲料水（1人1日3リットルを基準とする。）等の家庭備蓄を最低でも3日分、できれば1週間分程度備蓄するように努める。

また、避難するときに持ち出す最低限の食料及び飲料水、生活用品についても併せて準備しておくよう努める。

(2) 住民に対する普及啓発

市は、広報誌、パンフレット等の配布、ホームページの活用等により、住民に対し、災害に備えた食料等の備蓄について、普及啓発を行う。

5 物資の集積拠点の指定

(1) 市は、一次（広域）物資拠点等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、仕分け及び各指定避難所への物資輸送等を行うため、公共施設、広場等を二次（地域）物資拠点としてあらかじめ指定しておく。

(2) 県は、他県等からの緊急物資等の受入、一時保管、仕分け及び二次（地域）物資拠点への物資輸送等を行うため、一次（広域）物資拠点等をあらかじめ指定しておく。なお、一次（広域）物資拠点が利用できない場合等に備え、一次（広域）物資拠点支援施設をあらかじめ指定しておくものとする。

【香川県一次（広域）物資拠点】

番号	事業者名	施設名	施設の種別	所在地
1	香川県	香川県産業交流センター（サンメッセ香川）	総合コンベンション施設	高松市林町2217-1

【香川県一次（広域）物資拠点支援施設】

番号	事業者名	施設名	施設の種別	所在地
1	日本通運(株)	高松ターミナル	トラックターミナル	高松市朝日町6-8-3
2	日本通運(株)	郷東町第3号倉庫	倉庫	高松市郷東町792-79
3	四国西濃運輸(株)	三豊支店	トラックターミナル	観音寺市大野原町大野原3980
4	四国福山通運(株)	大野原営業所	トラックターミナル	観音寺市大野原町大野原3977-1
5	ヤマト運輸(株)	四国支社	トラックターミナル	綾歌郡宇多津町吉田4001-39
6	四国名鉄運送(株)	中讃営業所	トラックターミナル	丸亀市飯山町西坂元472-1
7	(株)フードレック	本社物流センター	倉庫	観音寺市柞田町丙2066-1
8	高松臨港倉庫(株)	宇多津センター	倉庫	綾歌郡宇多津町浜3番丁32

番号	事業者名	施設名	施設の種別	所在地
9	関西陸運(株)	高松物流センター	倉庫	さぬき市昭和 121-20

【参考資料】

- 2-12 災害時における救援物資提供に関する協定書（四国コカコーラボトリング）
- 2-13 災害時における物資の供給等に関する協定書（フジ）
- 2-14 災害時における物資の供給等に関する協定書（マルナカ）
- 2-15 災害時における物資供給に関する協定書（コメリ災害対策センター）
- 10- 1 災害対策用物資の備蓄状況
- 10- 2 生活必需物資等の調達方法
- 10- 3 緊急物資の備蓄マニュアル（香川県）
- 11- 8 さぬき市物流拠点予定施設
- 11- 9 香川県民間物流拠点一覧

第 1 4 節 文教災害予防計画

学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）の児童生徒、教職員等の生命、身体の安全を図り、学校等の土地、建物その他工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を災害から守るため、防災体制の整備、訓練の実施、文教施設・設備等の点検、整備等を行うとともに、文化財の保護対策を推進する。

主な実施機関	市（教育委員会事務局）、県（総務学事課、教育委員会）
--------	----------------------------

1 学校等における防災対策

校長等は、災害に備えて、市又は県の指導により、次の措置を講じる。

（１）防災体制の整備

災害時において、迅速かつ適切に対応するため、外部の専門家や保護者の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの作成に努め、災害に備えた教職員の役割分担の明確化や連携体制の整備を推進する。また、指定避難所に指定されている学校については、市の防災担当部局と連携し、指定避難所開設時の協力体制の確立に努める。

（２）防災教育の実施

児童生徒等の安全と家庭への防災意識の普及を図るため、外部の専門家の協力の下、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災教育の充実に努める。

（３）津波に対する避難経路の確保

津波による浸水が想定される地域においては、近隣の高台や裏山、校舎の上層階など安全な場所へ速やかに避難できるよう避難経路を選定しておく。

（４）防災上必要な訓練の実施

児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な行動がとれるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立てるとともに実践的な訓練を行う。

（５）登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努め、安全な通学路や児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法等危険回避の方法と併せて、児童生徒等、保護者、関係機関等に周知徹底を図る。

（６）学校以外の教育機関の防災対策

災害時において、迅速かつ適切な対応を図るため、災害に備えて職員の任務の分担、連携等について組織の整備を図るとともに、職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な行動がとれるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立てるとともに実践的な訓練を行う。

2 文教施設・設備の点検、整備

市及び県は、文教施設、設備を災害から守るため、定期的に点検を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。また、被災したときに備えて、施

設、設備の補修、補強等に必要な資機材の整備に努める。

3 文化財の保護

市及び県は、文化財の被害の発生及び拡大を防止するため、文化財の適切な保護・管理体制を確立するとともに、火災報知器、消火栓、耐震性貯水槽、防火壁等の防災施設の整備を促進する。

第 1 5 節 ボランティア活動環境整備計画

災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効果的に行えるよう、ボランティアの自主性を尊重しつつ平常時から関係団体と連携し、ボランティアの登録、支援体制の整備など活動環境の整備を図る。

主な実施機関	市（福祉総務課、危機管理課）、県（男女参画・県民活動課、危機管理課、健康福祉総務課）、社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部
--------	--

1 協力体制の確立

市及び県は、さぬき市社会福祉協議会、香川県社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部、NPO・ボランティア等と連携し、平常時から当該団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう連携体制の確立に努める。

2 ボランティア活動の啓発等

市及び県は、関係団体と連携し、ボランティア活動への住民の積極的な参加を呼びかけるため、ボランティア活動の情報提供や活動推進のための広報、啓発などに努める。

また、さぬき市社会福祉協議会、香川県社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部、NPO・ボランティア等との連携により、災害時のボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。

そのほか、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するように努め、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努める。

3 防災ボランティアの登録等

日本赤十字社香川県支部において、災害救援のボランティア活動に参加協議する個人及び団体を赤十字防災ボランティアとして事前登録するとともに、必要な研修、訓練を行う。

第 16 節 要配慮者対策計画

高齢者、障害者、難病患者、小児慢性特定疾病児童、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者に対して、災害時に迅速かつ的確な対応を図るため、年齢、性別、障害の有無といった要配慮者の状態に配慮した体制を整備する。

主な実施機関	市（危機管理課、市民課、福祉総務課、障害福祉課、国保・健康課、子育て支援課、長寿介護課、秘書広報課）、県（国際課、健康福祉総務課、長寿社会対策課、子ども政策推進局、障害福祉課、観光振興課、）、消防団、警察、消防本部、社会福祉協議会、社会福祉施設等の管理者
--------	---

1 社会福祉施設等入所者の対策

- （１）市は、県と協力し被災者の救出や受入れの調整が迅速に行えるよう体制の整備に努める。
- （２）県は、社会福祉施設等の被害状況を把握するシステム等を活用し、市が被災者の救出や受入れの調整が迅速に行えるよう、体制の整備に努める。
- （３）社会福祉施設等の所有者又は管理者は、関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するとともに、定期的に避難訓練を実施するものとする。
また、災害対策に関する具体的な計画の概要の掲示や、災害時の連携協力体制の整備のほか、次の措置を講じるよう努めるものとする。
 - ① 災害の予防や災害時の迅速、的確な対応のため、あらかじめ災害支援に関する具体的な計画を作成するとともに、自衛防災組織等を整備し、動員体制、非常招集体制、緊急連絡体制、避難誘導體制等の整備に努める。また、災害時に協力が得られるよう、平常時から近隣施設、住民、ボランティア団体等と連携を図っておく。
 - ② 利用者及び従事者等に対して、避難経路及び指定緊急避難場所・指定避難所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行うとともに、利用者の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。
 - ③ 定期的に施設、設備等を点検し必要な修繕等を行うとともに、施設内部や周辺のバリアフリー化等に努める。また、災害時に利用者等の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うほか、予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努める。
 - ④ 災害時の入所者等の安全の確保を図るため、施設の倒壊等による入所者等の他施設への移送、収容などについて施設相互間の応援協力体制や市、県、関係機関、地域住民等との連携協力体制の整備に努める。

2 在宅の要配慮者の対策

- （１）市は、市内に居住する避難に際し何らかの支援が必要な要介護高齢者や障害者等の要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努め、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から守るため、円滑かつ迅速に避難できるための支援体制を整えておくため、避難行動要支援者避難支

援計画を策定するものとする。

(2) 避難行動要支援者の避難を支援する避難支援等関係者は次のとおりとする。

- ① さぬき警察署
- ② 大川広域消防本部
- ③ さぬき市消防団
- ④ 民生委員・児童委員
- ⑤ さぬき市社会福祉協議会
- ⑥ 避難行動要支援者が居住する地域の自主防災組織
- ⑦ 避難行動要支援者が居住している地域で当該避難行動要支援者に対する避難支援に必要と市長が認めた者

(3) 市は、避難行動要支援者の避難の支援、安否の確認その他避難行動要支援者の生命又は身体を災害から守るために必要な措置を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

(4) 市が作成する避難行動要支援者名簿に掲載する避難行動要支援者の範囲は次のとおりとする。

- ① 介護保険における要介護認定を受けており、要介護3～5の者
- ② 身体障害者手帳の交付を受けており、障害の程度が1級又は2級（総合等級）の第1種の者（ただし、心臓機能障害又はじん臓機能障害のみで該当する者を除く。）
- ③ 療育手帳の交付を受けており、障害の程度が㊦又はA判定の者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、障害の程度が1級の者
- ⑤ 生活支援を受けている難病患者
- ⑥ 前各号に準じる状態にあり、災害時の支援が必要と認められる者

(5) 市は、避難行動要支援者名簿の作成に当たり、避難行動要支援者に該当するものを把握するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の10第3項の規定に基づき、市の関係部局で把握している避難に際し何らかの支援が必要な要介護高齢者や障害者等の状況を集約し、要介護状態区分や障害種別、支援区分などを把握するものとする。

また、避難行動要支援者名簿の作成のため、市で把握していない情報の取得が必要と認められるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、情報提供を求めることができるものとする。

(6) 市が作成する避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次の事項を記載するものとする。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号などの連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(7) 避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は、避難行動要支援者の状況の変化の把握に努め、名簿を更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

- ① 新たに市に転入してきた避難に際し何らかの支援が必要な要介護高齢者、障害者等や新たに要介護認定や障害認定を受けた者のうち、避難行動要支援者に該当する者を速やかに避難行動要支援者名簿に追加するものとする。
 - ② 転居や死亡等により、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更等により確認された場合や避難行動要支援者が社会福祉施設等へ長期間の入所をしたことを把握した場合は、速やかに避難行動要支援者名簿から削除するものとする。
- (8) 市は、災害時の円滑かつ迅速な避難支援などを実施するため、避難行動要支援者名簿を平常時から避難支援等関係者に提供し、名簿情報を共有するものとする。
- ただし、避難支援等関係者に提供する場合は、避難行動要支援者からの同意があった場合のみとし、発災時には避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等を行うことに留意する。なお、避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報もふくまれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する避難支援等関係者に限り提供するものとする。
- (9) 市は、大規模な災害等によって市の機能が著しく低下することとも考慮し、避難行動要支援者名簿を電子媒体での管理に加え、紙媒体でも保管するものとする。また、名簿情報を適正に管理するため、機密性に応じた情報の取得方法等を定めて各種の法令等を遵守し、適正な情報管理を行うこととする。
- (10) 避難行動要支援者名簿情報を事前に提供された避難支援等関係者は、災害対策基本法の規定により、避難支援等関係者本人に守秘義務が課せられていることを十分に理解し、避難行動要支援者に関する情報が無用な共有、利用されないようにしなければならないものとする。なお、避難支援等関係者は、事前に提供された避難行動要支援者名簿の情報を施錠可能な場所に保管するとともに、必要以上の複製をしてはならないものとする。
- (11) 市は、避難支援等関係者の安全を確保するため、避難行動要支援者や避難支援関係者等を含めた地域全体での協議で取り決めた避難誘導や避難方法の計画を策定し、周知するものとする。
- (12) 市は、事前に提供した避難行動要支援者名簿を活用し、避難支援等関係者と連携した避難訓練を実施するなど災害時に迅速な対応ができる体制の整備に努める。
- (13) 市は、防災担当部局と福祉担当部局の連携の下、地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連パンフレット等を設置する。また、市は、高齢者の避難行動の理解促進に向けて、平常時から地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携を図る。
- (14) 市は、必要に応じて、社会福祉施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の避難行動要支援者が相談や介助等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所の指定及び福祉避難所の設置・運営マニュアルの作成に努める。
- (15) 市は、平坦で幅員の広い避難路、車いすも利用できる指定避難所、大きな字で見やすい標識板等の設置など高齢者や障害者等の要配慮者に配慮した防災基盤整備に努める。

3 外国人の対策

- (1) 市は、外国人に対して、災害時に円滑な支援ができるよう、外国人の人数や所在の把握に努めるとともに、指定避難所等の標示板等に外国語を併記するよう努める。
- (2) 市及び県は、外国語による防災に関するパンフレット等の作成、配布し、防災知識の普及、啓発に努める。
- (3) 市は、災害時にも外国人が円滑にコミュニケーションが図れるよう、県が確保を図る外国語通訳や翻訳ボランティアなどを把握しておく。

4 旅行者等の対策

市は、旅行者等土地に不慣れな者が、災害時に円滑な避難行動がとれるよう、関係機関等と連携し、体制の整備に努める。

5 避難行動要支援者からの情報提供

高齢者、障害者等で避難に支援が必要となるものは、市、自主防災組織等に、あらかじめ安否確認や避難等の際に必要な自らの情報を提供するよう努めるものとする。

【参考資料】

- 2-21 災害時における要援護障害者の緊急受入れに関する協定書（長尾福祉会 外）
- 9- 3 栄養相談・指導活動体系図
- 9- 4 精神保健活動体系図
- 12- 3 避難勧告等の判断基準
- 12- 4 さぬき市避難行動要支援者避難支援計画【全体計画】
- 15- 9 自主防災組織の現状

第 17 節 防災訓練実施計画

災害対策活動の習熟、防災関係機関の連携強化、住民の防災意識の高揚等を図るため、地震・津波時の状況を想定した具体的かつ効果的な各種訓練を定期的、継続的に実施するとともに、訓練後には、評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めることとする。

主な実施機関	市（危機管理課）、消防団、自主防災組織、県（危機管理課、河川砂防課）、防災関係機関
--------	---

1 防災訓練の実施

- (1) 市、県及び防災関係機関は、南海トラフ地震を想定して防災訓練を、少なくとも年 1 回以上実施する。

また、防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を含めるものとする。

なお、訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、津波及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど実践的なものとなるよう工夫することとし、毎年その訓練内容を充実するよう努める。

- (2) 県は、市が実施する自主防災組織等の参加を得て行う訓練等に対して、必要な助言と指導を行う。

2 総合訓練

市及び県は、大規模な地震・津波災害を想定して、防災関係機関、ライフライン事業者、住民、自主防災組織その他関係団体等多様な主体の協力を得てその緊密な連携の下に、次に掲げる個別訓練等を組み合わせた総合的な訓練を行う。

- ① 情報の収集・伝達、災害広報
- ② 水防、消防、救出・救助
- ③ 避難誘導、指定避難所・救護所設置運営、応急医療、炊き出し
- ④ ライフライン応急復旧、道路啓開
- ⑤ 偵察、警戒区域の設定、警備、交通規制
- ⑥ 救援物資及び緊急物資輸送
- ⑦ 緊急地震速報への対応

3 災害対策本部設置運営訓練

市及び県は、地震・津波発生時において災害対策本部の運営を適切に行うため、本部の設置、職員の動員配備、情報収集、本部会議の開催等の訓練を行う。なお、災害時において、意見聴取・連絡調整等のため、災害対策本部に防災関係機関の出席を求めることも想定し、防災関係機関と連携した訓練の実施に努める。

4 図上訓練

市及び県は、災害発生時に起こりうる様々な状況を想定し、それに対して情報収集・分析、伝達、決定等の対応を実施する図上訓練を行う。

5 避難救助訓練

訓練実施に当たっては、要配慮者への支援体制を考慮するものとする。

- (1) 市及び県は、地震・津波発生時において避難活動や救助活動等を円滑に実施するため、水防、消防等の訓練と併せて、避難誘導、指定避難所開設、人命救助、救護所開設等の訓練を行う。
- (2) 学校、病院、映画館、複合ビル等多人数を収容する特殊建築物の管理者は、収容者等の人命保護のため特に避難について、その施設の整備を図り、訓練を行う。

6 非常通信連絡訓練

市、県及び防災関係機関は、地震・津波発生時における通信の円滑化を図るため、非常通信協議会等の協力を得て、各種災害を想定し、感度交換、模擬非常通報等の訓練を行う。

7 非常招集訓練

市、県及び防災関係機関は、地震・津波発生時において短時間に非常配備体制が確立できるよう、各種災害を想定し、勤務時間外における職員等の参集訓練を行う。

8 自主防災組織等における訓練

住民の防災行動力の強化、防災意識の高揚、組織活動の習熟、防災関係機関等との連携を図るため、自主防災組織等は、市及び消防機関の指導の下に、地域の企業とも協調して、緊急地震速報への対応、初期消火、応急救護、避難、避難行動要支援者の安全確認・避難誘導、指定避難所運営等の訓練を行う。

なお、津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めるとともに、迅速かつ想定にとらわれずその場で出来る最善を尽くすという内容とする。

また、市は、地域の自主防災活動の活性化を図るため、自主防災組織が連携した広域的な訓練を推進するとともに、これらの訓練に対する支援に努める。

9 広域的な防災訓練

県は、他の都道府県との協定に基づき、相互の応援体制を確立するため、県域を越えた広域的な防災訓練を行う。

また、市は、緊急消防援助隊の充実強化を推進するため、県と連携し、連絡体制の強化に努めるとともに、広域的・実践的な訓練に積極的に参加する。

【参考資料】

- 1ー 7 さぬき市自主防災組織資機材購入費補助金交付要綱
- 1ー 8 さぬき市自主防災活動支援事業実施要綱
- 1ー 9 さぬき市自主防災力強化事業費補助金交付要綱

- 1－10 さぬき市防災士育成支援事業費補助金交付要綱
- 1－11 香川県自主防災組織広域化促進事業補助金交付要綱
- 1－12 香川県自主防災活動アドバイザー派遣事業実施要綱
- 1－13 香川県防災対策基本条例
- 15－ 9 自主防災組織の現状

第 18 節 防災知識等普及計画

災害時における被害の拡大の防止、災害応急対策の効果的な実施等を図るため、職員に対して計画的かつ継続的な防災研修を行う。また、住民に対する防災知識等の普及に当たっては、地域コミュニティにおける多様な主体を意識した防災に関する教育の普及推進を図る。

主な実施機関	市（危機管理課、秘書広報課、教育委員会事務局）、消防本部、県（総務学事課、危機管理課、経営支援課、河川砂防課、教育委員会）、警察、防災関係機関
--------	---

1 防災思想の普及

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、食料、飲料水等の備蓄など平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、高齢者・障害者等の要配慮者を助けること、指定避難所等で自ら活動すること、あるいは市、県等が行っている防災活動に協力することなどが求められる。

このため、市及び県は、教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災に関する冊子等の配布や周知、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を推進するなど、自主防災思想の普及、徹底を図る。

2 職員に対する防災研修

市、県及び防災関係機関は、災害時における適正な判断力等を養成し、災害応急対策の円滑な実施を図るため、また職場内における防災体制を確立するため、防災訓練の実施、防災講演会・講習会の開催、見学・現地調査の実施、防災活動手引書の配布等あらゆる機会を活用して、職員に対して必要な防災研修を行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- ① 災害に関する基礎知識、地域防災計画等の概要
- ② 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ③ 地震・津波に関する一般的な知識
- ④ 地震・津波が発生した時に、職員がとるべき具体的行動に関する知識及び果たすべき役割（動員体制、任務分担等）
- ⑤ 地震・津波防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ⑥ 今後地震・津波対策として取り組む必要のある課題
- ⑦ その他災害対策上必要な事項

3 住民に対する普及啓発

（１）市及び県は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組みを支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の高揚を図る。

（２）市及び県は、津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、浸水予測図、津

波ハザードマップ等を作成し、住民等に対して周知を図る。また、津波による人的被害を軽減するためには、住民等の避難が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示等の意味と内容を広く啓発し、津波を想定した防災訓練を行うなど、適切な避難活動につなげられるよう努める。

- (3) 市及び県は、住民の防災意識の高揚及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。また、広報誌、パンフレット等の配布、CATV、ホームページ、ラジオ、テレビ、新聞等マスメディアの活用等の方法により、地震・津波発生時において住民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震・津波に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図るほか、平常時から各種ハザードマップを活用した地域における災害リスクの確認を促進するよう周知に努める。さらに、体験学習を通して防災意識の普及啓発を図るため、体験型啓発施設等を積極的に活用する。

なお、普及啓発に当たっては、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、津波警戒に関する次の内容の普及を図るものとし、県民防災週間（7月15日から7月21日）、防災週間、火災予防週間等の防災関連行事実施時期を中心に行う。

- ① 地域防災計画等の概要、自主防災組織の意義
- ② 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ③ 地震・津波に関する一般的な知識
- ④ 地震・津波が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車の運転者等に対する自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- ⑤ 正確な情報入手の方法
- ⑥ 大津波警報、津波警報、津波注意報の意味や内容、発表時にとるべき行動
- ⑦ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ⑧ 各地域における津波危険予測地域、がけ地崩壊危険地域等に関する知識
- ⑨ 避難勧告又は避難指示（緊急）の意味や内容、発令時にとるべき行動
- ⑩ 各地域における指定緊急避難場所・指定避難所及び避難路に関する知識
- ⑪ 避難生活に関する知識
- ⑫ 平素住民が実施しうる応急手当、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- ⑬ 最低3日分の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ⑭ 家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策
- ⑮ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- ⑯ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼育についての準備
- ⑰ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で災害時にとるべき行動
- ⑱ 家族内における津波発生時の連絡方法や避難ルールの取決め、災害時の家族等の安否確認のためのシステム（災害伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板サービス等）の活用
- ⑲ 緊急地震速報を受けた際の適切な対応行動
- ⑳ 住居の耐震診断と必要な耐震改修

【避難行動に関すること】

- ① 強い地震（震度4以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした

揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで堅固な建物の3階以上や高台等の安全な場所に避難すること。

- ② 避難に当たっては徒歩によることを原則とすること。
- ③ 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと。
- ④ 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること。
- ⑤ 標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること。
- ⑥ 海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること。
- ⑦ 津波は繰り返し襲ってくるので、大津波警報、津波警報、津波注意報が解除になるまで高台等の安全な場所に留まり、沿岸部には近づかないこと。

【津波の特性に関すること】

- ① 津波の第一波は引き波だけではなく、押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること。
- ② 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震があること。

【津波に関する想定・予測の不確実性】

- ① 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること。
- ② 特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。
- ③ 浸水想定区域外でも浸水する可能性があること。
- ④ 指定緊急避難場所の孤立や指定緊急避難場所自体の被災もありうること。

4 学校における防災教育

(1) 児童生徒等に対する防災教育

各教科、道徳や総合的な学習の時間、特別活動など、学校の教育活動全体を通じて、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において自らの安全を確保するとともに、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるように、学校における日常の安全対策や災害時の危機管理などを盛り込んだ防災に関する手引等を用い、災害の基本的な知識や地震・津波発生時の適切な行動等について教育を行う。また、地域の自主防災組織が実施する訓練等への参加に努めるなど、地域と一体となった取組みを推進する。

特に、地震や津波に対する避難や災害時における危険の回避及び安全な行動の仕方については、児童生徒等の発達段階や学校の立地条件、地域の特性等に応じた教育が大切である。

(2) 教職員に対する防災教育

学校における日常の安全対策や災害時の危機管理などを盛り込んだ防災に関する手引等を用い、災害時に教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒等に対する指導、負傷者の応急手当、災害時に特に留意する事項等に関する研修を行うとともに、その内容の周知徹底を図る。

5 自動車運転手等に対する啓発

警察は、運転免許更新時の講習、自動車教習所における教習等の機会を通じ、災害時に自動

車運転者等がとるべき行動等に関する知識の普及や防災教育の実施に努める。

6 防災上重要な施設の管理者等に対する啓発

市は、危険物を有する施設、病院、ホテル・旅館、大規模小売店舗等の防災上重要な施設の管理者等に対して、災害に関する知識の普及や防災教育の実施に努める。

7 企業防災の促進

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国、県及び市が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

中小企業・小規模事業者は、防災・減災対策の第一歩として、自然災害等による自社の災害リスクを認識し、事業活動の継続に向けた事前対策を盛り込む事業継続力強化計画を作成し、事業活動への影響を軽減するよう努めるものとする。

市及び県、各業界の民間団体は、広報誌、パンフレット等の配布、ラジオ・テレビ・新聞等マスメディアの活用、防災に関する講演会等の方法により、災害時等において企業が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図り来客者、従業員等の安全確保、業務を継続するための取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図る。

市及び商工会は、共同で事業継続力強化支援計画を策定し、中小企業・小規模事業者における防災・減災対策の普及に努めるものとする。

また、市及び県は、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進が図られるよう施策を検討するものとする。

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

8 災害情報の提供等

市及び県は、災害状況を記録し、及び公表する。

市は、地形、地質、過去の災害記録、予測される被害その他の災害に関する情報を住民に提供するものとする。また、災害予測を示した地図を作成し、及び住民に周知する。

県は、市の上記施策の実施を支援する。

9 災害教訓の伝承

住民は自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

市及び県は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大災害に関する調査分析結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努め、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援するものとする。

第 19 節 自主防災組織育成計画

災害時における被害の拡大の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動が極めて重要となることから、住民、企業等による自主防災組織の育成や活動の活性化、消防団の活性化などに努めるとともに、企業においては、自衛消防組織の充実強化等に取り組む。また、一定の地区内の住民及び事業者は、必要に応じて、地区防災計画を作成するなどにより、地区の防災活動を推進する。これらを通じて、地域の防災体制の充実を図る。

主な実施機関	市（危機管理課）、消防団、自主防災組織、県（危機管理課）
--------	------------------------------

1 住民の自主防災組織

（１） 災害時においては行政や防災関係機関のみならず、住民が組織する自主防災組織による出火防止、初期消火、被災者の救出・救護活動等が非常に重要である。

住民は、地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。

市は、県の支援を受け、住民に対して積極的に指導助言を行い、自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進に必要な助成や自主防災組織のリーダーの研修に努める。

また、消防団と自主防災組織との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

（２） 自主防災組織の編成は、次により行う。

- ① 地理的状況、生活環境からみて、住民の日常生活上の範囲として一体性を有する規模を念頭に、地域の実情に応じ、既存の町内会、自治会や小学校区などを活用して編成する。
- ② 防災に関する多様な視点からの意見取入等のため、女性や多様な世代の参加を求める。
また、看護師など地域内の専門家や経験者の参加も求める。
- ③ 津波浸水想定のある区域内にある地区や土砂災害危険地域等災害危険度の高い地区は、特に重点を置き組織化を推進する。

（３） 自主防災組織の主な活動内容は、次のとおりである。自主防災組織は、防災対策に取り組むに当たっては、市、事業者、公共的団体その他関係団体と連携するよう努める。

1) 平常時の活動

- ① 平常時の備え及び災害時の的確な行動に関する防災知識の普及
 - （ア）災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度の確認
 - （イ）災害発生現象の態様に応じた指定緊急避難場所・指定避難所等、避難の経路及び方法等の確認
 - （ウ）避難勧告等の発令等の基準、災害対応における市との役割分担等についての市との協議
 - （エ）災害予測地図（ハザードマップ）等の作成及び地図の内容の住民への周知
 - （オ）地域の避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、避難支援等の体制を整備
 - （カ）災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に住民がとるべき行動について、災

害発生時、避難途中、指定避難所等における行動基準の作成及び周知

(キ) 住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るための研修等の実施

- ② 初期消火、情報収集・伝達、救出・救護、避難等の防災訓練の実施
- ③ 初期消火用資機材等の防災資機材及び応急手当用医薬品の整備点検
- ④ 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄
- ⑤ 地域における高齢者、障害者等の避難行動要支援者の把握

2) 災害時の活動

- ① 出火防止、初期消火の実施、正確な情報の収集・伝達
- ② 集団避難の実施、高齢者や障害者等の避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、避難支援等
- ③ 救出・救護、炊き出し等の実施、救援物資の分配、指定避難所等の運営に対する協力等

2 企業等の自衛消防組織等

企業等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を実施するため、消防設備や防災設備等を整備充実するとともに、自衛消防組織等を充実強化する。また、来客者、従業員等の安全を確保し、及び業務を継続するため、あらかじめ、防災対策の責任者及び災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に従業員がとるべき行動等を定めるとともに、従業員に対して研修等を行うよう努める。

企業等は、市及び県が実施する防災対策の推進に協力するとともに、所有し、又は管理する施設を指定避難場所として使用することその他の防災対策について、住民及び自主防災組織に積極的に協力するよう努める。

災害時には、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、企業及び地域の安全確保に努める。

3 消防団の活性化

消防団は、消火活動のみならず多数の動員を必要とする大規模災害時の救助救出活動、避難誘導など防災活動に大きな役割が期待されていることから、市は、装備の充実、女性の入団促進を含めた団員の確保対策、知識技術の向上対策などを推進し、消防団の活性化を図る。

4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する企業は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

【参考資料】

- 1ー 7 さぬき市自主防災組織資機材購入費補助金交付要綱
- 1ー 8 さぬき市自主防災活動支援事業実施要綱
- 1ー 9 さぬき市自主防災力強化事業費補助金交付要綱

- 1－10 さぬき市防災士育成支援事業費補助金交付要綱
- 1－11 香川県自主防災組織広域化促進事業補助金交付要綱
- 1－12 香川県自主防災活動アドバイザー派遣事業実施要綱
- 1－13 香川県防災対策基本条例
- 6－ 2 消防団現勢
- 15－ 9 自主防災組織の現状

第20節 被災動物の救護体制整備計画

災害時には、動物を原因とする混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、指定避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう、平常時から県や（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力体制を確立し、飼い主への支援及び被災動物の救護活動体制を整備する。

主な実施機関	市（生活環境課、農林水産課）、県（生活衛生課、保健所、畜産課）、中国四国地方環境事務所、（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等
--------	---

1 被災動物避難対策（飼い主の役割）

動物の飼い主は、日頃からその動物の生理、習性等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、指定避難所へ適切な避難ができるよう、しつけやワクチンの接種をするとともに、動物用避難用品（ケージ等）を準備するよう努めるとともに、不必要な繁殖を防止するため、不妊・去勢手術を実施しておくよう努める。

また、災害時に逸走した動物を所有者である飼い主のもとに返すことができるよう、飼い主は、飼養する動物に名札やマイクロチップなどで所有者明示（個体識別）を実施するよう努める。

2 特定動物対策

特定動物（危険な動物）の飼い主は、日頃から災害発生時も想定した当該動物の脱出を防止のため、施設や捕獲器具の点検、万一脱出した場合の関係機関への通報体制を確認するなど、当該動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとるよう努める。

県は、特定動物の飼い主に対して、災害発生時の対応を含めた危害防止対策について、必要に応じて監視・指導を実施し、災害時には特定動物に関する情報の収集や発信ができるよう、関係機関等と連携体制の構築を図る。

3 指定避難所における動物の適正飼養対策

県は、指定避難所に同行避難した動物について、動物愛護や動物由来感染症予防等の観点から適正飼養できるルールを定めるよう、動物の飼い主や、指定避難所設置主体の市に対して支援を行なう。

市は、指定避難所での混乱を避けるため、あらかじめ動物との同行避難者を受け入れられる施設を選定、住民への周知、指定避難所設置主体と選定した指定避難所での受入れや飼養管理方法等の体制整備に努めるとともに、動物との同行避難訓練を実施するよう努める。

4 被災動物救護活動

県は、（公社）香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協力して、被災動物の救護活動体制を整備し、災害時にはそれぞれが役割分担して救護活動できるよう協力、支援する。

また、県は、平常時から市と連携し、住民への被災動物救護活動に関する情報収集及び情報提供体制を整備する。

第 2 1 節 帰宅困難者対策計画

通勤・通学、出張、買い物、旅行等で移動している者が、大規模地震発生時等に、公共交通機関の運行停止や道路の交通規制により、帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となることが予測される。帰宅困難者の発生による混乱を防止し、安全な帰宅を支援するための対策の推進を図る。

主な実施機関	市（危機管理課、秘書広報課、商工観光課）、県（危機管理課、観光振興課）
--------	-------------------------------------

1 住民への啓発

市及び県は、住民に対して、「災害発生時にはむやみに行動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認等について、必要な啓発を図る。

2 企業等への啓発

市及び県は、企業等に対して、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性や、そのための食料・水・毛布等の備蓄の推進等について、必要な啓発を図る。

3 指定避難所等の提供

市は、指定避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応方法をあらかじめ定めておくなど、指定避難所の運営体制の整備に努める。特に主要駅等の周辺地域においては、多くの帰宅困難者の発生が見込まれることから、既に指定している指定避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討するものとする。

なお、滞在できる施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮するものとする。

4 情報提供体制の整備

市及び県は、公共交通機関の運行状況や道路の復旧情報など帰宅するために必要な情報を、インターネット、指定避難所・防災拠点施設等における張り紙や、報道機関による広報など、多様な手段により、迅速に提供できる体制を整備する。

5 安否確認の支援

市及び県は、災害時の家族・親戚等の安否確認のためのシステム（災害伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板サービス等）の効果的な活用が図られるよう普及・啓発を図る。

6 災害時の徒歩帰宅者に対する支援

市及び県は、コンビニエンスストア等を展開する法人等との間で、災害時の徒歩帰宅者への水道水やトイレの提供などを内容とした協定を締結するなど、徒歩帰宅者を支援する体制を整備する。

7 帰宅困難となる観光客等への対策

- (1) 市及び県は、現地の地理に不案内な観光客等（訪日外国人旅行者を含む。）に対して、パンフレットやチラシ、避難誘導標識などにより、避難対象地域、指定避難所等についての広報を行うよう努めるものとする。
- (2) 市は、特に観光地では、地理に不案内な帰宅困難者が発生することが見込まれるため、観光客等の安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供する手段などをあらかじめ定め、災害時における観光客等への帰宅支援が円滑に実施できるよう体制整備を図る。また、既に指定している指定避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討する。
県は、市の上記施策の実施を支援するものとする。
- (3) 市及び県は、ホテル・旅館等の宿泊施設管理者に対して、宿泊客等の把握方法、安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供するための取り組みを促進する。

第22節 地域継続計画（DCP）推進計画

南海トラフ地震は、大規模かつ広域な被害をもたらし、市単独での対応は困難であると予想されることから、県や各市町、企業等が連携し、香川地域の機能継続を目的とした戦略的な地域インフラの早期復旧を目指すため地域継続計画（DCP）の策定の推進を図る。

主な実施機関	市（危機管理課、市民病院）、県（危機管理課、経営支援課、病院局県立病院課）
--------	---------------------------------------

1 市の業務継続計画

（１）市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、災害応急対策業務や住民生活に密着した業務を継続して実施する必要があることから、業務継続計画を策定する。

（２）市は、災害への応急対策業務を担う機関として「さぬき市業務継続計画（地震・津波編）」を策定している。今後は、災害拠点病院である市民病院についても計画の策定に取り組むものとする。

（第9節 防災業務体制整備計画 1 業務継続性の確保 参照）

2 県の業務継続計画

（１）県は、災害応急対策業務や優先度の高い通常業務を発災直後から適切に実施するため、あらかじめ継続性の高い通常業務の特定やその業務に必要な人員・資源の確保・配分等を定めた業務継続計画を策定するものとする。また、計画は適宜評価を行い、必要に応じて見直しを図るものとする。

（２）県は、災害への応急対策業務の中心的役割を担う本庁（警察を除く）を対象に、「香川県庁業務継続計画（震災対策編）」を策定している。今後は、災害時の防災拠点施設や県立病院についても計画の策定に取り組むものとする。

3 事業者の事業継続計画

災害等による企業の事業中断は、企業の存立や地域経済に大きな影響を及ぼすものとして、企業の事業継続計画策定の必要性が指摘されている。

こうしたことから、市及び県は、事業継続計画作成のための情報提供を行うなど、事業者や事業者団体に対し、計画の策定を推進するよう働きかけるものとする。

4 地域継続計画の推進

市は、県や関係機関と連携して行政組織や企業だけでなく、住民や地域コミュニティ等を構成するその他の組織を含めた地域機能を継続するための地域継続計画（DCP）の策定を推進するものとする。

【参考資料】

15-10 さぬき市業務継続計画（地震・津波編）

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、災害対策本部等を設置し、災害情報を一元的に把握し、共有することができるように、活動体制を整備する。なお、災害応急対策を実施するにあたり、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

主な実施機関	市（全部局）、県（全部局）、防災関係機関
--------	----------------------

1 市の活動組織

（1）防災会議

市の地域に係る防災に関し、市の業務を中心に、市内の公共的団体その他関係団体の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法に基づき市の附属機関として設置されており、地域防災計画の作成及び実施の推進、各機関の実施する災害復旧の連絡調整等を図る。

（2）災害対策本部

① 災害対策本部の設置

市の地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときで、市長が必要と認めた場合は、災害応急対策を行うため、次の基準に該当する場合に災害対策本部を設置する。

災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成とその実施、関係機関の連絡調整等を図る。

なお、複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。

【設置基準】

- 1 市内で震度5弱以上の揺れを観測したとき。
- 2 市内で震度4の揺れを観測し、香川県に津波注意報が発表されたとき。
- 3 香川県に大津波警報もしくは津波警報が発表されたとき。

② 災害対策本部室の設置場所

災害対策本部室は、市役所3階大会議室に設置する。3階大会議室に設置できない場合には、市役所内の別室に設置するが、市役所の被災等の場合には、被災していない庁舎に設置する。

③ 災害対策本部の組織

ア 本部長

市長を本部長とし、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

なお、本部長に事故あるときの代行順位は、次のとおりとする。

- ・ 第1順位 副市長
- ・ 第2順位 総務部長
- ・ 第3順位 市民部長

イ 副本部長

副市長を副本部長とし、本部長を補佐する。

ウ 本部員

- a 本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。
- b 本部員は、総務部長、市民部長、健康福祉部長、建設経済部長、市民病院経営管理局長、教育長、教育部長、議会事務局長、消防団長をもって充てる。

エ 本部会議

- a 本部長は、災害対策に関する重要な事項を協議決定し、その推進を図るため、必要に応じ本部会議を招集する。
- b 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- c 本部会議には、必要に応じて、自衛隊その他関係機関の出席を求めることができる。
- d 本部会議の主な協議事項は次のとおりとする。
 - ・ 本部の動員配備体制に関すること。
 - ・ 重要な災害情報、被害情報の分析及びそれに伴う対策の基本方針に関すること。
 - ・ 災害救助法の適用に関すること。
 - ・ 県、他市町及び防災関係機関への応援要請に関すること。
 - ・ その他重要な災害対策に関すること。

オ 本部事務局

災害対策本部の事務を処理するため、本部に事務局を置き、事務局は総務部危機管理課とする。

カ 部

- a 災害応急対策の全庁的な推進を図るため、災害対策本部に部（総務部、市民部、健康福祉部、建設経済部、病院部、教育部、議会部、消防団）を置き、部には班を置く。
- b 各部各班の組織及び分掌事務は別表1のとおりとする。
- c 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。なお、部長に事故あるときは、部長の指名する課長等の職にある者がその職務を代理する。

キ 総合支所

総合支所は、管内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、その状況及び災害応急対策に必要な事項を、速やかに、本部事務局に報告するとともに、その指示に従い、災害応急対策に従事する。

また、総合支所における第一報（庁舎の被害状況等）については、総合支所長が災害対応の初動段階に本部事務局に報告する。

ク 現地災害対策本部

本部長は、激甚な被害を受けた地区における災害応急対策の迅速かつ的確な実施を図るため、必要に応じて現地災害対策本部を設置する。

④ 災害対策本部の設置の通知等

災害対策本部を設置あるいは解散したときは、ラジオ、テレビ、CATV、新聞等を通

じて公表するとともに、県、防災関係機関等にその旨を通知する。

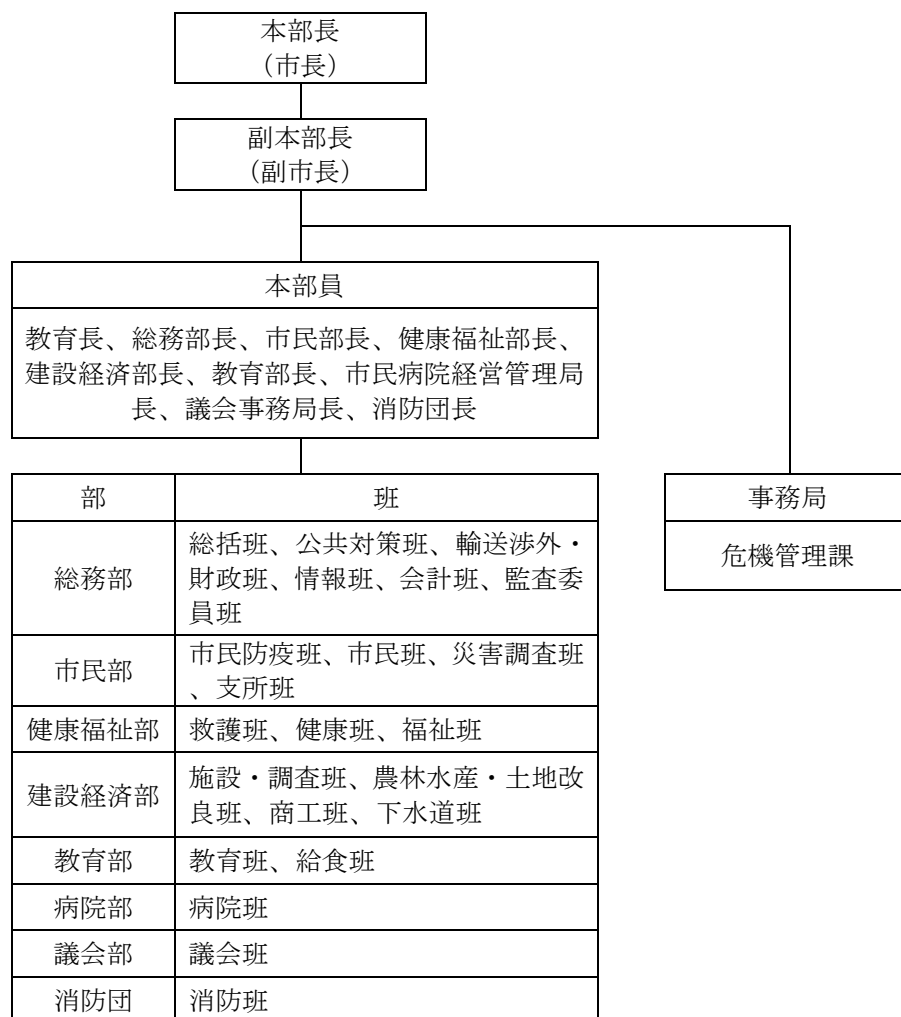
⑤ 県との連携

県の現地災害対策本部が設置された場合、災害対策を円滑かつ的確に推進するため、災害対策本部は、県の現地災害対策本部と緊密な連絡調整を図る。

⑥ 災害対策本部の解散

市長は、市の地域において、災害が発生するおそれが解消したと認めたとき又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、災害対策本部を解散する。

【さぬき市災害対策本部組織図】



【別表1 さぬき市災害対策本部各部各班の分掌事務】

部 [責任者]	班 [責任者]	班 員	分 掌 事 務
総 務 部 [総務部長]	総 括 班 [危機管理課長]	総 務 課 危機管理課 秘書広報課 男女共同参画・国際交流推進室	1 本部の設置及び解散に関する事 2 本部員会議及び関係本部員会議に関する事 3 本部長の命令及び指示の伝達に関する事 4 避難の勧告等に関する事 5 本部の庶務に関する事 6 各部との連絡調整に関する事 7 被害状況及び応急対策の実施状況の取りまとめ、記録等に関する事 8 遺体の捜索に関する事 9 職員の動員、服務及び福利厚生に関する事 10 県、他市など関係機関への連絡調整及び要請に関する事 11 自衛隊の派遣要請に関する事 12 気象情報等の収集・伝達に関する事 13 被災外国人の援護に関する事 14 防災行政無線など災害通信設備に関する事 15 情報ネットワークに関する災害応急対策に関する事 16 他の部に属さない事
	公共対策班 [財産活用課長]	財産活用課	1 資機材の調達支援に関する事 2 本部の運営に必要な物品等の確保に関する事 3 公用車及び庁用電話に関する事 4 災害応急工事の契約に関する事 5 公共施設等の被災状況に関する事 6 他班の応援に関する事
	輸 送 渉 外 ・ 財 政 班 [政策課長]	政 策 課	1 人員、資機材の輸送及び配備に関する事 2 物資車輛等の調達・確保に関する事 3 応援部隊の受入れ調整に関する事 4 地方公共団体その他諸団体等からの災害復旧活動に対する応援の調整に関する事 5 本部の予算に関する事 6 災害予算に関する事 7 他班の応援に関する事
	情 報 班 [秘書広報課長]	秘書広報課 (削 除)	1 住民への災害広報に関する事 2 報道機関への対応に関する事 3 C A T V施設の災害応急対策に関する事 4 災害に関する写真、映画等による記録に関する事 5 他班の応援に関する事
	会 計 班 [会計課長]	会 計 課	1 災害時の出納事務に関する事 2 災害対策用物資の調達・保管・出納に関する事 3 義援金の受け入れに関する事 4 他班の応援に関する事
	監 査 委 員 班 [監査委員事務局長]	監査委員事務局	1 総務部の事務に関する事 2 他班の応援に関する事

部 [責任者]	班 [責任者]	班 員	分 掌 事 務
市 民 部 [市民部長]	市民防疫班 [生活環境課長]	生活環境課 人権推進課	1 所管施設の被害調査に関する事 2 防疫に関する事 3 そ族昆虫の駆除に関する事 4 被災地の清掃に関する事 5 ごみ処理に関する事 6 し尿処理に関する事 7 遺体収容所の開設及び管理に関する事 8 遺体の運搬、収容及び処理に関する事 9 火葬・埋蔵の実施に関する事 10 住民からの照会、問い合わせ、要請等の窓口対応に関する事 11 火葬・埋葬の手続きに関する事 12 交通整理に関する事 13 他班の応援に関する事
	市 民 班 [市民課長]	市 民 課	1 被災世帯の調査に関する事 2 被災者台帳の作成に関する事 3 市民部の事務に関する事 4 他班の応援に関する事
	災 害 調 査 班 [税務課長]	税 務 課	1 被害家屋の判定基準及び家屋被害状況の調査に関する事 2 罹災証明に関する事 3 市税減免に関する事 4 国民健康保険税の減免に関する事 5 他班の応援に関する事
	支 所 班 [総合支所長]	総 合 支 所	1 総合支所における住民からの照会、問い合わせ、要請等の窓口対応に関する事 2 各部との連絡調整に関する事 3 他班の応援に関する事
健康福祉部 [健康福祉部長]	救 護 班 [福祉総務課長]	福祉総務課 子育て支援課 国保・健康課 障害福祉課 長寿介護課 幼保こども園課	1 社会福祉施設（保育所、認定こども園及び児童館）及び幼稚園の被害調査に関する事 2 被災者の救助に関する事 3 災害救助法の適用に関する事 4 指定緊急避難場所及び指定避難所の設置・運営に関する事 5 福祉避難所の設置・運営に関する事 6 社会福祉施設（保育所、認定こども園及び児童館）及び幼稚園の災害応急対策に関する事 7 災害ボランティアの受入れ等に関する事 8 義援金品の取り扱いに関する事 9 生活必需品等の供給に関する事 10 他班の応援に関する事
	健 康 班 [国保・健康課長]	国保・健康課	1 応急医療助産対策に関する事 2 医薬品及び血液対策に関する事 3 保健活動に関する事 4 他班の応援に関する事
	福 祉 班 [障害福祉課長]	福祉総務課 障害福祉課 長寿介護課 国保・健康課	1 社会福祉施設（保育所及び児童館を除く）等の被害調査に関する事 2 社会福祉施設（保育所及び児童館を除く）等の災害応急対策に関する事 3 災害時における要配慮者対策に関する事 4 他班の応援に関する事

部 [責任者]	班 [責任者]	班 員	分 掌 事 務
建設経済部 [建設経済部長]	施設・調査班 [都市整備課長]	都市整備課	1 道路、橋梁、河川、港湾、海岸、公園等の被害調査に関する事 2 道路、橋梁、河川、港湾、海岸、公園等の災害応急対策に関する事 3 水門及びポンプ場の運転管理に関する事 4 主たる管理施設における障害物の撤去に関する事 5 危険箇所の巡視、警戒に関する事 6 被害調査及び記録に関する事 7 市営住宅の被害調査、災害応急対策に関する事 8 被災建築物・宅地の危険度判定、応急修理に関する事 9 応急仮設住宅の建設に関する事 10 応急仮設住宅の入居者の選考に関する事 11 他班の応援に関する事
	農林水産・土地改良班 [農林水産課長]	農林水産課	1 農地及び農業用施設の被害調査に関する事 2 農地及び農業用施設に対する災害応急対策に関する事 3 冠水農地の排水に関する事 4 農作物、家畜、山林関係、漁業施設及び漁船の被害調査に関する事 5 主要食料の確保及び出庫に関する事 6 農作物の種苗、生産資材、肥料等の対策に関する事 7 農作物の病虫害の防除に関する事 8 被害農作物の技術対策に関する事 9 家畜の飼料対策に関する事 10 家畜の防疫に関する事 11 農業団体及び漁業団体との連絡調整に関する事 12 農林水産業の災害復旧資金の融資に関する事 13 他班の応援に関する事
	商 工 班 [商工観光課長]	商工観光課	1 商工観光施設の被害調査に関する事 2 商工団体との連絡調整に関する事 3 労働力の確保及び供給に関する事 4 観光客に対する災害応急対策に関する事 5 中小企業に対する復旧資金のあっせん及び助成に関する事 6 他班の応援に関する事
	下水道班 [下水道課長]	下水道課	1 下水道施設の被害調査に関する事 2 下水道施設の災害応急対策に関する事 3 雨水ポンプ場の運転管理に関する事 4 他班の応援に関する事
教育部 [教育部長]	教育班 [生涯学習課長]	教育総務課 学校教育課 生涯学習課 (削 除)	1 児童生徒等の安全確保に関する事 2 教育施設等の被害調査に関する事 3 教育施設等の災害応急対策に関する事 4 応急教育に関する事 5 被災児童生徒等の就学援助に関する事 6 学校給食対策に関する事 7 文化財の災害応急対策に関する事 8 他班の応援に関する事
	給食班 [学校教育課長]	学校給食共 同調理場	1 炊き出しの実施に関する事 2 他班の応援に関する事

部 [責任者]	班 [責任者]	班 員	分 掌 事 務
病 院 部 [経営管理局長]	病 院 班 [総務企画課長]	市 民 病 院 津 田 診 療 所	1 利用者の安全確保に関すること 2 市民病院及び津田診療所の被害調査に関すること 3 市民病院及び津田診療所の災害応急対策に関すること 4 市民病院での医療活動に関すること 5 市民病院及び津田診療所による医療班の編成に関すること 6 他班の応援に関すること
議 会 部 [議会事務局長]	議 会 班 [議事課長]	議会事務局	1 議会の連絡に関すること 2 国の機関、国会議員等の視察及び調査に関すること 3 他班の応援に関すること
消 防 団 [消防団長]	消 防 班 [消防副団長]	消 防 団	1 消防・水防活動に関すること 2 危険箇所の巡視、警戒に関すること 3 被災者の救急救助に関すること 4 被災地の警備に関すること

2 動員配備体制

災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、市長は、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、必要に応じ職員の動員配備を行う。

(1) 配備基準

職員の配備基準は、災害対策本部の設置の有無にかかわらず、次のとおりとする。ただし、市長は、気象現象などに応じて配備基準を防災会議に諮らず変更することができるものとし、変更したときは、当該変更内容を防災会議に通知する。

【地震・津波の場合】

区分	配備基準	配備体制
第1次 配 備	1 市内で震度3の揺れを観測し、県内で震度5弱以上の揺れを観測したとき。 2 市内で震度4の揺れを観測したとき。 3 香川県に津波注意報が発表されたとき。 4 その他市長が必要により指令したとき。	総務部、市民部、健康福祉部、建設経済部、教育委員会事務局、市民病院のあらかじめ指定された職員を定められた場所に配備し、管理施設の被害状況、情報連絡活動を主として、災害対策本部の設置を検討する。 津波注意報が発表されたときは、防潮扉（陸開含む）及び水門等の閉鎖状況等を確認する。
第2次 配 備	1 市内で震度5弱又は震度5強の揺れを観測したとき。 2 市内で震度4の揺れを観測し、香川県に津波注意報が発表されたとき。 3 その他市長が必要により指令したとき。	災害対策本部員、総務部、市民部、健康福祉部、建設経済部、教育委員会事務局、議会事務局、市民病院のあらかじめ指定された職員を定められた場所に配備し、災害応急活動に従事する。
第3次 配 備	1 市内で震度6弱以上の揺れを観測したとき。 2 香川県に大津波警報もしくは津波警報が発表されたとき。 3 その他市長が必要により指令したとき。	全職員をあらかじめ定められた場所に配備する。

(2) 動員体制の確立

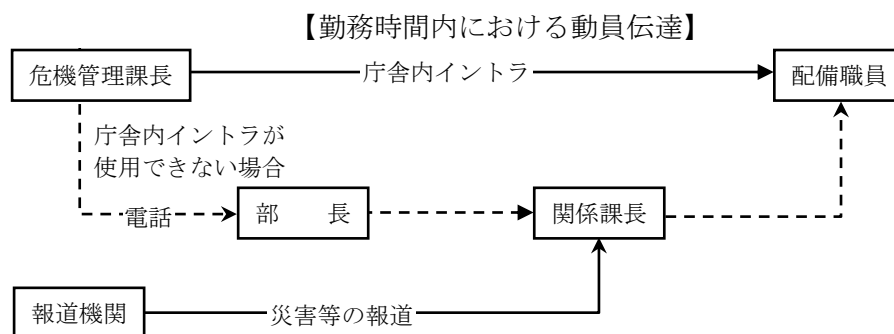
- ① 各部長は、各部の動員計画を事前に作成し、部内の職員に周知する。
- ② 各所属長は、災害対策本部設置前の災害対策の活動に従事する職員をあらかじめ指定する。
- ③ 各所属長は、夜間、休日等時間外の災害発生に備えて、連絡体制を整備する。

(3) 動員の方法

① 勤務時間内における動員

危機管理課長は、地震が発生したとき又は大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき、庁舎内イントラ、関係所属への電話等により、当該情報の内容を伝達する。

関係所属長は、危機管理課からの情報又は報道機関等の情報に基づき、あらかじめ指定した職員を配備につかせ、災害応急対策に従事させる。



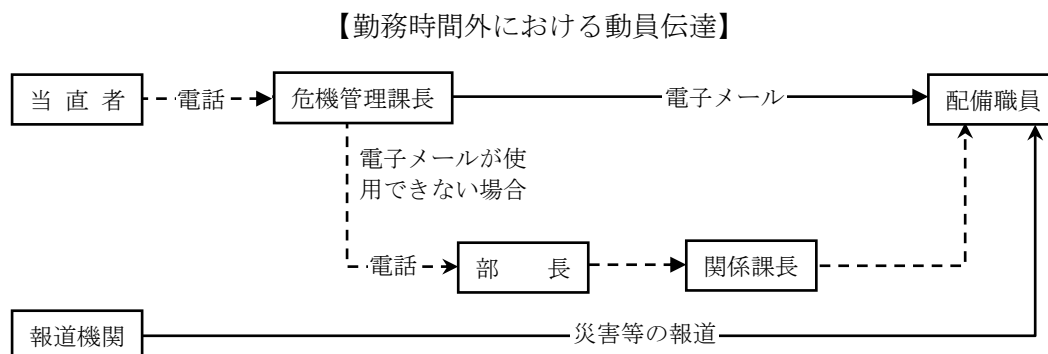
② 勤務時間外における動員

ア 職員は、テレビ、ラジオ等報道機関等からの情報により県内の震度や津波に関する情報を確認し、配備基準に従い、自己及び家族の安全を確保した後に安全かつ迅速な手段により参集する。

イ 大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたときは、危機管理課長から配備職員へ電子メール又は電話等で当該情報の内容を伝達する。

ウ 参集する場所は、原則として各自の配備場所とする。

被害の状況等により配備場所に参集できない職員は、最寄りの庁舎等に参集する。この場合、職員は各自の所属に参集場所を連絡し、当該場所の所属長等の指示に従い災害応急対策に従事する。



③ 災害対策本部設置時における動員

ア 災害対策本部各部の動員は、総括班から本部員を通じて行うものとし、本部員から班長へ、班長から職員へ連絡する。

イ 動員を行った場合、各班長は、職員の動員状況を速やかに把握し、事務局に報告する。

3 防災関係機関の活動体制

各防災関係機関は、関係地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、それぞれの責務を遂行するため、あらかじめ定めた設置基準、組織、動員配備体制等により災害対策本部等の防災組織を設置し、災害応急対策を実施する。

また、市から資料や情報の提供、意見の表明、災害対策本部会議への出席等を求められた場合は、協力する。

【参考資料】

1- 1 さぬき市防災会議条例

1- 2 さぬき市災害対策本部条例

第2節 広域的応援計画

災害時において、市だけでの災害応急活動の実施が困難な場合は、県外も含めた防災関係機関等が相互に応援協力し、防災活動に万全を期すものとする。

主な実施機関	市（危機管理課、総務課）、県（危機管理課）、大川広域消防本部、防災関係機関
--------	---------------------------------------

1 市の応援要請等

県、他市町等に応援を要請する必要があるときは、本部長は、直ちに本部会議を招集し、協議の上、本部長が決定するが、そのいとまがない場合は、本部長が単独で決定する。

（1）他市町に対する応援要請

市は、市内に災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、県内の市町に対して応援（職員派遣を含む。）を要請する。市は、県内の市町から応援を求められたとき、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。

（2）県に対する応援要請等

① 市は、市内に災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、県に対して応援（職員派遣を含む。）を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

② 市は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、県に対して、県内の市町又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

③ 市は、県内全市町間の応援協定に基づき、個別の市町に応援を要請するいとまがないときは、県に対して、県内の市町への応援の要請を依頼することができる。

（3）指定地方行政機関に対する職員派遣の要請

市は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関に対して、当該機関の職員の派遣を要請する。

（4）民間団体等に対する協力要請

市は、市内における応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、民間団体等に対して協力を要請する。

2 県の応援要請等

（1）市に対する応援要請等

① 県は、市の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、市に対して、他の市町を応援するよう要請等を行う。

また、県内全市町間の応援協定に基づき、市から、他の市町への応援の要請の依頼があった場合、又は市と連絡が不可能であり、かつ災害の事態に照らし特に緊急を要する場合は、必要な調整を行ったうえで、市を応援するよう、他の市町に対して要請する。

② 県は、県内に災害が発生した場合、被災により市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町が実施すべき応急措置の全部又は一部を市町に代わっ

て実施する。

(2) 他都道府県に対する応援要請

県は、県内に災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するために必要であると認めるとは、他の都道府県に対して、応援（職員派遣を含む。）を要請する。また、あらかじめ締結している応援協定の活用を図る。

(3) 国に対する応援要請等

① 県は、地方公共団体間の応援要請等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国に対して、他の都道府県が県又は市町を応援することを求めるよう、要請する。

② 県は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、国に対して、他都道府県、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

(4) 指定行政機関等に対する職員派遣の要請

① 県は、県内における応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、当該機関が実施すべき応急措置の実施を要請する。

② 県は、県内に災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するために必要であると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

③ 県は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して、当該機関の職員の派遣を要請する。

(5) 民間団体等に対する協力要請

県は、県内における応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県域を統括する民間団体等に対して協力を要請する。

3 消防機関の応援要請

市は、大川広域消防本部や消防団の消防力では十分な対応が困難な場合には、大川広域消防本部と連携して消防相互応援協定に基づき協定締結市町に応援を要請する。

4 緊急消防援助隊の応援要請

緊急消防援助隊の応援要請は、消防組織法（昭和22 年法律第226 号。以下「法」という。）第44条に基づき行う。

(1) 県への応援要請

市は、災害規模及び災害を考慮して、大川広域消防本部や消防団の消防力及び県内の消防応援では十分な体制をとることができないと判断した場合は、県に対して応援要請を行うものとする。

なお、県に連絡をとることができない場合は、消防庁に対して直接要請するものとし、事後、速やかにその旨を県に対して報告するものとする。

(2) 消防庁への応援要請

① 県は、市からの応援要請連絡を受けた場合は、災害規模、被害状況及び県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の出動が必要と判断したときは、消防庁に対して応援要請を行うものとする。

- ② 県は、市からの応援要請がない場合であっても、大川広域消防本部と協議し、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、消防庁に対して応援要請を行うものとする。
- ③ 県は、緊急消防援助隊の応援要請を行った場合は、その旨を大川広域消防本部及び市に対して通知するものとする。
- ④ 県は、消防庁から応援決定通知を受けた場合は、その旨を市及び大川広域消防本部に対して通知するものとする。

(3) 被害状況等の報告

市は、緊急消防援助隊の応援要請後、速やかに、次に掲げる事項について、県に対して報告するものとし、報告を受けた県は、速やかに、その旨を消防庁に対して報告するものとする。

- ① 被害状況
- ② 緊急消防援助隊の応援を必要とする地域
- ③ 緊急消防援助隊の任務

【消防庁連絡先】

広域応援室		宿 直 室（夜間休日）	
TEL 03-5253-7527	FAX 03-5253-7537	TEL 03-5253-7777	FAX 03-5253-7553

5 警察の援助の要求

県公安委員会は、県内の警備力をもってしても対処できないと認めたときは、警察庁又は他の都道府県警察に対して、警察災害派遣隊等の援助の要求を行う。

6 高松海上保安部の対応

高松海上保安部は、大量の油等の流出事故が発生し、香川地区大量排出油等防除協議会の防除活動だけでは被害が他の協議会の管轄海域におよび、又はおよぶおそれがある場合は、備讃海域排出油等防除協議会連合会を通じ、他の地区協議会に情報を提供し、防除活動の連携を推進する。

7 応援受入体制の確保

応援等を要請した市及び大川広域消防本部は、応援の内容、人員、到着日時、場所、活動日程等を確認し、必要となる資機材、施設等を確保し、円滑かつ効果的な応援活動が実施できる受入体制を整備するものとする。特にヘリコプターの応援を要請した場合は、臨時離着陸場を準備するとともに、「広域航空応援受援マニュアル」に基づき、受入体制を整備する。

なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

8 他市町等への応援

(1) 相互応援協定に基づく応援

市は、災害の発生を覚知したときは、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、要請を受けた場合には、早急に出動できる応援体制を整備する。また、通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要すると認められるときは、相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

(2) 「被災市区調査音応援職員確保システム」に基づく応援

県は、被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱（平成 30 年 3 月 23 日総務省策定）に基づき、国（総務省）から要請を受けた場合には、早急に出動できる応援体制を整備するものとする。

(3) 災害時健康危機管理支援チームの応援派遣

県等は、被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チームの応援派遣を行うものとする。

9 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の要請

大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等は四国地方整備局河川国道事務所等が派遣するリエゾンや各事務所長・首長のホットライン等を通じて、緊急災害対策派遣隊の派遣を要請することができる。緊急災害対策派遣隊は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 被災地における被害状況調査に関する地方公共団体等への支援に関すること。
- (2) 被災地における被害拡大防止に関する地方公共団体等への支援に関すること。
- (3) 被災地の早期復旧を図るため必要となる地方公共団体等への支援に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、緊急災害対策派遣隊が円滑かつ迅速に技術的支援を実施するために必要な事務。

【参考資料】

- 2- 1 災害時の相互応援に関する協定書（香川県・県内全市町）
- 2- 2 香川県消防相互応援協定（香川県・県内全市町）
- 2- 3 広域消防相互応援協定書（美馬市・大川広域行政組合・三木町・高松市）
- 2- 5 香川県防災ヘリコプター応援協定（香川県・県内全市町）
- 2- 6 災害時における情報交換及び支援に関する協定（四国地方整備局）
- 2-19 さぬき市地域防災無線局の設置等に関する協定書（長尾土木事務所 外）
- 14- 1 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱
- 14- 2 香川県防災ヘリコプター運航管理要綱
- 14- 3 香川県防災ヘリコプター緊急運航要領
- 14- 4 防災ヘリコプターの運航体制、運行基準、要請方法等
- 14- 5 防災ヘリコプター「オリーブⅡ」用飛行場外離着陸場
- 14- 6 災害拠点病院付近のヘリコプター離着陸場
- 15- 8 広域応援に係る部隊活動拠点候補地一覧

第3節 自衛隊災害派遣要請計画

災害時において、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合は、自衛隊法の規定に基づき、災害派遣要請を行う。

主な実施機関	市（危機管理課、総務課、政策課）、県（危機管理課）、自衛隊
--------	-------------------------------

1 災害派遣要請の手続等

自衛隊に対する災害派遣要請は、「災害派遣に関する香川県知事と陸上自衛隊第14旅団長との協定書」に基づき実施される。

- (1) 災害派遣要請の必要が生じる可能性があるとは判断される場合は、市は、県に対して、県は第14旅団に対して、状況判断に必要な情報を可及的速やかに提供する。また、災害派遣要請の可能性が高いときは、必要に応じて、第14旅団に連絡員の派遣を求める。
- (2) 市は、災害派遣を必要とする場合には、次の事項を記載した文書を県に提出し、災害派遣要請を行うよう求める。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、電話等で要請し、事後速やかに文書を提出する。

- ① 災害の状況及び派遣を要請する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

なお、通信の途絶等により県への要求ができない場合には、直接第14旅団に通知する。この場合、市は速やかにその旨を県に通知する。

【陸上自衛隊第14旅団連絡先】

第3部	N T T	TEL 0877-62-2311	FAX 0877-62-2311（内線切替）
	防災行政無線	TEL 466-502	FAX 466-581

2 自衛隊の自主派遣

- (1) 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、県等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣することができる。
 - ① 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
 - ② 災害に際し、県等が自衛隊の災害派遣要請を行うことができないと認められる場合に、市、警察等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
 - ③ 海難事故、航空機の異常事態を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものである場合
 - ④ その他災害に際し、上記①から③に準じ、特に緊急を要し、県等からの要請を待ついとまがないと認められる場合

上記の場合においても、できる限り早急に県等に連絡し密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。また、自主派遣の後に、県等からの要請があった

場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

- (2) 庁舎、営舎その他の防衛庁の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、自衛隊は部隊を派遣することができる。

3 派遣部隊の業務

派遣部隊は、主として人命及び財産の保護のため、市、県及び防災関係機関と緊密に連携、協力して、次に掲げる業務を行う。

【自衛隊の派遣部隊の業務】

業 務	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段により、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難指示等が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の搜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の活動に優先して搜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対して、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	大規模火災に対して、利用可能な消火資機材等をもって、消防機関に協力して消火活動を行う（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）。
道路又は水路の啓開	道路もしくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる（ただし、放置すれば、人命、財産にかかわると考えられる場合）。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対して、応急医療、救護及び防疫を行う（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）。
通信支援	緊急を要し、他に適当な手段がない場合に、通信の支援を行う。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を行う。
炊飯及び給水	被災者に対して、炊飯及び給水を行う。
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対して、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。
危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
その他	その他自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置を行う。

4 派遣部隊の受入

市は、派遣部隊を受け入れる場合、次に掲げる事項に留意し、派遣部隊の活動が十分に達成できるよう努める。

- ① 派遣部隊との連絡員を指名する。
- ② 到着後、派遣部隊の作業が速やかに開始できるよう必要な資機材を準備する。

- ③ 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関の活動と競合重複することがないよう、最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
- ④ 集結地（宿泊施設、駐車場等を含む。）、臨時離着陸場等必要な施設を確保するとともに、災害対策本部又はその近傍に自衛隊の連絡調整所（室）を確保する。

5 撤収要請

市は、県、派遣部隊等と協議し、派遣の必要がなくなつたと認めた場合は、県に対して、派遣部隊の撤収を要請する。

6 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、その内容はおおむね次の通りである。なお、疑義が生じたとき又はその他必要経費が生じたときは、その都度協議する。

- （１）救援活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものは除く。）等の購入費、借上料、運搬費、修理費等
- （２）派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- （３）派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話等通信費等
- （４）救援活動の実施に際し生じた損害の補償
- （５）県等が管理する有料道路の通行料

【参考資料】

15－ 8 広域応援に係る部隊活動拠点候補地一覧

第4節 地震・津波情報等伝達計画

気象庁が発表する大津波警報、津波警報、津波注意報等、津波及び地震に関する情報を一刻も早く住民等に伝達するため、迅速かつ的確な情報収集、伝達等の方法等について定める。

主な実施機関	市（危機管理課、総務課、秘書広報課）、県（危機管理課）、高松地方气象台、警察、高松海上保安部
--------	--

1 大津波警報、津波警報、津波注意報等、津波及び地震に関する情報等

（1）大津波警報・津波警報・津波注意報

① 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

高松地方气象台は、津波による災害の発生が予想される場合に、気象庁が発表する大津波警報、津波警報または津波注意報（以下「津波警報等」という。）を関係機関に通知する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等の発表は、地震が発生した場合に地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求めることにより、地震が発生してから約3分を目標に、全国の沿岸を66に区分した津波予報区毎に行われる。なお、香川県沿岸は、全域が1つの予報区に設定され、予報区名称は「香川県」となっている。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

【津波警報等の種類と発表される津波の高さ等】

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ 予想の区分	発表される津波の高さ		想定される 被害ととるべき行動
			数値での 発表	定性的表現 での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m 超	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波に巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ 予想の区分	発表される津波の高さ		想定される 被害ととるべき行動
			数値での 発表	定性的表現 での発表	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m<高さ≤ 1m	1m	(表記なし)	海の中では、人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

② 津波警報等発表・解除時の留意事項等

ア 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

イ 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

ウ 津波による災害の恐れがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(2) 津波予報

高松地方気象台は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、気象庁が発表する津波予報を関係機関に通知する。

	発表基準	内 容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

(3) 地震に関する情報

① 緊急地震速報

緊急地震速報（警報）は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、気象庁が発表する警報である。

震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけら

れる。気象庁から発表された緊急地震速報は、日本放送協会（NHK）に伝達される。また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J－ALERT）経由による市の防災行政無線等を通して住民に伝達される。

高松地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

市は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、あわてず、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

② 地震に関する情報

高松地方気象台は、気象庁が発表する地震に関する情報を関係機関に通知する。

【地震情報の種類と内容】

情報の種類	情報の内容
震度速報	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を発表する。
震源に関する情報	震度3以上を観測し、津波による災害のおそれがないと予想される場合、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配ない」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して発表する。

震源・震度に関する情報	震度3以上を観測した場合、或いは震度2以下でも大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時、若干の海面変動が予想される場合、緊急地震速報（警報）を発表した場合は、地震の発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表する。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表する。津波予報（津波の心配がない場合）を含めて発表する。
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。津波予報（津波の心配がない場合）を含めて発表する。 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表する。 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表する。 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」を含めて発表する。
推計震度分布図	震度5弱以上を観測した場合、観測した各地の震度データをもとに1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。
長周期地震動に関する観測情報	震度3以上を観測した場合、高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表する（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について、マグニチュード7.0以上あるいは都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等、顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震に関連する情報（臨時）	○ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○ 観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合 ○ 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合
南海トラフ地震に関連する情報（定例）	「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合

【地震情報で用いる香川県の地域名】

地域名	対象市郡名
香川県東部(かがワケントウブ)	高松市、さぬき市、東かがわ市、小豆郡、木田郡、香川郡
香川県西部(かがワケンセイブ)	丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、三豊市、綾歌郡、仲多度郡

（４）津波に関する情報

高松地方気象台は、気象庁が発表する津波に関する情報を関係機関に通知する。

【津波情報の種類と内容】

情報の種類	情報の内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	香川県に最も早く到達すると予想される津波の到達時刻及び津波の高さを5段階の数値（メートル単位）、又は、2種類の定性的表現で発表する。震源要素も併せて発表する。 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報」（VTSE41）に含まれる。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	高松検潮所、与島検潮所及び多度津検潮所における満潮時刻及び到達すると予想される津波の到達時刻を発表する他、香川県に最も早く到達されると予想される津波の到達時刻も発表する。 また、震源要素も併せて発表する。
津波観測に関する情報	高松検潮所、与島検潮所及び多度津検潮所で観測した津波の到達時刻や高さ等を発表する。（※1）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。（※2）
津波観測に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表する。

（※1）津波観測に関する情報の発表内容について

- ① 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ② 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

【最大波の観測値の発表内容】

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2m	「観測中」と発表
津波注意報	（すべて数値で発表）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（※2）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ① 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ② 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ③ ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができて他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

【最大波の観測値及び推定値の発表内容(沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点)】

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ>3m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ≤3m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ>1m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ≤1m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

【津波情報の留意事項等】

- ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
 - ア 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
 - イ 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- ③ 津波観測に関する情報
 - ア 津波による潮位変化(第1波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 - イ 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- ④ 沖合の津波観測に関する情報
 - ア 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
 - イ 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(5) 地震解説資料

高松地方気象台は、香川県に津波警報等が発表されたとき、県内で震度4以上の地震が観測されたとき、社会的に影響の大きい地震が発生したとき又は関係者の依頼があり特に必要と認められるときは、地震解説資料を作成し防災関係機関に提供する。

2 県の情報収集伝達体制等

- (1) 県は震度情報ネットワークシステムにより、県内全市町の震度情報を迅速に把握し、消防庁に報告するとともに、高松地方気象台へも送信する。
- (2) 県は、高松地方気象台から送られてきた津波警報等、地震及び津波に関する情報等を、香川県防災情報システムで登録者の携帯電話端末等にメール配信するとともに、直ちに県防災行政無線により市及び消防本部へ一斉同報する。

3 関係機関の伝達

- (1) 警察は、津波警報等、地震及び津波に関する情報の通報を受けたときは、直ちに所管の通信網により警察署を通じて、関係市町等に連絡する。
- (2) 高松海上保安部は、津波警報等及び津波に関する情報の通報を受けたときは、備讃瀬戸海上交通センター等を通じ、直ちに無線電話及び他の情報提供手段により航行船舶等に周知し注意を喚起するとともに、巡視船艇等により港内在泊船、操業漁船、海上作業関係者、釣り人等に周知し、沿岸付近からの避難を喚起する。

4 住民等への伝達等

- (1) 県は、津波警報等の通知があれば、住民等に対して、携帯電話の一斉同報機能を活用した緊急速報メール配信（エリアメール等）などを活用し、周知する。
- (2) 市は、津波警報等の通知があれば、住民等に対して、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、CATV、音声告知放送、安全安心コミュニティシステム、緊急速報メール、広報車等を活用し、周知するとともに、津波警報等が発表されたときは、直ちに、住民、漁業協同組合、港湾関係者、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、あらゆる手段をもって、緊急に避難の指示等必要な対応を行う。

5 異常現象発見者の通報義務等

海面の昇降等災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市又は警察もしくは高松海上保安部に通報しなければならない。通報を受けた警察又は高松海上保安部は、その旨を速やかに市に通報する。

この通報を受けたときは、市は、その旨を速やかに県（危機管理課）、高松地方気象台及びその他の関係機関に通報するとともに、住民、団体等に周知する。

【参考資料】

- 2－16 香川県防災行政無線設備貸付契約書（香川県）
- 2－17 香川県防災行政無線に関する協定書（香川県）
- 2－18 香川県震度情報ネットワークシステムに係る覚書
- 5－ 2 水位観測所
- 5－ 3 潮位観測所
- 5－ 5 海象観測局
- 5－ 6 震度・津波観測点
- 5－ 7 防災行政無線による気象情報等伝達系統
- 5－ 9 津波警報等の伝達系統図
- 5－10 地震及び津波に関する情報の伝達系統図
- 5－12 気象庁震度階級関連解説表
- 5－13 注意報・警報の基準（別表1～5）
- 7－ 1 さぬき市防災行政無線通信施設
- 7－ 2 さぬき市防災行政無線（同報）設置一覧
- 7－ 8 全国瞬時警報システム（J－ALERT）
- 7－ 9 香川県防災情報システム

第5節 災害情報収集伝達計画

災害応急対策を実施する上で不可欠な被害情報、応急措置情報等を、防災関係機関の緊密な連携のもと迅速かつ的確に収集、伝達し、情報の共有化を図る。

主な実施機関	市（全部局）、県（危機管理課）、警察、大川広域消防本部、防災関係機関
--------	------------------------------------

1 情報の収集伝達

（１）被害規模の早期把握のための活動

- ① 市及び県は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集する。
- ② 市は、消防団等の巡視活動を通じ被害状況を把握するとともに、大川広域消防本部から119番通報の殺到状況等の情報を収集する。
- ③ 市は、総合支所等を通じて所管する施設、事項等に関して被害情報を把握する。
- ④ 県は、防災ヘリコプターにより偵察活動を実施し、被災地域の情報を収集するとともに、出先機関を通じて所管する施設、事項等に関して被害情報を把握する。
- ⑤ 警察本部は、県警ヘリコプターのヘリテレ等により、被災地域の情報を収集するとともに、パトカー等による情報収集、110番通報、警察署等からの被害情報の収集等を行い、被害規模を早期に把握する。
- ⑥ 県は、香川県防災情報員制度により、防災情報員に委嘱した住民からの情報を有効に活用し、被害状況を早期に把握する。

（２）災害発生直後の被害の第1次情報の収集伝達

- ① 市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況、火災、土砂災害の発生状況、ため池の被害状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。なお、県に報告できない場合は、直接消防庁へ被害情報を報告し、事後速やかにその旨を県に報告する。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録等の有無にかかわらず、当該市町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察署等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

また、119番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。

- ② 県は、市町等から情報を収集するとともに、自らも防災ヘリコプターによる偵察、災害現場への職員の派遣等により必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じて関係省庁に連絡する。また、必要な情報については、市、防災関係機関へ提供するとともに、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び非常本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。
- ③ 警察本部は、被害に関する情報を把握し、これを県及び警察庁に連絡する。
- ④ 人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は市や関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、市や関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、市や関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するも

のとする。また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市町等と密接に連携しながら適切に行うものとする。

- ⑤ 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、市は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、市及び県に連絡するものとする。また、市及び県は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。
- ⑥ これら被害等の第一報は、原則として、災害等を覚知してから30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。

(3) 一般被害情報、応急対策活動状況等の収集伝達

市、県及び防災関係機関は、各種情報の収集伝達を行うとともに、情報の共有化を図る。

- ① 市は、被害状況、応急対策活動状況、災害対策本部設置状況、応援の必要性等を県に連絡する。なお、市町において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、県は、調査のための職員の派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努めるものとする。また、県は、自ら実施する応急対策活動状況等を市に連絡する。
- ② 市、県及び防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

(4) 被害状況等情報収集の分担

市内の被害状況等の調査にあたっては、災害対策本部の各班が実施すべき情報収集の担当表を定め、県、関係団体等の協力を得て、実施する。

【各班の情報収集担当表】

部	班	主な協力団体	情報収集の事項
総 務 部	総括班		① 気象情報、地震・津波情報等 ② 水防、消防活動状況 ③ 各班からの情報収集と被害情報のとりまとめ ④ 指定避難所等の開設状況と避難者状況 ⑤ 職員及び家族の被災状況、参集状況 ⑥ 情報ネットワークに関する被害状況
	公共対策班		① 市有施設の被害状況 ② 資機材の調達状況
	輸送渉外・財政班		① 人員、資機材の状況 ② 県等への応援要請の状況 ③ 応援部隊等の受入状況 ④ 予算状況
	情報班		① C A T Vに関する被害状況
	会計班		① 出納状況 ② 災害対策用物資の調達・保管・出納状況 ③ 義援金の受入状況
市 民 部	市民防疫班		① 廃棄物処理施設の被害状況 ② 防疫関係の状況 ③ 所管施設の被害状況

部	班	主な協力団体	情報収集の事項
(市 民 部)	市民班		① 被災世帯の状況 ② 市民からの各種情報
	災害調査班		① 被害状況調査のとりまとめ ② 被災家屋の状況
	支所班		① 管内の危険個所の巡視、警戒状況 ② 管内の被害状況 ③ 市民からの各種情報
健康福祉部	救 護 班	社会福祉施設等管理者・社会福祉協議会	① 社会福祉施設（保育所、認定こども園及び児童館）及び幼稚園の被害状況 ② 避難状況 ③ 災害ボランティアの活動状況
	健 康 班	医療施設等管理者・医師会・歯科医師会・薬剤師会	① 医療施設の被害状況 ② 医薬品、血液の需要状況 ③ 保健活動状況 ④ 所管施設の被害状況
	福 祉 班	社会福祉施設等管理者	① 社会福祉施設（保育所、認定こども園及び児童館を除く）等の被害状況 ② 避難行動要支援者の被災状況 ③ 所管施設の被害状況
建設経済部	施 設 班		① 道路、橋梁、河川、港湾、海岸、公園等の被害状況 ② 所管施設の被害状況
	調 査 班		① 所管施設の被害状況 ② 市営住宅の被害状況 ③ 被災建築物・被災宅地の危険度判定、応急修理状況 ④ 応急仮設住宅の需要状況
	土地改良班	土地改良区	① 農地及び農業用施設の被害状況 ② 所管施設の被害状況
	農林水産班	農業協同組合・漁業協同組合・森林組合	① 農作物、家畜、山林関係、漁業施設及び漁船の被害状況 ② 所管施設の被害状況
	商 工 班	商工会	① 商工観光施設の被害状況 ② 所管施設の被害状況
	下 水 道 班		① 所管施設の被害状況
教 育 部	教 育 班	教育施設等管理者	① 児童、生徒等の被災状況 ② 学校施設等の被害状況 ③ 文化財の被害状況
	給 食 班		① 炊き出し需要状況 ② 所管施設の被害状況
病 院 部	病 院 班		① 利用者の被災状況 ② 市民病院の被害状況
議 会 部	議 会 班		① 国の機関国会議員等の視察状況
消 防 団	消 防 班		① 危険箇所の巡視、警戒状況
			② 市民からの各種情報

2 直接即報基準に該当した場合の報告

火災・災害等の報告は、市は県に行うことが原則であるが、即報基準に該当する火災・災害等のうち一定基準（直接即報基準）以上のものを覚知した場合は、第一報を県だけでなく直接消防庁にも、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。

(1) 火災等即報のうち直接即報基準に該当するもの

- ① 航空機火災、大型タンカー火災、トンネル内車両火災、列車火災などの火災
- ② 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
- ③ 危険物等に係る事故・原子力災害 等

(2) 救急・救助事故即報のうち直接即報基準に該当するもの

死者及び負傷者が15人以上発生し又は発生するおそれがある列車の衝突、転覆、バスの転落、ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 等

(3) 災害即報のうち直接即報基準に該当するもの

- ① 地震が発生し、市の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- ② 津波、風水害のうち、死者又は行方不明者が生じたもの 等

【消防庁連絡先】

区 分 回線別	応急対策室（平日 9:30～18:15）		宿直室（左記以外）	
	電話	FAX	電話	FAX
N T T 回線	03-5253-7527	03-5253-7537	03-5253-7777	03-5253-7553

3 被害の認定

市は、罹災証明書発行、災害救助法の適用、被災者生活再建支援法の運用等の根拠となる住宅の被害認定に際しては、災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号内閣府通知）で示された、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」や「災害に係る住家の被害認定業務実施体制の手引き」等に基づき、迅速かつ適切に実施するものとする。

【参考資料】

- 1－ 3 さぬき市防災行政無線施設条例
- 1－ 4 さぬき市防災行政無線施設管理運用規程
- 2－16 香川県防災行政無線設備貸付契約書（香川県）
- 2－17 香川県防災行政無線に関する協定書（香川県）
- 7－ 1 さぬき市防災行政無線通信施設
- 7－ 2 さぬき市防災行政無線（同報）設置一覧
- 7－ 3 さぬき市防災行政無線（移動）設置一覧
- 7－ 4 災害時通信連絡系統図
- 7－ 8 全国瞬時警報システム（J－A L E R T）
- 7－ 9 香川県防災情報システム
- 7－12 香川県地方通信ルート（さぬき市）
- 15－ 1 火災・災害等即報要領
- 15－ 2 災害報告取扱要領
- 15－ 3 災害報告詳細系統図

第6節 通信運用計画

災害時における通信連絡は迅速かつ円滑に行う必要があるため、市、県及び防災関係機関は、無線・有線の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被害の把握と早期復旧及び代替通信手段の確保に努める。

主な実施機関	市（危機管理課、総務課、秘書広報課）、県（危機管理課）、防災関係機関
--------	------------------------------------

1 災害時の通信連絡

市、県及び防災関係機関相互の連絡は、加入電話のほか、県防災行政無線、衛星携帯電話等を利用して行う。また、市は、市防災行政無線、音声告知放送、安全安心コミュニティシステム、緊急速報メール等を利用して住民へ災害情報等を積極的に提供する。

（1）香川県防災行政無線の運用

県は、迅速かつ円滑な情報伝達を確保するため、次の措置を講じる。

① 発災直後の調査点検等

県は、通信施設の調査点検を行い、障害が発生し通信不能になった施設については、直ちに復旧の措置をとる。また、商用電源が停止したときは、非常電源装置の燃料確保の措置をとる。

② 通信回線の確保

ア 通信規制の実施

内線電話からの県防災行政無線の利用を制限する措置をとる。また、必要に応じ、県庁統制局への発着信規制を行う。

イ 直通回線の設定

必要に応じ、市又は出先機関との間に直通電話を開設する。

（2）香川県防災情報システムの運用

市、県及び防災関係機関は、香川県防災情報システムを利用することにより、気象情報、水防情報、避難情報、被害情報などの災害関連情報の共有化を図る。

（3）電気通信事業者の設備の利用

災害時には、一般の加入電話は輻輳するので、あらかじめNTT西日本に申請を行い承諾を得た特定の電話番号の災害時優先電話を活用する。

（4）他の機関の専用電話の利用

災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、他の機関が設置する専用電話を利用し、通信の確保を図るものとする。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、航空保安電話、海上保安電話、鉄軌道電話、電気事業電話がある。

（5）非常通信の利用

有線通信が途絶し、利用することができないとき又は利用することが著しく困難であるときは、他の機関の無線通信施設を利用し、通信の確保を図るものとする。

なお、県と市との通信が途絶したときは、香川県地方通信ルートにより、通信手段を確保するものとする。

（6）災害対策用移動通信機器の利用

市及び復旧関係者は、災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、総

務省（四国総合通信局を含む。）の災害対策用移動通信機器（衛星携帯電話、MCA、簡易無線）の無償貸与制度を活用し、通信の確保を図るものとする。

（７）災害対策用移動電源車の利用

市及び復旧関係者は、災害時において、通信機器等に必要な電源が確保できないとき又は困難なときは、総務省の災害対策用移動電源車の無償貸与制度を活用し、通信機器等の電源の確保を図るものとする。

（８）アマチュア無線の活用

市は、被災地、指定避難所等との連絡手段等として、必要に応じてアマチュア無線団体に協力を要請する。

（９）市防災行政無線の運用

市は、迅速かつ円滑な情報伝達を確保するため、次の措置を講じる。

① 発災直後の調査点検等

市は、通信施設の調査点検を行い、障害が発生し通信不能になった施設については、直ちに復旧の措置をとる。また、商用電源が停止したときは、非常電源装置からの電力供給に切り替えるとともに、燃料確保の措置をとる。

② 災害現場との通信

災害現場に派遣される職員との連絡には、防災行政無線（移動系）を使用する。

③ CATVとの連携

市は、市防災行政無線の運用にあたり、災害時の状況を的確に判断し、CATVと効率的な連携を図る。

（１０）CATVの利用

市は、CATVを利用して、住民等へ災害情報を積極的に提供するとともに、緊急告知放送の媒体としても利用する。

（１１）安全安心システム等の利用

市は、安全安心コミュニティシステムや緊急速報メールを利用して、電子メールで住民等へ災害情報を積極的に提供する。

（１２）放送の要請

市は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、放送局に対して、災害に関する通知、要請、伝達、警告等の放送を要請し、住民等へ必要な情報を提供する。

２ 通信施設の応急復旧

市は、市防災行政無線の円滑な運用を図るため、通信施設が被災した場合は、応急復旧要員、応急復旧用資機材の確保に努め、通信施設の早期復旧を行う。

３ 最新の情報通信関連技術の導入

市及び県は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

【参考資料】

１－ ３ さぬき市防災行政無線施設条例

１－ ４ さぬき市防災行政無線施設管理運用規程

- 2-16 香川県防災行政無線設備貸付契約書（香川県）
- 2-17 香川県防災行政無線に関する協定書（香川県）
- 2-19 さぬき市地域防災無線局の設置等に関する協定書（長尾土木事務所 外）
- 2-38 災害時における非常通信の協力に関する協定書（さぬき市非常通信協力会）
- 7- 1 さぬき市防災行政無線通信施設
- 7- 2 さぬき市防災行政無線（同報）設置一覧
- 7- 3 さぬき市防災行政無線（移動）設置一覧
- 7- 4 災害時通信連絡系統図
- 7- 8 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）
- 7- 9 香川県防災情報システム
- 7-10 災害対策用移動通信機器無償貸与制度
- 7-11 災害対策用移動電源車貸与制度
- 7-12 香川県地方通信ルート（さぬき市）

第7節 広報活動計画

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、被災地の住民等の適切な判断と行動を助けるために、市、県、防災関係機関等は相互に協力して、被害の状況や応急対策等に関して正確な情報の適時かつ適切な広報活動を実施する。

住民及び自主防災組織、事業者は、市、県、防災関係機関等の広報活動等による情報を収集するとともに、家族、自主防災組織構成員、従業員、来客者等に適切に情報提供を行う。

主な実施機関	市（秘書広報課、総務課、危機管理課）、県（広聴広報課、県民活動・男女共同参画課、危機管理課）、防災関係機関
--------	---

1 被災者等への広報活動

（1）市の広報活動

① 広報事項

災害の規模、態様に応じて、住民に関係のある次の事項について広報を行う。

- ア 災害対策本部の設置状況及び応急対策の実施状況
- イ 被害状況の概況（人的被害、住家被害、道路・河川等公共施設被害等）
- ウ 避難勧告等、避難路・指定緊急避難場所・指定避難所の指示、指定避難所開設状況等
- エ 応急救護所開設状況
- オ 給食、給水等実施状況
- カ 二次災害の危険性に関する情報
- キ 安否情報
- ク 道路交通、交通機関に関する事項
- ケ 電気、ガス、水道等の供給状況
- コ 一般的な住民生活に関する情報
- サ 民心の安定に関する事項
- シ 防災関係機関の防災体制及び応急対策の実施状況
- ス 被災者生活支援に関する情報
- セ その他必要な事項

② 広報手段

それぞれの情報の出所を明確にして、次の手段により広報を行う。その際、多様なメディアを使い、また、手話通訳、外国語通訳等を活用するなど、高齢者、障害者、在日外国人、訪日外国人等の要配慮者や在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者について十分配慮する。

ア 報道機関による広報

ラジオ、テレビ、新聞等報道機関に情報及び資料を提供し、協力を要請する。

- イ C A T V（音声告知放送を含む。）及び防災行政無線（同報系）による広報
- ウ 広報車等による広報及び指定避難所等への広報担当者の派遣
- エ 広報誌、ポスター等の配布及び掲示
- オ インターネット（ホームページ、ソーシャルメディアなど）の活用による広報

- カ 自治会、自主防災組織等を通じての連絡
- キ 安全安心コミュニティシステム及び香川県防災情報システムによるメール配信
- ク Lアラート（災害情報共有システム）による情報配信

（２）県の広報活動

① 広報事項

災害の規模、態様等に応じて、住民に関係ある次の事項について広報を行う。

- ア 災害対策本部の設置状況及び応急対策の実施状況
- イ 被害状況の概況（人的被害、住家被害、道路・河川等公共施設被害等）
- ウ 二次災害の危険性に関する情報
- エ 安否情報
- オ 道路交通、交通機関に関する事項
- カ 民心の安定に関する事項
- キ 防災関係機関の防災体制及び応急対策の実施状況
- ク 被災者生活支援に関する情報
- ケ その他必要な事項

② 広報手段

それぞれの情報の出所を明確にして、次の手段により広報を行う。その際、多様なメディアを使い、また、手話通訳、外国語通訳等を活用するなど、高齢者、障害者、在日外国人、訪日外国人等の要配慮者や在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者について十分配慮する。

- ア 報道機関による広報
 - ラジオ、テレビ、新聞等報道機関に情報及び資料を提供し、協力を要請する。
- イ ヘリコプター、広報車等による広報
- ウ 広報誌、ポスター等の配布及び掲示
- エ インターネット（県ホームページ、ソーシャルメディアなど）の活用による広報
- オ Lアラート（災害情報共有システム）による情報配信
- カ 防災アプリ
- キ その他

日本道路交通情報センター、CATV局、コミュニティ放送局等に対して、住民等への情報提供を依頼する。

（３）防災関係機関の広報活動

① 広報事項

所管する施設等の被害状況や応急対策の実施状況など住民が必要とする情報について、積極的に広報を行う。

② 広報手段

報道機関を通じての広報だけでなく、広報車による広報、チラシやパンフレット等による広報など多様な広報媒体を利用して広報を行う。

２ 広聴活動

市、県及び防災関係機関は、災害発生後速やかに、被災地住民の要望事項を把握するとともに、住民等からの各種問合せに対応するため、災害の規模に応じて、市庁舎、寒川庁舎等のう

ち、被災地に近い施設に窓口を開設する。

なお、市は、被災者の安否についての照会に対しては、被災者等の権利利益を不当に侵害しないように配慮し、応急措置に支障を及ぼさない範囲で回答するよう努める。

【参考資料】

7－ 1 さぬき市防災行政無線通信施設

7－ 2 さぬき市防災行政無線（同報）設置一覧

7－ 4 災害時通信連絡系統図

7－ 8 全国瞬時警報システム（J－ALERT）

7－ 9 香川県防災情報システム

第8節 災害救助法適用計画

災害救助法が適用される災害が発生した場合、法第2条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、応急的な救助を行う。

主な実施機関	市（福祉総務課、危機管理課）、県（健康福祉総務課）
--------	---------------------------

1 適用基準

市における災害救助法による救助の適用基準は、市の被害が次の基準に該当する場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態であるときに実施される。

- (1) 住家の滅失した世帯（全焼、全壊、流失等の世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯にあつては滅失世帯の2分の1世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能になった世帯にあつては滅失世帯の3分の1世帯とみなして換算する。以下同じ。）が80世帯以上であること。
- (2) 県下の滅失世帯数が1,000世帯以上であつて、市の区域内で住家の滅失した世帯の数が40世帯以上であること。
- (3) 県下の滅失世帯数が5,000世帯以上であつて、市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、被災者の救護を著しく困難とする特別な事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したものであるとき。
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

2 適用手続

- (1) 市は、市の被害が前記の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちに次の事項を県に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、併せて法の適用を要請する。
 - ① 災害発生の日時及び場所
 - ② 災害の原因
 - ③ 災害発生時の被害状況
 - ④ 既にとった措置
 - ⑤ 今後の措置等
- (2) 県は、市からの報告又は要請に基づき、災害救助法による救助を実施する必要があると認めたときは、直ちに、救助を実施し、県において迅速かつ適切な救助が実施できないと認められる場合は、救助に関する事務を、市において実施するよう通知する。
- (3) 市は、災害救助法の適用にかかる災害報告（災害発生の時間的経過に伴い、発生報告、中間報告、決定報告の3種類の報告）を県へ行う。

3 救助の種類等

(1) 救助の種類

災害救助法による救助の実施は、知事が行う。ただし、次の各号に掲げる救助については、

災害ごとに知事が救助の事務の内容及び期間を市長に通知することにより、市長が実施する。
この場合において、市長は、速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。

- ① 指定避難所及び応急仮設住宅の供与
- ② 炊き出しその他による食品の供与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 被災者の救出
- ⑥ 被災した住宅の応急修理
- ⑦ 学用品の給与
- ⑧ 埋葬
- ⑨ 死体の搜索及び処理
- ⑩ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去

(2) 救助の程度、方法及び期間

① 一般基準

災害救助法を適用した場合の救助の程度、方法及び期間は、国の定める基準に基づき県が定める『災害救助法による救助の程度、方法及び期間』による。

② 特別基準

一般基準では救助の万全を期することが困難な場合、市は、災害等の実情に即した救助の実施を、県に要請する。県は、市の要請に基づき、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定める。

(3) 救助に必要な物資の供給等

県は、救助に必要な物資の供給等が適正かつ円滑に行われるよう、必要な関係者との連絡調整を行うものとする。

【参考資料】

15－ 4 災害救助法による災害救助基準

第9節 救急救助計画

災害時において、生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を早急に救出し、必要な保護を図る。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助に必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市が行う。

主な実施機関	市（危機管理課、総務課、市民病院）、消防団、大川広域消防本部、県（危機管理課）、警察、高松海上保安部、自衛隊、自主防災組織
--------	---

1 市及び消防本部の活動

- （1）市及び消防本部は、救急救助を必要とする状況を把握し、警察等関係機関と連携し、人命救助や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携し救急活動を実施する。
- （2）市及び消防本部は、単独では十分に救急救助活動ができない場合は、県、他市町などに救助の実施、これに要する要員及び資機材等について応援を要請する。

2 県の活動

- （1）県は、市の被害状況、救急救助活動状況等を把握し、警察等関係機関に情報を提供するとともに必要な調整を行う。また、消防機関等と連携し、救助活動に関し、防災ヘリコプターを効果的に運用する。
- （2）県は、市から要請のあったとき又は緊急の必要があるときは、次のとおり応援活動を行う。
 - ① 他の市町に対して、応援の指示等を行う。
 - ② 消防庁に対して、緊急消防援助隊の派遣等について要請する。
 - ③ 自衛隊に対して災害派遣要請を行う。

3 警察の活動

- （1）災害現場を管轄する警察署は、救出救助を要する者を発見したとき、同様な通報等を受けたときは、救助関係機関等と連携し、人命救助や行方不明者の捜索を行う。
- （2）警察は、被害状況に基づき、迅速に機動隊等を災害現場を管轄する警察署に出動させ、救出救助活動等にあたらせる。

4 高松海上保安部の活動

- （1）高松海上保安部は、船舶の海難、海上における人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇、航空機等によりその捜索救助を行う。
- （2）市又は関係機関の要請に基づき、海上における海難救助活動等に支障をきたさない範囲において、陸上における救急救助活動等について支援する。

5 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察、消防、海上保安庁及び自衛隊の部隊は、必要に応じて合同調整所を設置し、活動エリア、内容、手段又は情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動

調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

6 住民及び自主防災組織、事業者の活動

- （１）被災地の住民等災害現場に居合わせた者は、救助すべき者を発見したときは、直ちに消防等関係機関に通報するとともに、自らに危険が及ばない範囲で救助活動に当たるものとする。
- （２）災害の現場で警察、消防等救急救助活動を行う機関から協力を求められた者は、可能な限りこれに応じなければならない。

7 惨事ストレス対策

- （１）救急救助活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
- （２）消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

【参考資料】

6－ 1 大川広域消防本部現勢

6－ 2 消防団現勢

第 10 節 医療救護計画

災害により医療機関が混乱し、被災地の住民が医療又は助産の途を失った場合、関係機関と連携して必要な医療救護活動を行う。災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市が行う。

主な実施機関	市（国保・健康課、市民病院、津田診療所）、県（医務国保課、薬務感染症対策課、病院局県立病院課）、（独）国立病院機構、日本赤十字社香川県支部、自衛隊、（一社）香川県医師会、医療機関
--------	---

1 現地医療体制

（1）医療救護班の派遣

- ① 市は、医療救護が必要と認めたときは、協定に基づき大川地区医師会等に医療救護活動の協力を要請し、要請を受けた大川地区医師会等は医療救護班を編成し派遣するものとする。
- ② 市は、単独では十分に医療救護活動ができない場合は、県、他の市町などに災害派遣医療チーム（DMAT）や広域医療救護班の派遣等について応援を要請する。
- ③ 県は、自ら必要と認めた場合、又は市町から応援要請があった場合は、DMAT 指定医療機関、香川県医師会、日本赤十字社香川県支部、広域救護病院及び関係団体・機関に対して、災害派遣医療チーム（DMAT）、香川県医師会災害医療チーム（JMAT 香川）、日赤救護班や広域医療救護班等の派遣要請を行い、県内の医療体制では対応できないと判断した場合は、国、他の都道府県及び日本赤十字社、自衛隊等に対し、医療救護に係る応援要請を行う。その際、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。
- ④ 派遣要請等を受けた各機関は、積極的に協力するものとする。
- ⑤ 県は、他県の DMAT 等の受入調整を行うものとし、遠方からの DMAT 参集については空路参集を検討する。その際、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。
- ⑥ 県は、DMAT の活動と並行して、また、DMAT 活動の終了以降、香川県医師会災害医療チーム（JMAT 香川）、日本赤十字社香川県支部、独立行政法人国立病院機構四国こどもとおとなの医療センター、国立大学法人香川大学医学部附属病院、香川県歯科医師会、香川県薬剤師会、香川県看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所・救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、県は医療チーム等の交替により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。

（2）応急救護所の設置

- ① 市は、医療救護を行うため、適当な場所（保健センター等）に応急救護所を設置する。
- ② 医療救護班は、応急救護所において次の業務を担当する。

- ア トリアージ
- イ 重症患者及び中等症患者に対する応急処置と軽症者の処置
- ウ 救護病院等への患者搬送の支援
- エ 助産活動
- オ 死亡の確認及び死体の検案
- カ 医療救護活動の記録及び災害対策本部への措置状況等の報告
- キ その他必要な事項

2 後方医療体制

(1) 救護病院の医療救護

- ① 市は、あらかじめ定めた救護病院に対して、医療救護の実施を要請する。
- ② 救護病院の組織は、既存病院の組織をもってあてる。
- ③ 市長は、救護病院の医療スタッフについて当該管理者とあらかじめ協議して掌握する。
- ④ 救護病院は、次の業務を担当する。

- ア トリアージ
- イ 重症患者の応急処置
- ウ 中等症患者の受入及び処置、軽症者の処置
- エ 広域救護病院等への患者搬送
- オ 助産活動
- カ 死体の検案
- キ 医療救護活動の記録及び災害対策本部への措置状況等の報告
- ク その他必要な事項

(2) 広域救護病院の医療救護

広域救護病院は、次の業務を担当する。

- ア トリアージ
- イ 重症患者の受入及び処置
- ウ 救護病院を設置することが困難な市町における中等症患者の受入及び処置
- エ 広域医療救護班の派遣
- オ 県内医療搬送の支援
- カ 死体の検案
- キ 医療救護活動の記録並びに災害対策本部及び香川県災害対策本部への措置状況等の報告
- ク その他必要な事項

3 保健医療活動の総合調整

県は、必要に応じて、災害対策本部健康福祉部に香川県保健医療調整本部を設置し、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を行うとともに、市の医療救護活動を支援するものとし、その際、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。

4 傷病者の搬送

重症患者の後方医療機関（必要に応じ、県外の医療機関）への搬送は、原則として消防機関が救急車で行うものとするが、救急車が確保できない場合又は緊急を要する場合等は、次により搬送するものとする。

- (1) 市又は県が確保した車両により搬送する。
- (2) 県に対して、防災ヘリコプターによる搬送を要請する。
- (3) 自衛隊に対して、ヘリコプター等による搬送を要請する。
- (4) 高松海上保安部に対して、巡視船艇、ヘリコプター等による搬送を要請する。
- (5) 船舶等を借り上げ、海上搬送する。

5 医薬品及び救護資機材の確保

(1) 県下全域での確保

- ① 県は、地震・津波発生後速やかに医薬品等取扱業者、県立病院、保健所及び公的医療機関の被災状況並びに不足するおそれのある医薬品及び救護用資機材の品目とその保有数量を把握する。
- ② 県は、災害時における医薬品等を確保するため、香川県医薬品卸業協会、日本産業・医療ガス協会香川支部及び香川県医療機器販売業協会に対し救護病院等で使用する医薬品等の供給について、また、香川県医薬品小売商業組合に対し一般用医薬品の供給について、協力を要請する。

(2) 救護所での確保

- ① 市は、救護所等から医薬品等の供給要請があったときは、災害時用備蓄医薬品等及び医薬品卸業協会と県の間で定める災害時用流通備蓄医薬品等を活用するとともに、あらかじめ定めている計画に基づき調達する。
なお、医薬品等の不足が生じたときは、市は、県に調達又は斡旋を要請する。
- ② 県は、市から医薬品等の供給要請を受けたときは、県の保有する災害時用備蓄医薬品等及び医薬品卸業協会と県の間で定める災害時用流通備蓄医薬品等を供給し、それでも不足するときは、県と協定を締結した団体に対し供給を要請する。
また、必要な医薬品等の調達が県内で困難なときは、国、他の都道府県に対し協力を要請する。

6 血液の確保

(1) 血液の確保体制

- ① 県は、地震・津波発生後速やかに香川県赤十字血液センターの被災状況及び血液の在庫数量等を把握し、血液が不足するようであれば、他の都道府県等に対して必要な血液の確保について協力を要請する。
- ② 香川県赤十字血液センターは、医療救護に必要な血液について、医療機関から供給要請を受けたときは、備蓄血液等を供給する。また、災害時に必要な血液を確保するため、被害の軽微な地域等に採血車を出動させるとともに、それでも必要な血液が確保できない場合は、中四国ブロック血液センターに応援を要請する。
- ③ 採血車が出動した場合には、住民の献血が促進されるように、市は、住民に対して献血活動の広報を行う。

(2) 血液の輸送

- ① 医療機関への血液の輸送は、原則として香川県赤十字血液センターの車両等による。
- ② 県は、被災地への血液の緊急輸送にヘリコプター等が必要なときは、自衛隊等関係機関に協力を要請する。

7 医療機関等の非常用通信手段の確保

県、市及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとする。

【参考資料】

- 2－ 7 災害時における医療救護活動に関する協定書（大川地区医師会）
- 2－ 8 災害時における医療救護活動に関する協定書（大川歯科医師会）
- 2－ 9 災害時における医療救護活動に関する協定書（大川薬剤師会）
- 8－ 1 香川県医療救護計画
- 8－ 2 大災害時の医療救護体制
- 8－ 3 標準備蓄医薬品等一覧
- 8－ 4 災害時用備蓄医薬品等の確保系統図
- 8－ 5 災害時の血液の確保系統図
- 8－ 6 東讃地域災害医療対策会議活動マニュアル

第 1 1 節 消防活動計画

地震発生時において、同時多発的に発生する火災から、住民の生命、身体及び財産を守るために、出火防止、初期消火、延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に行う。

主な実施機関	市（危機管理課、消防団）、消防本部、県（危機管理課）、高松海上保安部
--------	------------------------------------

1 市の活動

- （１）市は、延焼火災の状況、消防ポンプ自動車等通行可能道路の状況、消防水利に関する情報等を収集するとともに、防災関係機関と密接な連絡をとりながら次の事項に留意し、消防活動を行う。
 - ① 延焼火災が多発し、かつ拡大した場合は、指定緊急避難場所及び避難路の確保をする消防活動を優先する。
 - ② 重要かつ危険度の高い地域を優先して、消防活動を行う。
 - ③ 多数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。
 - ④ 危険物貯蔵施設等から出火した場合は、市街地への延焼を防止する消防活動を行う。
 - ⑤ 消防活動に際しては、消防職団員の安全確保に十分配慮する。
- （２）市は、自らの消防力では対処できない場合は、香川県消防相互応援協定に基づき、他の市町に応援を要請する。さらに、これらの消防力をもってしても対処できない場合は、県に応援を要請する。

2 県の活動

- （１）県は、大地震等非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、市又は消防機関に対して、消防相互応援の実施のほか、消防隊員の出動、災害用資機材の輸送その他の応援等の災害防御の措置に関し必要な指示を行う。
- （２）県は、市において被害状況等の把握が困難であると認めたときは、防災ヘリコプターにより偵察を行うとともに、必要に応じて、警察、自衛隊等に対して火災の発生状況等の上空偵察を要請しその状況を把握し、市に連絡する。
- （３）県は、市から応援要請を求められたときは、消防組織法第43条の規定に基づく他市町に対する応援の指示をし、県内の消防力では対処できないと判断したときは、直ちに消防庁に対して、緊急消防援助隊の出動要請及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援要請を行う。
- （４）県は、市からの要請の有無にかかわらず、全県的な消防活動、救助活動を効率的かつ円滑に行うため必要があると認めるときは、消防組織法第43条の規定に基づく他市町への応援指示を行う。
- （５）県は、南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合には、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等、県が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握を行う。

3 高松海上保安部の活動

高松海上保安部は、海上で船舶火災又は流出油等の火災が発生したときは、速やかに消火活動を行う。また、港内等で船舶等の火災が発生したときは、消防機関と連携し消火活動を行う。

4 住民等の活動

- (1) 住民、企業等は、自らの生命及び財産を守るため、使用中のガス器具、石油ストーブ等の火気を直ちに遮断するなど出火防止に努める。
- (2) 住民、自主防災組織、自衛消防組織等は、出火したときは協力して初期消火を行うとともに、消防機関に協力するよう努める。
- (3) 市は、災害時の出火防止、初期消火等に努めるよう、平常時から広報等を行い、住民等へ周知する。

5 惨事ストレス対策

- (1) 救急救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
- (2) 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

【参考資料】

- 2- 2 香川県消防相互応援協定（香川県・県内全市町）
- 2- 3 広域消防相互応援協定書（美馬市・大川広域行政組合・三木町・高松市）
- 2- 4 香川用水施設利用に関する協定書（香川用水土地改良区外）
- 2- 5 香川県防災ヘリコプター応援協定（香川県・県内全市町）
- 6- 1 大川広域消防本部現勢
- 6- 2 消防団現勢
- 6- 3 消防水利の現況
- 6- 4 消防無線通信施設・火災通報施設の現況
- 6- 7 大川広域消防本部資機材保有状況
- 14- 1 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱
- 14- 2 香川県防災ヘリコプター運航管理要綱
- 14- 3 香川県防災ヘリコプター緊急運航要領
- 14- 4 防災ヘリコプターの運航体制、運行基準、要請方法等
- 14- 5 防災ヘリコプター「オリーブⅡ」用飛行場外離着陸場
- 15- 1 火災・災害等即報要領
- 15- 8 広域応援に係る部隊活動拠点候補地一覧

第 1 2 節 緊急輸送計画

災害時において、救助、救急、医療活動を迅速に行うために、また、被害の拡大の防止、さらには避難者に緊急物資を供給するためにも、緊急輸送路を確保し、緊急輸送活動を行う。

なお、国又は県が市に対して行う食料、飲料水及び生活必需品等に係る供給については、市からの要請に基づく「プル型」を原則とするが、発災直後は、被災市からの要請を待たずに、物資を緊急輸送する「プッシュ型」による供給を行うものとする。

主な実施機関	市（危機管理課、総務課、政策課、財産活用課、都市整備課）、県（危機管理課、道路課、港湾課）、警察、自衛隊、四国地方整備局、四国運輸局、高松空港事務所、高松空港㈱、高松海上保安部、西日本高速道路㈱
--------	---

1 輸送の対象

輸送活動は、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施等に配慮し、次のものを輸送対象として実施する。

（１）第１段階

- ① 救急救助活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- ② 消防、水防活動等災害防止のための人員、物資
- ③ 後方医療機関等へ搬送する負傷者等
- ④ 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等初動期の応急対策に必要な要員、物資等
- ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

（２）第２段階

- ① 上記（１）の続行
- ② 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ③ 被災地外に搬送する傷病者及び被災者

（３）第３段階

- ① 上記（２）の続行
- ② 災害復旧に必要な人員、物資
- ③ 生活必需品

2 輸送車両等の確保

（１）市は、自ら保有し、又は直接調達できる車両、船舶、航空機等を利用し緊急輸送を実施する。

（２）市は、自ら利用する車両等が不足する等で緊急輸送に支障が生じる場合、県に応援を要請する。

（３）県は、市から応援を要請された場合には、次の方法により車両等を確保する。

- ① 香川県トラック協会、香川県バス協会、香川県離島航路事業協同組合、フェリー業者等への協力要請
- ② 自衛隊へ輸送車両等の派遣要請

- ③ 他の都道府県へ輸送車両等の応援要請
- ④ 燃料等の確保のため関係業界へ協力要請
- (4) 四国運輸局は、必要に応じ、又は県等からの要請に基づき、自動車運送事業者、海上運送事業者及び鉄道事業者に対して、緊急輸送の協力要請を行う。なお、自動車運送事業者に係るものにあつては、香川運輸支局を通じて措置する。
- (5) 高松空港事務所及び高松空港㈱は、必要に応じ、又は県等からの要請に基づき、航空運送事業者に対して、緊急輸送の協力要請を行う。
- (6) 高松海上保安部は、必要に応じ、又は県等からの要請に基づき、自ら保有する巡視船艇、航空機等を用いて緊急輸送活動を実施する。
- (7) 自衛隊は、必要に応じ、又は県等からの要請に基づき、自ら保有する航空機、車両、船舶等を用いて緊急輸送活動を実施する。

3 緊急輸送路の確保

- (1) 市は、県及び防災関係機関と協力して、主要な道路、港湾等の被害状況、復旧見込みなど必要な情報を把握する。
- (2) 県は、道路被害状況等の調査結果に基づいて、あらかじめ指定している輸送確保路線のうちから、警察及び道路管理者等と協議し緊急輸送路を選定する。
- (3) 道路管理者等は、選定された緊急輸送路の交通確保に努めるとともに、輸送確保路線について、関係機関・団体等の協力を求め、障害物の除去や交通安全施設の応急復旧を行う。
- (4) 住民は、災害時にはできるかぎり車両の使用を自粛することにより、緊急通行車両の円滑な通行の確保等に協力するよう努める。

4 緊急輸送拠点等の確保

緊急物資、救援物資等の輸送を円滑に行うため、県はあらかじめ指定する一次(広域)物資拠点等を、市はあらかじめ指定する二次(地域)物資拠点を開設するとともに、その周知徹底を図るものとする。

また、ヘリコプターによる緊急輸送のため、市は臨時ヘリポートの確保を行い、県は着陸場の情報管理を行うものとする。

さらに、防災機能強化港の耐震強化壁の周辺部においては、迅速で効率的な荷役・配送等を行うため、十分な広さを有する荷捌き地等の確保に努める。

【参考資料】

- 2-10 災害時における物資等の輸送に関する協定書(トラック協会大川支部)
- 2-11 災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定書(レッカー協同組合)
- 2-24 災害時における応急対策業務の実施に関する協定書(建設業協会)
- 2-30 災害時における応急対策活動に関する協定書(香川県造園協会)
- 2-36 災害時における食料、生活必需品等の輸送等協力に関する協定書
(赤帽香川県軽自動車運送協同組合)

- 11- 1 緊急通行車両の標章及び確認証明書
- 11- 3 緊急通行車両事前届出済車両
- 11- 4 緊急輸送路図

- 11－ 5 防災機能強化港と輸送確保路線との連絡道路図
- 11－ 8 さぬき市物流拠点予定施設
- 11－ 9 香川県民間物流拠点一覧

第 13 節 交通確保計画

災害時の交通の確保のため、交通規制、緊急通行車両の通行確保等を行うとともに、海上交通、航空交通についても必要な措置を行う。

主な実施機関	市（危機管理課、総務課、政策課、財産活用課、生活環境課、都市整備課）、 県（交通政策課、危機管理課、道路課、港湾課）、警察、四国地方整備局、四 国運輸局、高松空港事務所、高松空港㈱、高松海上保安部、西日本高速道路㈱
--------	---

1 陸上交通の確保

（１）情報収集

警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、警察ヘリコプター、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

（２）道路交通規制等

警察は、災害が発生した場合、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、住民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を実施する。

なお、県公安委員会は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間について、交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しながら、あらかじめ計画し周知する。また、必要に応じ隣接する県の公安委員会との連絡調整を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保する。

また、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）等は、道路が被害を受けた場合、通行を禁止、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関と連絡をとりながら交通の安全確保に努める。

① 交通規制の基本方針

ア 被災地域での一般車両の走行は原則として禁止する。

イ 被災地域への一般車両の流入は原則として禁止する。

ウ 被災地域外への流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

エ 避難路及び緊急輸送路については、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。

その他防災上重要な道路についても必要な交通規制を行う。

オ 高速道路については、被災地域を中心に広域的に通行禁止とし、緊急輸送路としての活用を図るため、一般車両の流入を禁止又は制限する。

② 交通規制のための措置

ア 警察は、効果的な交通規制を行うため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。

イ 警察は、緊急輸送を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

ウ 警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対して車両の移動等の措置命令を行う。

エ 警察は、交通規制に当たっては、道路管理者等、市、県の防災担当部局等と相互に密

接な連携を図る。また、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

オ 香川県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

③ 交通規制の周知

交通規制が実施された場合は、危険箇所の表示、迂回路の指示、交通情報の提供、車両の使用自粛の広報等により、危険防止及び混雑緩和のための措置を講ずる。

(3) 道路啓開等

道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、県や国土交通省又は農林水産省等に報告するほか、道路啓開等を行い、道路機能の確保に努める。

① 路上の障害物の除去について、道路管理者等、警察、消防及び自衛隊等は、状況に応じて必要な措置をとる。

② 道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急に必要なときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。

③ 国又は県は、道路管理者等である市に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。

④ 道路管理者等は、民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等（雪害における除雪を含む。）に必要な人員、資機材等の確保に努める。

(4) 車両の運転者のとるべき措置

① 道路の区間に係る通行禁止等が行われたときは、速やかに車両を当該道路の区間以外の場所に移動し、区域に係る通行禁止等が行われたときは、速やかに車両を道路外の場所に移動する。

② 速やかな移動が困難な場合は、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害にならない方法により駐車する。

③ 通行禁止区域等において、警察官等から車両の移動等の指示を受けた場合は、その指示に従って車両を移動し、又は駐車する。

(5) 緊急通行車両の確認

① 災害対策基本法第76条の規定に基づき、県公安委員会が一定の区域又は道路区間を緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限した場合、市は、災害応急対策用に使用する車両について、県又は県公安委員会に申出、緊急通行車両の標章及び証明書の交付を受ける。

② 緊急通行車両の事前届出制度により、事前届出済証の交付を受けた車両は、交通規制実施時に確認申請があった場合、他に優先し、当該車両の使用者に対して、緊急通行車両の標章及び証明書を交付される。このため、市は、市有車両等については、事前に緊急通行車両としての届出を行い、事前届出済証の交付を受けておく。

③ 市有車両等では不足するために、市が調達した車両についても、緊急通行車両の標章及び証明書の交付を受ける。

2 海上交通の安全確保

(1) 情報収集

市は、県、高松海上保安部等防災関係機関と協力して、港湾等の被害情報、航路等の異常の有無など海上交通の安全確保に必要な情報の収集を行う。

(2) 海上の障害物除去等

- ① 港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、県に報告するとともに、その障害物の除去等に努める。

なお、防災機能強化港の耐震岸壁の前面泊地について、沈船、漂流物等により岸壁が使用できない場合には、関係企業・団体等に協力を求め、速やかに障害物の除去等ができるよう努める。

- ② 高松海上保安部は、海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により、船舶交通に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対して、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じるべきことを命じ、又は勧告する。

(3) 海上交通の規制等

- ① 高松海上保安部は、船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて、船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- ② 高松海上保安部は、海難の発生その他の事情により、船舶交通に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて、船舶交通を制限し、又は禁止する。
- ③ 高松海上保安部は、船舶交通の混乱をさけるため、災害の概要、港湾・岸壁及び航路標識の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と考えられる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。
- ④ 高松海上保安部等は、水路の水深に変化を生じたおそれがあるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- ⑤ 高松海上保安部を含む航路標識の管理者は、航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。
- ⑥ 高松海上保安部、市及び県は、津波による危険が予想される場合において、船舶の安全な海域への避難等が円滑に実施できるよう措置を講じるものとし、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、その具体的内容を定める。

(4) 港湾利用調整等の管理業務

港湾管理者は、必要に応じて、当該港湾管理者が行う利用調整等の管理業務に（削除）を、国土交通省に要請するものとする。

3 航空交通の確保

大阪航空局は、緊急用航空輸送を確保するため、次の措置を講じる。

- (1) 救急救助等に従事する消防防災、警察、自衛隊等の公的航空機及び救援物資輸送機の運航を確保するため、他の航空機を含め高松空港の利用調整を行うことができる。
- (2) 高松空港及び離着陸コース周辺において、公的航空機等と他の航空機との輻輳回避、衝突防止のため、臨時的緊急輸送ルート、待機空域の設定等飛行制限を行う。
- (3) 高松空港、近県の空港等と被災地のヘリコプター基地との間に、必要に応じて緊急輸送ルートを設定し、それを確保するための飛行制限を行う。
- (4) 場外離着陸場の許可及び飛行計画の通報について、緊急対応を行う。

【参考資料】

- 2－ 5 香川県防災ヘリコプター応援協定（香川県・県内全市町）
- 2－ 6 災害時における情報交換及び支援に関する協定（四国地方整備局）
- 2－11 災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定書（レッカー協同組合）
- 2－24 災害時における応急対策業務の実施に関する協定書（建設業協会）
- 2－30 災害時における応急対策活動に関する協定書（香川県造園協会）
- 11－ 1 緊急通行車両の標章及び確認証明書
- 11－ 3 緊急通行車両事前届出済車両
- 11－ 4 緊急輸送路図
- 11－ 5 防災機能強化港と輸送確保路線との連絡道路図
- 11－ 6 異常気象時における道路通行規制基準
- 11－ 7 異常気象時道路通行規制箇所図
- 14－ 1 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱
- 14－ 2 香川県防災ヘリコプター運航管理要綱
- 14－ 3 香川県防災ヘリコプター緊急運航要領
- 14－ 4 防災ヘリコプターの運航体制、運行基準、要請方法等
- 14－ 5 防災ヘリコプター「オリーブⅡ」用飛行場外離着陸場
- 14－ 6 災害拠点病院付近のヘリコプター離着陸場

第 1 4 節 避難計画

災害時において、住民等を速やかに避難させるため、適切に避難勧告又は避難指示（緊急）及び避難準備・高齢者等避難開始を行うとともに、指定避難所を開設し管理運営を行う。災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市が行う。

主な実施機関	市（総務課、秘書広報課、生活環境課、福祉総務課、障害福祉課、国保・健康課、子育て支援課、長寿介護課、教育委員会事務局、消防団）、県（危機管理課）、消防本部、警察、高松海上保安部、自衛隊
--------	--

1 避難の勧告又は指示（緊急）の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、人命の保護、災害の拡大防止等のため、特に必要があると認めるときは、次により避難の勧告又は指示（緊急）を行う。

また、県は、市町から求めがあった場合には、避難勧告等の対象地域、判断時期等について、時期を失することなく避難勧告等が発令されるよう、市町に積極的に助言するものとする。

なお、避難勧告等の解除に当たっては十分に安全性の確認に努める。

区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	実施の基準	内容等
勧告	市長	災害対策基本法第60条	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護等のため特に必要があると認めるとき。	避難のための立退きの勧告、必要があると認めるときは立退き先を指示 (市は県に報告)
	知事			市長が上記の事務を行うことができないとき。	
指示	市長	災害対策基本法第60条	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護等のため特に必要があると認めるときで、かつ急を要すると認めるとき。	避難のための立退きの指示、必要があると認めるときは立退き先を指示 (市は県に報告)
	知事			市長が上記の事務を行うことができないとき。	
	警察官 海上保安官	災害対策基本法第61条	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護等のため特に必要があると認めるときで、かつ急を要すると認める場合で、市長が指示できないと認めるとき又は市長から要求があったとき。	避難のための立退きの指示、必要があると認めるときは立退き先を指示 (市に通知)
	知事、その命を受けた職員又は水防管理者	水防法第29条	洪水、津波、高潮について	洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。	避難のための立退きの指示（水防管理者のときは、当該区域を管轄する警察署に報告）
	知事又はその命を受けた職員	地すべり等防止法第25条	地すべりについて	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	避難のための立退きの指示（当該地区を管轄する警察署に報告）
	警察官	警察官職務執行法第4条	災害全般について	人の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある災害時において、特に急を要するとき。	危害を受けるおそれのある者を避難させる。 (公安委員会に報告)
	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	自衛隊法第94条	災害全般について	上記の場合において、警察官がその場にいないとき。	危害を受けるおそれのある者を避難させる。 (防衛大臣の指定する者に報告)

2 避難の勧告又は指示（緊急）の内容及び周知

- (1) 市は、次の事項を明らかにして、住民等に避難の勧告又は指示（緊急）の周知を行う。危険の切迫性に応じて避難勧告又は避難指示（緊急）の伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。
 - ① 避難を必要とする理由
 - ② 避難の対象となる地域
 - ③ 避難先（指定緊急避難場所・指定避難所）
 - ④ 避難経路
 - ⑤ その他必要な事項（避難に際しての注意事項、携行品など）
- (2) 市が避難の勧告又は指示（緊急）を発令する際は、防災行政無線、CATV、音声告知放送、広報車、安全安心コミュニティシステムや香川県防災行政情報システム、携帯電話の避難情報伝達システムのメール配信や一斉同報機能を活用した緊急速報メールの配信（エリアメール等）、Lアラート（災害情報共有システム）への配信等、あらゆる手段を活用し、また、放送局、警察、消防団、自主防災組織などの協力を得て、住民等に確実に伝わるよう周知徹底を図る。
- (3) 情報の伝わりにくい高齢者、障害者等の要配慮者に対しては、その特性に応じた手段で伝達を行う。
- (4) 市は、必要に応じて避難に関する放送を県に要請し、県は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、報道機関にテレビ、ラジオによる放送を要請する。なお、事態が急迫している場合又は県への連絡が困難な場合においては、市は直接報道機関に放送要請を行う。
- (5) 災害発生により、市が事務を行うことができなくなった場合は、市に代わって県が、一斉同報機能を活用した緊急速報メール配信（エリアメール等）等を活用し、避難の勧告又は指示の情報を配信する。
- (6) 市は、避難の勧告又は指示（緊急）の発令中は、継続的な周知を図る。
- (7) 住民は、市が避難の勧告又は指示（緊急）を発したときは速やかにこれに応じて行動するとともに、継続的に避難情報や気象情報などの情報収集に努める。

3 避難誘導

- (1) 市は、警察、消防機関等防災関係機関や自主防災組織等の協力を得て、避難対象地区の住民等に逃げ遅れがないよう、自主防災組織や自治会、職場、学校等の単位ごとに避難誘導を実施する。特に、避難に際し何らかの支援が必要な要介護高齢者や障害者、幼児、外国人等の要配慮者や出張者、旅行者等に配慮した適切な対応を実施する。
- (2) 避難支援等関係者は、自らの安全確保を図るとともに、避難行動要支援者の避難を支援する。
- (3) 避難経路は、周囲の状況等を的確に判断して、できるだけ安全な経路を選定する。なお、消防職団員、水防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導にあたる者は、現場の状況について迅速かつ的確に判断し、自らの安全確保を図るとともに、防災関係機関は、危険が切迫している場合、必要な情報提供や措置を行うなど防災対応や避難誘導にあたる者の安全確保に努める。

- (4) 県は、被災者の保護のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。

なお、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。

4 避難方法

住民は、次の事項に留意して避難を行う。

- (1) 津波が予想されるときは、一刻も早く、高台等へ避難する。
- (2) 地震の二次災害で火災が発生したときは、風向、風速、木造住宅の密集状況等から判断して、より安全な避難路、指定緊急避難場所へ避難する。
- (3) 要配慮者の避難行動を支援しながら、可能な限り、自治会、自主防災組織等の集団で安全な場所に避難する。
- (4) 避難は、原則として徒歩で行うものとする。自動車は、道路混雑の原因ともなるので利用しない。また、自転車等も道路の損壊等により危険があるので、できるだけ利用しない。

5 指定緊急避難場所の開設

- (1) 市は、地震・津波が発生した場合は、必要に応じて、指定緊急避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。
- (2) 市は、地震・津波により現に被害を受け、又は受けるおそれがある場合に、避難しなければならない者を一時的に収容するため、災害の種類ごと指定した指定緊急避難場所を速やかに開設する。なお、被災者が被災動物を伴い避難してくることに備え、衛生面に留意しつつ、被災動物を収容するスペースを確保するよう努める。
- (3) 市は、地震・津波により現に被害を受け、又は受けるおそれがある場合に、指定緊急避難場所を開設したときは、速やかに住民等にその場所等を周知するとともに、避難すべき者を誘導する。
- (4) 住民は、地震や津波の状況により開設を待たずに指定緊急避難場所に避難することもできる。

6 指定避難所の開設

- (1) 市は、地震・津波が発生した場合は、必要に応じて、指定避難所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。
- (2) 市は、地震・津波が発生した場合に被災者が一定期間滞在するため一定の生活環境が確保された指定避難所を開設する。また、要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。なお、被災者が被災動物を伴い避難してくることに備え、衛生面に留意しつつ、被災動物を収容するスペースを確保するよう努める。
- (3) 指定避難所は、学校、公民館その他公共施設等の既存の建物を応急的に整備して使用する。ただし、これら適当な施設が確保できない場合には、仮設物等を設置する。

なお、学校を指定避難所として使用する場合には、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識し、代替施設の確保に努めるなどにより、できる限り早期に閉鎖するな

どして、児童生徒等の安全確保や教育活動の早期正常化を図る。

- (4) 市は、地震・津波が発生した場合に指定した指定避難所以外の施設への避難が必要な高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

- (5) 市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

- (6) 市は、指定避難所を開設したときは、速やかに被災者等にその場所等を周知するとともに、避難所に収容すべき者を誘導し、保護する。

また、直ちに開設の日時、場所及び期間、収容人員等を県に報告する。

- (7) 県は、県が管理する施設を指定避難所として開設する際に協力するとともに、避難に当たり他人の介護を必要とする者を収容する施設のうち県が管理する施設における収容者の救護のため必要な措置を行うものとする。

- (8) 住民は、地震により発生する断続的な強い揺れによる家屋等の倒壊等から、自身の安全を確保するため、断続的な強い揺れが沈静化するまでは、安易に家屋等に戻らず、津波による浸水想定区域外に開設されている指定避難所等で、避難を継続するよう努めるものとする。

7 指定避難所の運営

- (1) 市は、関係機関、自主防災組織、災害ボランティア、住民及び指定避難所運営について知識を有した外部支援者等の協力を得て、指定避難所を運営する。その際には、あらかじめ、施設の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して作成した、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した指定避難所運営の行動基準に基づいて行う。また、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、マニュアルの作成、訓練などを通じ、住民等が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

- (2) 市は、避難者の協力を得て、負傷者、衰弱した高齢者、災害による遺児、障害者等に留意しながら、避難者名簿を作成し、避難者情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。また、民生委員・児童委員、福祉事業者等は、避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供する。

- (3) 指定避難所においては、飲料水、食料、毛布、医薬品等の生活必需品やテレビ、ラジオ、仮設便所等必要な設備・備品を確保する。

- (4) 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得られるよう努める。

なお、指定避難所等では情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に提供するよう努める。

- (5) 指定避難所の運営に当たっては、良好な生活環境を確保するため、照明、換気、食事供与の状況、トイレの設置状況等の整備に努め、また、各種情報の伝達に留意する。

また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師、保健師、管理栄養士等に

よる巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

特に、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の生活環境の確保、健康状態の把握、情報提供等には十分配慮し、必要に応じて、社会福祉施設、病院等と連携を図る。

- (6) 市は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。

特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、指定避難所等における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

- (7) 指定避難所には、必要に応じて、その運営を行うために市の職員を配置する。また、保健師等を派遣し、巡回健康相談等を実施するとともに、指定避難所での生活が長期にわたる場合は、感染症予防対策に努める。さらに、指定避難所の安全の確保と秩序の維持のため必要な場合には、警察官を配置するものとする。

- (8) 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

8 指定避難所外避難者等への配慮

市はやむを得ず指定避難所に滞在することができない在宅避難者や車中避難者を含む指定避難所外避難者に対しても、食糧等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

県は、市が行う指定避難所外避難者の状況調査に協力するものとする。また、市からの要請に基づき、関係機関に支援を要請するものとする。

9 広域一時滞在

- (1) 被災市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。
- (2) 県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。なお、県は、市が大規模な被災により災害対応能力を喪失した場合等において、必要があると認めるときは、県内の他の市町との協議を市に代わって行い、また、市からの要求を待ついとまらないときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための要求を市に代わって行うものとする。
- (3) 県は、市から求めがあった場合には、受入先の候補となる市町村や広域一時滞在について助言を行うものとする。

【参考資料】

- 2-20 災害時における指定緊急避難場所としての施設使用に関する協定（津田福祉会 外）
2-21 災害時における要援護障害者の緊急受入れに関する協定書（長尾福祉会 外）
2-22 災害時における施設使用に関する協定（香川県信用組合）
2-23 災害時におけるさぬき市とさぬき市内郵便局の協力に関する協定書

- 12－ 1 指定緊急避難場所一覧
- 12－ 2 指定避難所一覧
- 12－ 3 避難勧告等の判断基準
- 12－ 4 さぬき市避難行動要支援者避難支援計画【全体計画】

第 15 節 食料供給計画

災害時において、被災者等の食生活を確保するため、被災地のニーズに応じて、応急的に炊き出し等による食料の供給を行う。災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市が行う。

主な実施機関	市（危機管理課、総務課、農林水産課、福祉総務課、子育て支援課、学校教育課、学校給食調理場）、県（危機管理課、健康福祉総務課、経営支援課、農業生産流通課）、自衛隊
--------	--

1 食料の調達

- （１）市は、原則として、自らの備蓄物資を利用し、又はあらかじめ供給協定を締結した食料保有者から緊急食料を調達するとともに、必要に応じて、県に対して調達又は斡旋を要請する。
- （２）県は、地震・津波発生後適切な時期において、県が所有する公的備蓄量及び企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等について、主な品目別に確認する。
- （３）県は、市から要請があったとき、備蓄している食料を放出するとともに、緊急食料の調達又は斡旋に努める。この場合、原則として、あらかじめ供給協定を締結した食料保有者を調達先とし、食料の輸送も依頼する。又は、緊急を要し、市からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、備蓄している食料を放出するとともに、緊急食料の調達又は斡旋に努める。この場合、原則として、あらかじめ供給協定を締結した食料保有者を調達先とし、食料の輸送も依頼する。
- （４）県は一次（広域）物資拠点を、市町は二次（地域）物資拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保するものとする。
- （５）県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資並びに運送すべき場所又は期日を示して、災害応急対策の実施に必要な物資の運送を要請する。
- （６）県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。
- （７）県は、被災の状況を勘案し、県内で不足する物資の数量について把握し、必要に応じ、国に対して調達、供給の要請を行う。
- （８）県は、必要に応じて、農林水産省（本省）に対し、災害救助用米穀の供給要請を行う。

2 炊き出しその他による食料の供給

（１）対象者

- ① 災害救助法が適用された場合に、炊き出しその他による食品の給与を受ける者
 - ア 指定避難所に収容された者
 - イ 住宅の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等であって、炊事のできない者
 - ウ 旅館等の宿泊者、一般家庭の来訪客等

- ② 災害救助法が適用されない場合の被災者
- ③ 災害応急対策に従事する者
- (2) 供給する食品等
 - ① 精米、即席めん、おにぎり、弁当、乾パン、パン等の主食のほか、必要に応じて、缶詰、漬物等の副食も供給する。
 - ② 食品は、被災者等が直ちに食することができる状態にあるものを供給する。
 - ③ 乳児に対しては、原則として粉ミルクを供給する。
 - ④ 飲料水（ペットボトル等）を供給する。
- (3) 炊き出しの実施
 - ① 市は、指定避難所又はその付近の適当な場所において、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の協力を得て、迅速、公平に炊き出し及び食料の配分を行う。
 - ② 市は、炊き出しの実施が困難な場合は、県に対して応援を要請するものとする。県は、市町から要請があれば、次の措置を行うものとする。
 - ア 日本赤十字社香川県支部に応援を要請する。
 - イ 集団給食施設、給食業者に炊飯委託の斡旋を行う。
 - ウ 調理不要な乾パン、食パン等を供給する。
 - エ プロパンガス等燃料の調達については、関係業界に対し協力を要請する。
 - オ 自衛隊に対して派遣要請を行う。
 - カ 指定避難所等における炊き出しボランティアの派遣について、関係団体に対し協力を要請する。
- (4) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮するものとする。また、在宅での避難者、指定避難所外避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努めるものとする。

【参考資料】

- 2-13 災害時における物資の供給等に関する協定書（フジ）
- 2-14 災害時における物資の供給等に関する協定書（マルナカ）
- 10- 1 災害対策用物資の備蓄状況
- 10- 2 生活必需物資等の調達方法
- 10- 3 緊急物資の備蓄マニュアル（香川県）
- 11- 8 さぬき市物流拠点予定施設
- 11- 9 香川県民間物流拠点一覧

第 16 節 給水計画

災害時において、被災者等の生命の維持、人心の安定を図るため、被災地のニーズに応じて、飲料水及び生活用水の供給を行う。災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市が行う。

主な実施機関	市（危機管理課、生活環境課）、県（水資源対策課、環境管理課）、香川県広域水道企業団、（公社）日本水道協会香川県支部、自衛隊
--------	---

1 給水の確保等

（１）被災地等において飲料水等が確保できないときは、被災地に近い配水池等から給水車又は容器により運搬して確保する。

（削除）

（２）飲料水等が汚染されているおそれがあるときは、水質検査を実施し、衛生の確保に努める。

2 給水量の基準

（１）飲料水については、生命維持に必要な最低必要量として１人１日３リットルの給水を基準とする。

（２）生活用水については、給水体制及び復旧状況等を勘案して給水量を定める。

3 給水の実施

（１）水道事業者は、次の給水活動を行う。

① 水道施設に被害がない場合は、給水先の市の被害状況を調査して、水道水の供給を継続する。

② 浄水施設や送水施設が被災した場合は、浄水場内の浄水池や配水池等において、給水車等へ飲料水等を補給する。

③ 飲料水の確保が困難な地域に対して、給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。

④ 住民に対して、給水活動に関する情報の提供を行う。また、自ら飲料水を確保する住民に対して、衛生上の注意を広報する。

⑤ 給水用資機材が不足するときや給水の実施が困難なときは、県又は（公社）日本水道協会香川県支部に対して、資機材の提供・貸借や給水活動の応援等を要請する。

（２）県は、水道事業者の給水活動が円滑に実施されるよう次の措置を行う。

① 市の被害状況、応急給水実施状況等を把握し、水道事業者に飲料水の確保に係る衛生面や安全給水に関する情報提供や指導を行う。

② 水道事業者から給水活動の応援要請があったときは、（削除）必要に応じて、他の県や自衛隊に応援給水を要請する。

（３）市町は、水道事業者の給水活動に協力するとともに、給水車等による応急給水においては、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の各種団体等の協力を得るよう努める。

（４）被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮するものとする。また、在宅での避難者、指定避難所外避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努めるものとする。

【参考資料】

- 2－12 災害時における救援物資提供に関する協定書（四国コカコーラボトリング）
- 2－13 災害時における物資の供給等に関する協定書（フジ）
- 2－14 災害時における物資の供給等に関する協定書（マルナカ）
- 2－25 災害時における応急復旧に関する協定書（上下水道工事業組合）
- 10－ 1 災害対策用物資の備蓄状況
- 10－ 2 生活必需物資等の調達方法
- 10－ 3 緊急物資の備蓄マニュアル（香川県）
- 11－ 8 さぬき市物流拠点予定施設
- 11－ 9 香川県民間物流拠点一覧

第 17 節 生活必需品等供給計画

災害時において、被災者等の日常生活を維持するため、被災地のニーズに応じて、被服、寝具、日用品等生活必需品の供給を行う。災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市が行う。

主な実施機関	市（危機管理課、総務課、福祉総務課）、県（健康福祉総務課、経営支援課）
--------	-------------------------------------

1 生活必需品等の調達

- (1) 市は、原則として、自らの備蓄物資を利用し、又はあらかじめ供給協定を締結した民間業者等から生活必需品等を調達するとともに、必要に応じて、県等に対して調達又は斡旋を要請する。
- (2) 県は、地震・津波発生後適切な時期において、県が所有する公的備蓄量及び企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等について、主な品目別に確認する。
- (3) 県は、市から要請があったとき、又は、緊急を要し、市からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、備蓄している物資を放出するとともに、生活必需品等の調達又は斡旋に努める。この場合、原則として、あらかじめ供給協定を締結した民間業者等を調達先とし、これらの輸送も依頼する。
- (4) 県は一次（広域）物資拠点、市は二次（地域）物資拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保するものとする。
- (5) 県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資並びに運送すべき場所又は期日を示して、災害応急対策の実施に必要な物資の運送を要請する。
- (6) 県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。
- (7) 県は、被災の状況を勘案し、県内で不足する物資の数量について把握し、必要に応じ、国に対して調達、供給の要請を行う。
- (8) 市及び県は、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとするとともに、高齢者や障害者等の要配慮者のニーズや男女のニーズの違いに配慮するものとする。

2 生活必需品等の配分

- (1) 対象者は、次のとおりとする。
 - ① 災害によって住家に被害を受け、被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者
 - ② 災害時の社会混乱等により、資力の有無にかかわらず、生活必需品等を直ちに入手することができない者
- (2) 供給する品目は、原則として、次の 8 種類とする。

【供給する生活必需品】

種 類	品 目
寝具	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等
外衣	洋服、作業着、子供服等
肌着	シャツ、パンツ等の下着
身の回り品	タオル、靴下、サンダル、傘等
炊事道具	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等
食器	茶碗、皿、はし等
日用品	石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等
光熱材料	マッチ、プロパンガス等

- (3) 市は、配分計画を作成し、それに基づき、自主防災組織や災害ボランティア等の協力を得て、被災者等に対して生活必需品等の供給を行う。
- (4) 市は、生活必需品の供給の実施が困難な場合は、他の市町又は県に対して応援を要請する。
県は、要請があったときは、他の市町に応援の指示をするなど必要な措置を行う。
- (5) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮するものとする。また、在宅での避難者、指定避難所外避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努めるものとする。

【参考資料】

- 2-13 災害時における物資の供給等に関する協定書（フジ）
- 2-14 災害時における物資の供給等に関する協定書（マルナカ）
- 2-15 災害時における物資供給に関する協定書（コメリ災害対策センター）
- 2-27 災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書（電気工事工業組合）
- 2-28 災害時の協力に関する協定書（四国電力）
- 2-29 災害時におけるLPガス等の調達に関する協定書（香川県LPガス協会）
- 10- 1 災害対策用物資の備蓄状況
- 10- 2 生活必需物資等の調達方法
- 10- 3 緊急物資の備蓄マニュアル（香川県）
- 11- 8 さぬき市物流拠点予定施設
- 11- 9 香川県民間物流拠点一覧

第 18 節 防疫及び保健衛生計画

被災地における感染症の流行を未然に防止するとともに、被災者の健康状態を良好に維持するために、健康相談、食品衛生の監視、栄養指導等の保健衛生活動を行う。

主な実施機関	市（生活環境課、国保・健康課）、県（健康福祉総務課、障害福祉課、薬務感染症対策課、生活衛生課、保健所）
--------	---

1 防疫対策

- （１）県は、被災地の状況を把握し、感染症の発生リスクを考慮しながら感染症発生の予防のための啓発を行うとともに、感染症の発生状況の把握を行う。
- （２）県は、感染症が発生したときは、感染症法に基づき、積極的疫学調査や健康診断等を実施するとともに、速やかに発生状況や防疫対策等について、広報・啓発を行う。
- （３）市は、県が感染症の発生を予防又はそのまん延を防止するため必要があると認めたときは、感染症法に基づく県の指示により、感染症等の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除、物件に係る措置等を実施する。
- （４）県は、感染症が発生したときは、必要に応じて、速やかに感染症指定医療機関への入院勧告等を実施するとともに、感染症法に基づく対応を実施する。
- （５）市は、県が感染症予防上必要と認めたときは、県の指示に基づき、臨時の予防接種を実施する。
- （６）市は、災害時においても、定期予防接種の実施継続や臨時的な予防接種が的確に実施できるよう、対象者の把握、接種体制の確保、薬品・材料等の調達、実施方法の周知などに努める。
- （７）市は、感染症予防のため、防疫活動を実施するものとする。また、特に指定避難所は感染症発生のリスクが高いことから、十分な対策に努める。
- （８）市は、防疫用医薬品及び資機材が不足したとき又は防疫業務が実施できないときは、他の市町又は県に応援を要請する。県は、要請があったときは、他の市町等と連携して、迅速に必要な措置を行う。また、防疫対策を実施する要員が不足するときは、他の都道府県に対して応援要請を行う。

2 保健衛生対策

（１）健康相談等

- ① 市は、県、医療機関や関係団体等と密接な連携を図りながら、定期的に指定避難所等を巡回して、被災者の健康状態を調査するとともに、医師、看護師、保健師、助産師等により、特に高齢者や障害者などの要配慮者に配慮しながら必要に応じて保健指導及び健康相談を行う。
 - ア 在宅医療を受けている患者等への生活指導
 - イ 助産師等による妊産婦への保健指導
 - ウ 乳幼児、高齢者、障害者、慢性疾患患者等への健康相談
 - エ 被災生活の長期化に伴い生じる健康、保健衛生面の問題に対するケア

また、県は、健康相談等を実施する要員が不足するときは、他の都道府県に対して応援要請を行う。

- ② 市は、県と連携し、指定避難所等の衛生状態を良好に保つため、生活環境の整備に努める。

(2) 精神保健相談等

- ① 市は、県、医療機関等と密接な連携を図りながら、精神科医、精神科ソーシャルワーカー、臨床心理士、保健師等により、被災者等の精神的ダメージに対する心理的ケアのため、次の者に対して、精神保健に関する相談、カウンセリング、診察・治療（精神療法、各種表現療法、薬物療法等）等を行う。

ア 精神障害あるいは精神疾患で治療を受けている者

イ 子供、妊産婦、障害者、難病患者、外国人等の要配慮者でストレスにさらされやすい者

ウ 被災又は被災後の生活により精神症状を呈する者

エ ボランティアなど救護活動に従事している者

オ その他精神保健に関する相談等が必要とされる者

- ② 県は、精神保健活動を実施する要員が不足するときは、県内の医療機関、国及び他の都道府県に対して、災害時の心のケアの専門職からなるチーム（災害派遣精神医療チーム（DPAT）を含む）の編成及び協力を求めるなど応援要請を行う。

【市内の精神科医療機関】

病院名	所在地	電話番号
さぬき市民病院	〒769-2393 さぬき市寒川町石田東甲 387-1	0879-43-2521
岡病院	〒769-2101 さぬき市志度 1562	087-894-5050
図子メンタルクリニック	〒769-2101 さぬき市志度 2383-1	087-870-2355

- ③ 県は、災害時の心のケアの専門職からなるチーム（災害派遣精神医療チーム（DPAT）を含む）の派遣を求めた場合、その受入れに係る調整、活動場所の確保等を図るものとする。

(3) 栄養相談等

- ① 市は、県や栄養士会等の関係団体と密接な連携を図りながら、福祉事務所等において栄養相談等に応じるとともに、巡回相談・指導の実施及び栄養相談に関する広報活動を行う。栄養相談・指導の内容は、次のとおりである。

ア 乳幼児、妊産婦、障害者、難病患者、高齢者などの要配慮者に対する栄養指導

イ 在宅治療を受けている糖尿病等の慢性疾患患者に対する栄養指導

ウ 感染症や便秘などを予防するための栄養指導

エ 被災生活の長期化に伴い生じる食生活上の問題に対するケア

オ その他必要な栄養相談・指導

- ② 県は、栄養相談に応じる栄養士等が不足するときは、香川県栄養士会及び他の都道府県に対して、栄養士等の派遣要請を行う。

(4) 保健医療活動の総合調整

県は、必要に応じて、災害対策本部健康福祉部に香川県保健医療調整本部を設置し、保健

医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を行うものとする。

3 食品衛生対策

県は、市及び(公社)香川県食品衛生協会等の関係機関と連携を図りながら、次の業務を行う。

- (1) 被災した食品関係営業施設における食品の衛生的取扱い等についての監視指導を行う。
- (2) 炊き出し施設等臨時給食施設、弁当調製施設などについて、重点的に監視指導を行うとともに、食品製造、販売業者等の食品取扱い及び施設の衛生監視を行う。
- (3) 指定避難所等において、食中毒防止に関するリーフレット等を活用し、次の事項につき指導を行う。
 - ① 救援食品の衛生的取扱い
 - ② 食品の保存方法、消費期限等の遵守
 - ③ 配布された弁当等の適切な保管（通風のよい冷暗所等）と早期喫食（期限を過ぎた弁当等は速やかに廃棄）
 - ④ 手洗い、器具・容器等の消毒の励行
- (4) 食中毒が発生したときには、食品衛生監視員を中心とする調査班を編成し、市も協力して原因を究明する。

【参考資料】

- 9ー 1 防疫活動組織計画（香川県）
- 9ー 2 防疫用薬剤及び資機材の確保系統図
- 9ー 3 栄養相談・指導活動体系図
- 9ー 4 精神保健活動体系図

第 19 節 廃棄物処理計画

災害時において、大量に発生するごみ、し尿等の廃棄物を迅速かつ適切に処理し、生活環境の保全、住民生活の確保を図る。

主な実施機関	市（生活環境課）、県（廃棄物対策課、建築指導課）
--------	--------------------------

1 処理体制

- (1) 市は、一般廃棄物処理施設の被害状況、処理対象となる廃棄物の発生量等について把握し、廃棄物の処理を適正に行う。
- (2) 県は、市が行う廃棄物処理について必要な助言を行うとともに、市から要請があったとき又は被災状況から判断して必要と認めるときは、他の市町、他の都道府県、関係団体等に対して、応援を要請するとともに、その活動調整を行う。また、災害廃棄物の一時的な置き場として、県有未利用地等を必要に応じて提供する。
- (3) 住民、自主防災組織等は、廃棄物を決められた場所に分別して搬出するなど、市の廃棄物処理活動に協力する。

2 処理方法

(1) ごみ処理

- ① ごみの収集は、被災地の状況を考慮して、住民生活に支障がないよう適切に行う。
- ② 必要に応じて、仮置場、一時保管場所を設置する。併せて、消毒剤、散布機器等を確保し、ごみ保管場所等の衛生状態を確保する。
- ③ 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。
- ④ 収集したごみは、適切な分別、処理、処分を行うとともに、可能な限りリサイクルに努める。
- ⑤ フロン回収の観点から、エアコン、冷蔵庫の回収・保管・処理に際しては、冷媒の漏洩に留意する。
- ⑥ ごみの収集日時、分別方法等について、住民に周知を行う。

(2) し尿処理

- ① 下水道、し尿処理施設等の被害状況を把握し、住民生活に支障がないよう必要に応じて速やかに仮設トイレを設置する。このため、あらかじめ、仮設トイレや消毒剤などの備蓄に努めるとともに、その調達ルートを確認しておく。
- ② 仮設トイレの衛生状態を保つため、消毒剤、散布機器等を確保するとともに、日常の清掃等の管理については、設置場所の管理者や自主防災組織等に要請する。
- ③ し尿の収集は、仮設トイレ、指定避難所等緊急を要する地域から、速やかに行う。
- ④ 水洗トイレの使用中止、仮設トイレの使用等について、住民に周知を行う。
- ⑤ 収集したし尿は、し尿処理施設又は終末処理場のある下水道に搬入し処理する。

(3) 災害廃棄物処理

- ① 災害廃棄物の発生量を把握し、選別、保管、焼却等のため長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物の最終処分まで処理ルートの確保を図る。

- ② 災害廃棄物処理は、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集、運搬及び処理する。
- ③ 災害廃棄物の適正な分別、処理、処分を行うとともに、可能な限り木材、コンクリート等のリサイクルに努める。
- ④ 石綿等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定に基づき、適正な処理を行う。

3 災害廃棄物処理計画の策定

- (1) 市は、災害廃棄物の処理主体であることから、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定している。
- (2) 県は、香川県地域防災計画を補完し、具体化した形で発生量予測等の基礎データや処理に係る手順を整理した香川県災害廃棄物処理計画を策定している。
また、市において、実効性のある計画が策定されるよう必要な助言を行う。
- (3) 市及び県は、災害廃棄物処理計画を補完し、発災後の緊迫した状況においても担当職員が円滑に業務を遂行するため作成した行動マニュアルについて、訓練等を通じてより実行性の高いものとなるよう見直しを図る

4 住民への周知

市及び県は、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)や地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

5 損壊家屋の解体

- (1) 市及び県は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。
- (2) 市及び県は、石綿の飛散防止及びフロン類の適正処理のため、解体前に石綿及びフロン類の残量について確認を行うよう解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等に対して周知を図る。

【参考資料】

- 9ー 5 地震に伴うごみ及び災害廃棄物の応急処理計画作成指針
- 9ー 6 地震に伴うごみ及び災害廃棄物の仮置場予定場所
- 9ー 7 一般廃棄物処理施設
- 9ー 8 一般廃棄物収集運搬車両

【その他参考資料】

香川県災害廃棄物処理計画(平成28年3月策定)

第20節 遺体の搜索、処理及び埋葬計画

災害時において、死者（行方不明者で、周囲の状況から既に死亡していると推測される者を含む。）が発生した場合は、搜索、処理及び埋葬を速やかに行う。災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市が行う。

主な実施機関	市（危機管理課、総務課、福祉総務課、生活環境課、消防団）、県（生活衛生課）、警察、高松海上保安部
--------	--

1 遺体の処置等

- （１）市は、災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状況から既に死亡していると推測される者の搜索を行う。
- （２）遺体の搜索に当たっては、警察、高松海上保安部等の協力を得て、搜索に必要な資機材等を借上げ、速やかに行う。

2 遺体の処理等

- （１）市は、遺体について、関係団体等が組織する救護班又は医師により死因その他の医学的検査を行う。
- （２）警察及び高松海上保安部は、収容した遺体について医師等の協力を得て、遺体の検視、身元確認を行う。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう、市、県及び指定公共機関等と密接に連携するものとする。
- （３）市は、検視又は医学的検査を終了した遺体について、遺体の識別のため洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
- （４）市は、遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は遺体が多数のため短時間に埋葬又は火葬ができない場合等においては、適当な場所（寺院、公共施設等）に遺体の収容所を開設し、遺体を一時保存する。

3 遺体の埋葬又は火葬

- （１）市は、災害による社会混乱のため遺族が埋葬又は火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者に遺族がない場合に、遺体の埋葬又は火葬を行う。
- （２）市は、棺、骨つぼ等埋葬又は火葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨の役務の提供を行う。原則として、遺体は火葬に付し、遺骨を遺族に引渡す。
- （３）市は、必要に応じて、棺及び葬祭用品の調達や遺体の搬送等を県に協力要請する。県は、市から、棺及び葬祭用品の調達や遺体の搬送等について協力要請があった場合は、香川県葬祭業協同組合等に協力を要請する。
- （４）市は、火葬場の被災や火葬する死体が多数のにのぼるなど実施が困難な場合には、火葬場の斡旋等について県に要請する。県は、火葬場の斡旋等について市から要請があったとき又は被災状況から判断して広域的な対応が必要と認めるときは、他の市町、他の都道府県等に対して、必要な応援を要請する。

【参考資料】

9－ 9 香川県広域火葬計画

9－10 火葬場

9－11 遺体収容場所

9－12 遺体検視場所

第 2 1 節 住宅応急確保計画

災害により住宅を失った被災者に対して、一時的な居住の安定を図るため応急仮設住宅を建設するとともに、公営住宅の空室を提供するほか、宅地建物取引業者の媒介により、民間賃貸住宅への入居を希望する被災者には、県が借上げ、被災者に提供する民間賃貸住宅の情報提供等や、入居に際しての利便を図る。

また、住家に被害を受けた被災者に対して、日常生活が可能な程度の応急修理等を行う。

主な実施機関	市（危機管理課、総務課、都市整備課）、県（住宅課）
--------	---------------------------

1 発災後の市の対応

市は、災害が発生し住宅を失った被災者が発生した場合、次のことを行う。

- （１）被害状況を把握し、県に報告する。
- （２）被害の初期状況から大まかな応急仮設住宅の必要戸数を推計するとともに、その結果を確認する。
- （３）追加情報により応急仮設住宅の必要戸数を見直す。
- （４）建設用地の確認及び選定を行うとともに、建設要請を行う。
- （５）その他、応急仮設住宅の確保に必要な措置を県と協議して行う。

2 応急仮設住宅の建設

県は、災害救助法が適用された場合、住家が滅失した被災者のうち自らの資力では住家を確保することができない者に対して、次により応急仮設住宅を建設する。

（１）建設用地の選定

建設用地は、できるだけ集团的に建設可能な場所とし、市と協議して、公共用地から優先して選定するものとし、選定にあたっては、県有未利用地等も活用する。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

また、市は、あらかじめ具体的な建設候補地の検討を行う。

（２）建設方法

応急仮設住宅の建設は、（一社）香川県建設業協会等の建築業関係団体の協力を得て行う。ただし、状況に応じ、これを市において実施するよう通知することができる。この場合は、建設戸数、規模、構造、単価等の要件を定めて行う。

（３）建設戸数

建設戸数は、市内の全壊、全焼及び流失世帯数の３割以内とする。ただし、やむを得ない場合は、県が市町相互間において設置戸数の融通を行う。

（４）構造及び規模

応急仮設住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式等による５連戸以下の連続建て又は共同建てと（削除）する。

（５）資機材の調達

県は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、国の非常本部等を通じて、又は直接、資機材関係省庁（農林水産省、経済産業省、国土交通省、環

境省)に資機材の調達に関して要請する。また、必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。

(6) 応急仮設住宅の管理

入居者の選定、仮設住宅の修繕等応急仮設住宅の管理については、県から委託された市が実施する。なお、入居者の選定等に当たっては、高齢者、障害者など要配慮者に十分配慮する。

また、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性、子ども・若者、高齢者、障害者等の多様な生活者の意見を反映できるよう配慮する。

なお、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。

3 住宅の応急修理

県は、災害救助法が適用された場合、住家が半焼又は半壊し、若しくはこれに準ずる程度の損傷を受け、日常生活を営むことができない被災者のうち自らの資力では住家の修理ができない者に対する必要最小限の応急修理を行う。

(1) 対象の選定

応急修理対象住宅の選定は、市の協力を得て行う。ただし、状況に応じ、これを市において実施するよう通知することができる。

(2) 修理方法

応急修理は、建築業関係団体の協力を得て行う。ただし、状況に応じ、これを市において実施するよう通知することができる。

(3) 修理範囲

応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分に限る。

(4) 修理戸数

修理戸数は、市内の半壊及び半焼世帯数の3割以内とする。ただし、やむを得ない場合は、県が市町相互間において修理戸数の融通を行う。

(5) 体制の整備

県は住宅の応急修理に関する事務を円滑に行えるよう、建築職員の育成を図るものとする。

4 障害物の除去

(1) 市は、住家に土石、竹木等の障害物が運びこまれ、日常生活を営むことができない被災者のうち自らの資力では除去できない者に対して、障害物の除去を行う。

(2) 県は、市から障害物の除去について応援要請があったときは、他の市町、建築業関係団体、自衛隊などの協力を得て、応援を行う。

5 公営住宅の特例使用

市及び県は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空室を提供することができる。(行政財産の目的外使用許可手続による。)

6 民間賃貸住宅の借上げ

県は、市及び不動産業者関係団体の協力を得て、応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借上げて被災者に提供する。

特に、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、積極的な活用を図るものとする。

7 宅地建物取引業者による民間賃貸住宅の媒介

(公社)香川県宅地建物取引業協会及び(公社)全日本不動産協会香川県本部は、県の協力要請により、会員業者を県に報告し、市は県から会員業者の情報提供を受ける。

また、市は民間賃貸住宅への入居を希望する被災者に会員業者の情報を提供し、被災者から相談のあった会員業者は、民間賃貸住宅を無報酬で媒介する。

【参考資料】

- 2-24 災害時における応急対策業務の実施に関する協定書（建設業協会）
- 2-26 災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書（建設労働組合）
- 2-30 災害時における応急対策活動に関する協定書（香川県造園協会）
- 15- 6 応急仮設住宅の供給に関する基本方針（香川県）
- 15- 7 応急仮設住宅建設候補地

第 2 2 節 社会秩序維持計画

災害時において、社会的な混乱や心理的な動揺等により不測の事態の発生が予想されるので、被災地域を中心として犯罪等の予防、警戒を行う。

主な実施機関	市（危機管理課、総務課、生活環境課、消防団）、自主防災組織、警察、高松海上保安部
--------	--

1 陸上における防犯

（１）警察の活動

警察は、独自に、又は自主防犯組織等と連携し、被災地及び指定避難所等において、パトロールを強化し犯罪の予防、不法行為の取締り等を行うとともに、生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。

（２）消防団、自主防災組織の活動

消防団、自主防災組織は、互いに連携し、被災地及び指定避難所等において、次の事項に留意して、パトロールを実施する。

- ① 居住者のいない被災住宅の防犯
- ② 被災住宅における出火の防止
- ③ 在宅の高齢者、障害者等の支援
- ④ 地域の安全確保

2 海上における防犯

高松海上保安部は海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ災害発生地域の周辺海域に巡視船艇等を配備し、犯罪の予防や取締り等を行う。

【参考資料】

6－ 2 消防団現勢

15－ 9 自主防災組織の現状

第23節 文教対策計画

災害により文教施設・設備が被災し、又は児童生徒等の被災により通常の実施を行うことができない場合、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得て、文教施設・設備の応急復旧、児童生徒等の応急教育等必要な措置を行う。

主な実施機関	市（教育委員会事務局）、県（総務学事課、教育委員会）
--------	----------------------------

1 児童生徒等の安全確保

- (1) 市及び県は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、情報収集に努め、所管する学校に対して必要と思われる情報を伝達し、適切な指導及び支援を行う。
- (2) 校長等は、災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講じる。

① 在校時の場合

災害の状況を的確に判断し、速やかに児童生徒等の避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努める。また、これらの状況を把握した後、速やかに保護者と連絡を取り、引渡し等の適切な措置を講じるとともに教育委員会に報告する。

② 在校時外の場合

登下校時、夜間、休日等に災害が発生したときは、保護者等と連絡を取り、児童生徒等の安否確認及び状況把握に努めるとともに、状況に応じて、教育委員会と連絡のうえ、臨時休校等適切な措置を講じる。

2 学校施設等の応急措置

- (1) 校長等は、管理する施設及び設備が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、教育委員会に被害状況を報告する。
- (2) 報告を受けた教育委員会は、速やかに被害状況を調査し、関係機関への報告等所要の措置を講じ、必要な場合は、施設及び設備の応急復旧を行う。
- (3) 校長等は、可能な範囲で、教職員を動員して、施設及び設備の応急復旧を行うものとする。
- (4) 指定避難所に指定されている施設においては、指定避難所の開設する旨の連絡があった場合には、指定避難所の開設準備に協力するため、学校の担当職員を定め、指定避難所開設に協力する。

3 応急教育の実施

- (1) 市及び県は、応急教育に関する対応を促進するため、所管する学校に対して、適切な指導及び支援を行う。
- (2) 校長等は、児童生徒、教職員等の被災状況、学校施設及び設備の被害及び復旧状況、交通及び通信機関の復旧状況等を考慮して、教育委員会等関係機関と緊密な連携を図り、次により教育活動を再開する。
 - ① 必要な教職員を確保するとともに、応急教育計画を策定し、児童生徒等及び保護者に対して、必要な連絡を行う。

- ② 教育活動の再開に当たっては、児童生徒等の登下校の安全確保に万全を期すよう留意し、指導に当たっては、災害後の健康安全教育及び生活指導に最重点を置くようにする。
- ③ 被災したことにより心理的なストレスを受けた児童生徒等に対して、心のケアを行うよう努める。
- ④ 施設の被害が大きく、児童生徒等を収容しきれないときは、短縮授業、二部授業又は地域の公共施設等を利用した分散授業を行う。場合によっては、家庭学習や他校との合併授業を行う。
- ⑤ 指定避難所に提供したため学校が使えないときは、付近の公共施設や仮校舎等を確保し、速やかに授業の再開に努める。
- ⑥ 他地域へ避難した児童生徒等に対しては、教職員の分担を定め、地域ごとの状況の把握に努め、避難先を訪問するなどして、応急教育を行う。
- ⑦ 災害復旧状況の推移を十分把握し、できるだけ早く平常授業に戻すよう努める。

4 就学援助等

(1) 授業料の減免等

市及び県は、被災した児童生徒等に対して、授業料の減免猶予、育英資金の貸与等適切な措置を講じる。

(2) 学用品の給与

災害救助法が適用された場合、知事から救助の事務の内容及び期間について通知を受けた市は、災害救助法の基準に基づき、学用品の給与を行うものとする。なお、私立学校においては、学校設置者が、災害救助法の基準に基づく学用品の調達から配分までの実際の支給事務を行い、県がとりまとめを行うものとする。

(3) 学校給食の実施

市は、委託業者等の協力を得て、パン、米飯、牛乳等による応急給食を行うとともに、学校給食の正常化のため、速やかに必要な施設及び設備等の応急復旧を行う。

5 文化財の保護

(1) 被災時の応急措置

国・県・市指定文化財の所有者又は管理者は、災害により被害が発生したときは、速やかに市教育委員会を通じて香川県教育委員会に連絡するとともに、香川県教育委員会、関係機関等との協力により、被害の拡大を防ぐための応急措置を講じる。

(2) 被害状況の調査

被害状況の調査は、教育委員会が行う。また、被害の程度によっては、香川県教育委員会が専門の職員等を現地に派遣して行う。

(3) 復旧対策

香川県教育委員会は、教育委員会を通じて、所有者等による復旧計画等について、指導・助言を行う。

6 埋蔵文化財対策

- (1) 教育委員会は、速やかに埋蔵文化財包蔵地における施設等の被害状況から復旧に伴う調査事業量を推定し、香川県教育委員会に報告する。

- (2) 県教育委員会は、この調査事業量を精査し、全事業量を把握するとともに、文化庁に報告する。
- (3) 教育委員会は、埋蔵文化財調査計画を作成し、必要があれば、国及び他の都道府県の支援を得て、埋蔵文化財の発掘調査を行う。

第24節 公共施設等応急復旧計画

道路、河川、港湾などの公共土木施設や病院、社会福祉施設などの公共施設は、住民の日常生活及び社会・経済活動はもとより、災害時の応急対策活動において重要な役割を果たすものであるので、迅速に機能回復に必要な応急措置を行う。

主な実施機関	市（秘書広報課、生活環境課、子育て支援課、障害福祉課、長寿介護課、国保・健康課、農林水産課、商工観光課、都市整備課、市民病院）、県（環境管理課、みどり整備課、廃棄物対策課、健康福祉総務課、子ども政策推進局、障害福祉課、土地改良課、技術企画課、水産課、土木監理課、道路課、河川砂防課、港湾課、都市計画課、病院局県立病院課）、中国四国農政局、四国地方整備局、高松空港事務所、高松空港(株)、高松海上保安部、NHK高松放送局、西日本高速道路(株)、四国旅客鉄道(株)、高松琴平電気鉄道(株)
--------	--

1 道路施設

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、関係機関及び団体等の協力を求め、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能の確保に努める。この場合、被害の拡大が予想され二次災害の可能性のある箇所、緊急輸送道路に指定される路線等を優先する。

2 河川管理施設

- (1) 河川管理者は、その管理する河川について、早急に被害状況を把握し、河川管理施設が被災したときは、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を図るとともに、被災施設の重要度等を勘案し、緊急度の高い箇所から速やかに応急復旧を行う。
- (2) ダム施設等が被害を受けたときは、必要に応じて、市、警察署等に状況を連絡するなど、二次災害の防止に努める。
- (3) 河川管理者は、南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合は直ちに、水門、陸閘等の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講じる。

3 港湾及び漁港施設

- (1) 管理者は、その管理する港湾又は漁港について、早急に被害状況を把握し、速やかに施設の応急復旧、障害物の除去等を行う。この場合、緊急輸送に必要な岸壁等については、海上輸送路の確保のため優先して応急復旧を行う。
- (2) 高松海上保安部を含む航路標識の管理者は、航路標識が破損し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるとともに、必要に応じて、応急標識の設置に努める。
- (3) 管理者は、南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合は、操作する者の安全が確保できる場合のみ水門、陸閘等の閉鎖を行う。工事中の場合は工事の中断等の措置を講じる。

4 海岸保全施設

- (1) 海岸管理者は、その管理する海岸について、早急に被害状況を把握し、海岸保全施設が被災したときは、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を図るとともに、被災施設の重要度等を勘案し、緊急度の高い箇所から速やかに応急復旧を行う。
- (2) 海岸管理者は、南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合は、操作する者の安全が確

保できる場合のみ水門、陸閘等の閉鎖を行う。工事中の場合は工事の中断等の措置を講じる。

5 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設

県は、土砂災害防止施設について、早急に被害状況を把握し、危険性が高いと判断されるときは、関係機関や住民に周知するとともに、応急工事を行う。

6 治山、林道施設

市及び県は、治山施設、林道施設について、災害発生後速やかに被害状況の調査を行い、必要に応じて応急復旧を行う。

7 公園施設

公園管理者は、公園施設について、災害発生後速やかに被害状況の調査を行い、必要に応じて応急復旧を行う。

8 鉄道施設

鉄道事業者は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、速やかに応急復旧を行い、輸送業務の早期復旧を図る。

また、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等において、運行停止等の運行上必要な措置を講じる。

9 空港施設

(1) 高松空港事務所及び高松空港㈱は、空港の基本施設、管制施設、航空保安施設等について、早急に被害状況を把握し、緊急輸送の拠点空港としての最低限の機能を確保するため、応急復旧を行う。

(2) 高松港湾・空港整備事務所は、高松空港事務所及び高松空港㈱と協力して被害状況を把握するとともに、必要に応じて、空港の機能回復のため滑走路等の応急復旧を行う。

10 病院、社会福祉施設等公共施設

市及び県は、その所管する施設に関する被害情報等を把握するとともに、施設管理者に対して、災害時における施設の機能確保及び利用者等の安全確保のため、必要な応急措置、応急復旧等について指導を行う。

11 廃棄物処理施設

(1) 市は、災害による施設の被害を抑えるとともに、迅速な応急復旧を図るため、施設の安全強化、応急復旧体制、広域応援体制の整備、十分な大きさの仮集積場・処分場の候補地の選定等を行うとともに、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るよう努める。

(2) 市は、一般廃棄物処理施設の被害状況の調査、施設の点検を行い、処理機能に支障がある

もの、二次災害のおそれがあるものなどについては、速やかに応急復旧を行う。

- (3) 県は、産業廃棄物処理施設について、必要に応じて、擁壁、水処理施設、焼却炉等の被害状況の調査や漏出水等の検査を行い、施設設置者に対して、廃棄物の飛散及び流出の防止、二次災害の防止、周辺環境の汚染防止等が図られるよう、必要な指導、助言を行う。

また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給の拠点としても活用するよう努める。

1 2 放送施設

- (1) 放送事業者は、放送施設、設備等の被害状況を早急に把握し、必要に応じて応急復旧、仮設放送施設の設置等を行い放送の確保を図る。

- (2) 放送事業者は、市、県等と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、防災関係機関や住民等及び観光客等が円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努めるとともに、聴覚障害者等の情報入手に資するため、テレビにおける字幕放送の活用にも努める。

また、市、県等から放送要請があったときは、状況に応じて臨時ニュースを挿入し、又は通常番組を中断し特別番組へ切り替えるなどの対応を行う。

- (3) 市は、CATVの放送施設及び設備等の被害状況を早急に把握し、必要に応じて応急復旧、仮設放送施設の設置等を行い放送の確保を図る。また、状況に応じて臨時ニュースを挿入し、又は通常番組を中断し特別番組へ切り替えるなどの対応を行う。

1 3 海域関連施設

市は、津波により大量のごみや流木が海に流出したときは、情報を的確に把握し、迅速に回収、処理できるよう、県及び国と役割分担について連絡調整を行う。

【参考資料】

- 2-6 災害時における情報交換及び支援に関する協定（四国地方整備局）
- 2-24 災害時における応急対策業務の実施に関する協定書（建設業協会）
- 2-25 災害時における応急復旧に関する協定書（上下水道工事業組合）
- 2-26 災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書（建設労働組合）
- 2-27 災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書（電気工事工業組合）
- 2-28 災害時の協力に関する協定書（四国電力）
- 2-29 災害時におけるLPガス等の調達に関する協定書（香川県LPガス協会）
- 2-30 災害時における応急対策活動に関する協定書（香川県造園協会）

第25節 ライフライン等応急復旧計画

電気、通信サービス、上下水道等は、日常生活及び産業活動に欠くことのできないものである
ので、地震・津波によりこれらの施設及び設備が被害を受けたときでも、これらの供給を円滑に
実施するため、迅速に必要な応急措置を行う。

主な実施機関	市（下水道課、秘書広報課）、県（下水道課）、香川県広域水道企業団、四国地方整備局、中国四国産業保安監督部四国支部、（独）水資源機構、四国電力(株)香川支店、NTT 西日本(株)香川支店、(株)NTT ドコモ四国支社、KDDI(株)四国支店、NTT コミュニケーションズ(株)、ソフトバンク(株)
--------	---

1 電気施設

- （１）電気事業者は、災害が発生したとき、早急に被害状況を把握し、復旧の難易度等を勘案して、病院、公共機関、指定避難所等の緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。
- （２）電気事業者は、電源の確保のためにとるべき必要な措置を講じるとともに、感電事故、漏電による火災など二次災害を防止するため、電気施設及び電気機器の使用について、次の内容の広報を行うとともに、報道機関等の協力を得て、電気施設等の被害状況、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安等を周知する。
 - ① 垂れ下がった電線には、絶対にさわらない。
 - ② 避難するときは、ブレーカー又は開閉器を必ず切る。
 - ③ 屋内配線、電気器具等を再使用するときは、必ず絶縁状態等の安全確認を行う。
- （３）災害時においても、原則として電気の供給を継続するが、強風、浸水等により危険と認められるとき、又は二次災害の危険が予想され警察、消防機関等から要請があったときは、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

2 電気通信施設

- （１）電気通信事業者は、災害が発生したとき、早急に被害状況を把握し、病院、公共機関、報道機関、指定避難所等の緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。また、応急復旧は、復旧工事に要する要員、資機材、輸送手段等を最優先で確保して行うとともに、必要に応じて、災害対策用機器等を使用して仮復旧を行う。
- （２）電気通信事業者は、災害時において、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図るため、必要に応じて次の措置を講じる。
 - ① 臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置を講じる。
 - ② 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、臨時に利用制限の措置を講じる。
 - ③ 非常緊急通話又は非常緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取扱う。
 - ④ 災害救助法が適用されたときなどには、指定避難所に臨時公衆電話の設置に努める。
- （３）電気通信事業者は、報道機関等の協力を得て、通信の途絶又は利用制限の状況、電気通信施設等の復旧状況、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安等について、広範囲に渡って広

報活動を行う。

- (4) 電気通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国（総務省）を通じて国の非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請するものとする。

3 水道施設

- (1) 水道事業者は、災害が発生したとき、その管理する施設について早急に調査を行い、水道の各施設（貯水、取水、導水、浄水、送水、配水施設等）ごとに被害状況を把握し、二次災害の発生の防止又は被害の拡大防止のため、速やかに次の応急措置を行うとともに、関係機関等に状況を報告する。

- ① 取水塔、取水堰等の取水施設及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じたときは、必要に応じて、取水、導水の停止又は減量を行う。
- ② 送、配水管路の漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を行う。また、管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、配水調整を行う。
- ③ 倒壊家屋、焼失家屋や所有者が不明な給水装置の漏水については、止水栓により閉栓する。

- (2) 水道事業者は、水道施設に被害が生じたときは、次の応急復旧を行う。

- ① 取水、導水施設の被害については、最優先で復旧を行う。
- ② 浄水施設の被害については、施設の機能と復旧効果とを勘案して、重要なものから速やかに復旧を行う。また、管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、配水調整を行う。
- ③ 管路の被害については、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場、送水施設等の運用状況等を考慮して、配水のために最も有効な管路から順次復旧する。また、資機材の調達、復旧体制、復旧の緊急度等を勘案し、仮配管、路上配管等の仮復旧を行う。
- ④ 給水装置の復旧については、その所有者等から修繕申込みがあったものについて住民生活への影響を考えて、緊急度の高い指定避難所や医療機関、冷却水を必要とする発電所等は優先して行う。
- ⑤ 被害が甚大で広範囲に及ぶ場合などにおいては、他事業者との広域的な応援体制や民間団体からの協力体制を活用し、早期の復旧に努める。

- (3) 市及び県は、水道事業者の復旧活動に必要な応じて協力する。

- (4) (独) 水資源機構は、災害が発生したとき、早急に被害状況を把握し、関係機関に状況を連絡するとともに、必要に応じて応急復旧を行う。

- (5) 水道事業者は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

4 下水道施設

市は、災害が発生したとき、下水道等の構造等を勘案して、速やかに、下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる等、その管理する施設について、早急に被害状況を把握し、適切な応急復旧を行う。

- (1) 応急復旧は、施設の重要性、二次災害の可能性などを考慮し、緊急度の高いものを優先する。
- (2) 管渠施設が被災したときは、速やかに住民、関係機関等へ周知し、また、防護柵等を設置して、道路交通への危険を回避するとともに、管渠の閉塞、漏水などに対して、下水道機能の維持に必要な応急復旧を行う。
- (3) ポンプ場、終末処理場等が被災したときは、速やかに応急復旧を行い、また、自家発電設備等を運転して、機能の維持及び復旧に努める。また、施設からの漏水や薬品、消火ガスなどの漏洩は、二次災害につながるおそれがあるため、優先的に点検して、安全を確認する。施設が被災したときは、速やかに住民、関係機関等へ周知するとともに、適切な措置を講じる。
- (4) 市は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

【参考資料】

- 2-25 災害時における応急復旧に関する協定書（上下水道工事業組合）
- 2-27 災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書（電気工事工業組合）
- 2-28 災害時の協力に関する協定書（四国電力）
- 2-29 災害時におけるL Pガス等の調達に関する協定書（香川県L Pガス協会）

第26節 農林水産関係応急対策計画

地震による農林水産関係被害を最小限にとどめるため、農業用施設、農作物、家畜等に対して、的確な応急対策を行う。

主な実施機関	市（農林水産課）、県（みどり整備課、農政課、農業経営課、農業生産流通課、畜産課、土地改良課、農村整備課、水産課）
--------	--

1 農業用施設等に対する応急措置

各施設管理者は、地震発生後速やかに各管理施設の緊急点検を行い、被害状況を把握し、必要に応じて、速やかに応急復旧を実施し、農業用施設等の機能回復に努める。

2 農作物に対する応急措置

- （1）県は、被害の実態に応じて、市、香川県農業協同組合等農業団体と協力して、災害対策に必要な技術指導を行う。
- （2）県は、香川県種子協会に対して、転用種子などの再播種用種子の確保について指導するとともに、果樹や野菜など園芸種苗の確保に努める。

3 畜産に対する応急措置

- （1）県は、市、畜産関係団体の協力を得て、家畜及び畜舎の被害状況を把握するとともに、災害時の家畜の管理について地域の実情に応じた指導を行う。
- （2）県は、家畜伝染病の発生のおそれがあるときは、市、畜産関係団体等の協力を得て、必要に応じ家畜等の消毒、予防注射等を行う。また、家畜伝染病が発生したときは、家畜等の移動を制限する等の措置を講じる。

4 林産物に対する応急措置

- （1）県は、市、森林組合等の協力を得て、種苗生産者、森林所有者に対して、被災苗木、森林に対する措置等の技術指導を行う。
- （2）県は、市、森林組合等の協力を得て、森林所有者に対し風倒木の円滑な搬出、森林病虫害等の防除等について、必要な技術指導を行う。

5 水産物に対する応急措置

- （1）市は、漁業協同組合等の協力を得て、水産物及び水産施設の被害状況を把握するとともに、二次災害を防止するため必要な指示又は指導を行う。
- （2）県は、市、漁業協同組合等の協力を得て、被害の状況に応じ水産物生産者、団体等の応急対策について指導助言を行う。

第 2 7 節 二次災害防止対策計画

地震・津波発生時の被害を最小限にとどめるため、余震又は降雨等による水害・土砂災害や余震による建築物、構造物の倒壊等に備え二次災害防止施策を講じる。

主な実施機関	市（危機管理課、総務課、生活環境課、都市整備課、農林水産課）、県（環境管理課、みどり整備課、土地改良課、河川砂防課、建築指導課）、香川労働局
--------	--

1 土砂災害対策

市及び県は、余震又は降雨等による二次災害を防止するため、砂防ボランティア等により急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所等の斜面判定を行う。その結果、危険度が高いと判断された箇所について、関係機関や住民に周知を図るとともに、必要な応急対策を行う。

県は、地すべりによって重大な土砂災害の急迫した危険が予想される場合は、緊急調査を実施し、土砂災害が想定される区域及び時期に関する情報を関係市町に通知し、あわせて住民に周知する。

また、市は、災害の発生のおそれがあるときは、速やかに適切な避難対策を行う。

2 被災建築物等への対応

(1) 市は、被災した建築物や被災宅地等について、余震による倒壊や物の落下等の二次災害を防止するため、応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士等により応急危険度判定を行い、県は、各判定士の派遣等により、積極的に市の活動を支援する。その結果、危険度が高いと判断されたものについては、建築物や宅地への立入制限をする等の適切な二次災害防止対策を行う。

(2) 住民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、倒壊、附属物の落下等の危険がある建築物又は工作物による被害の発生又は拡大を防ぐため、速やかに危険建築物等から避難し、又は危険建築物等に近づかない。また、その場合において、危険建築物等の所有者又は管理者は、必要に応じて当該危険建築物等が危険である旨の表示を行うよう努める。

(3) 県及び香川労働局は、被災により損壊した建築物の解体撤去工事等において生じる、石綿の飛散を防止するため、当該建築物等の所有者及び解体工事事業者等に対し、関係法令及び災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル等に基づき、飛散防止等環境保全対策を実施するよう指導する。

3 高潮、波浪等の対策

市、県等は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、その管理する海岸保全施設等の点検を行い、応急工事など必要な応急対策を行うとともに、市は、災害の発生のおそれがあるときは、速やかに適切な避難対策を行う。

4 環境汚染への対策

県は、有害物質の漏洩による環境汚染を防止するため、必要に応じて、大気汚染の調査や公

共用水域における水質汚濁の調査を行うとともに、その結果に基づき、大気汚染、水質汚濁の発生源である事業者に対して、有害物質の飛散及び流出の防止、周辺環境の汚染防止等の措置を講じるよう指導、助言を行う。

また、必要に応じて、市を通じて、周辺地域の住民に対して、大気汚染、水質汚濁に関する情報の提供を行う。

【参考資料】

- 3－ 1 河川重要水防区域
- 3－ 5 浸水想定区域図（津田川水系津田川）
- 3－ 6 浸水想定区域図（鴨部川水系鴨部川）
- 3－ 7 浸水想定区域内に位置する災害時要配慮者利用施設
- 3－ 8 海岸・港湾・漁港重要水防区域
- 3－ 9 ため池重要水防区域
- 3－10 急傾斜地崩壊危険箇所
- 3－11 土石流危険渓流
- 3－12 地すべり危険箇所
- 3－13 土砂災害警戒区域
- 3－14 土砂災害警戒区域に位置する災害時要配慮者利用施設
- 3－15 高堰堤
- 3－16 水門・ポンプ場・排水機場
- 3－17 山腹崩壊危険地区
- 3－18 崩壊土砂流出危険地区

第 2 8 節 危険物等災害対策計画

地震・津波により危険物、高压ガス、火薬類、毒物劇物等の施設に事故が発生し、又は発生するおそれがあるとき、地域住民、従業員等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

主な実施機関	市（危機管理課、総務課、消防団）、消防本部、県（危機管理課、環境管理課、薬務感染症対策課）、香川労働局、警察、中国四国産業保安監督部四国支部、高松海上保安部
--------	--

1 事業者の応急対策

- （１）地震・津波発生時には速やかに関係施設の緊急点検を実施し、危険物等による事故が発生するおそれがあるときは、直ちに、市、警察等に通報するとともに、事故の発生又は拡大防止のための応急措置を講じ、事故状況等を関係機関に連絡する。
- （２）大規模な事故が発生したときは、災害の拡大の防止のため、速やかに的確な応急措置及び応急点検等必要な対策を講じる。
- （３）事故に伴い火災が発生したときは、速やかに状況を把握し、消防機関と協力して自衛消防組織等により迅速に消火活動を行う。

2 市及び消防本部の応急対策

- （１）市及び消防本部は、地震・津波により危険物等災害が発生したときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。
- （２）市及び消防本部は、事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、速やかに状況を把握し、消火活動、救助・救急活動を行う。
- （３）市及び消防本部は、負傷者が発生したときは、市内の医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- （４）市及び消防本部は、事故発生地及びその周辺地域の住民等の避難誘導を行うとともに、必要に応じて、指定避難場所等において食料、飲料水等を提供する。
- （５）市及び消防本部は、危険物等関係施設に事故が発生したときは、危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、事業者に対する応急措置命令、施設の緊急使用停止命令等の適切な応急対策を講じる。
- （６）被害の規模が大きく、市及び消防本部で対処できないときは、県又は他の市町に応援を要請する。また、必要に応じて、県に対して、自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

3 県の応急対策

- （１）地震・津波により危険物等災害が発生したときは、関係機関等に通報するとともに、防災ヘリコプター等を利用して、情報収集を行う。また、危険区域を指定して警察、市等と協力し、交通遮断、緊急避難等の必要な措置を講じる。
- （２）市の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに、市からの要請により他の市町に応援を要請する。

- (3) 必要に応じて、防災関係機関、他の都道府県等に応援を要請するとともに、関係機関の実施する応急対策活動の調整を行う。
- (4) 高圧ガス施設等に事故が発生したときは、関係機関と密接な連携をとり、施設等の使用一時停止、貯蔵・移動・消費等の一時禁止等の緊急措置を命じる。
- (5) 火薬施設等に事故が発生したときは、関係機関と密接な連携をとり、施設の使用停止、火薬の運搬停止等の緊急措置を命じる。
- (6) 毒物劇物施設に事故が発生し、毒物劇物が飛散漏えい又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又はそのおそれがあるときは、施設等の管理者に対して危害防止のため必要な措置を講じるよう指示する。
- (7) 危険物等災害の発生により周辺環境に影響がある場合は、環境モニタリング等による情報収集を行う。

4 警察の応急対策

- (1) 地震・津波に伴い危険物等災害が発生したときは、必要に応じて、警察ヘリコプター等を利用して、事故の状況、被害の規模等を把握し、関係機関に通報する。
- (2) 事故発生地及びその周辺地域において、立入禁止区域を設定するとともに、住民等に対する避難指示、誘導等を行う。
- (3) 関係機関と連携し、被災者等の救出救助活動を行うとともに、死者が発生したときは遺体の収容、捜索、処理活動等を行う。
- (4) 必要に応じて、事故発生地及びその周辺の交通規制を行う。

5 高松海上保安部の応急対策

- (1) 地震・津波により危険な物質等による海上災害が発生したときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、関係機関に通報する。
- (2) 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限もしくは禁止を行う。
- (3) 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。
- (4) 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

6 香川労働局の応急対策

- (1) 地震・津波により危険物等災害が発生したときは、事故の状況、被害規模等を把握し、関係機関に通報する。
- (2) 労働災害発生の緊迫した危険があるときは、作業の中止、労働者の退避及び当該作業場所等へ関係者以外の立ち入ることを禁止するために必要な指導を行う。
- (3) 作業再開について労働災害防止のために必要な指導を行う。
- (4) 作業を再開することにより、同種災害を発生させる危険があるときには、作業の停止措置を行う。

7 中国四国産業保安監督部四国支部の応急対策

- (1) 地震により危険物等災害が発生した時は、事故の状況、被害の規模等を把握し、関係機関に通報する。

- (2) 高圧ガス施設等又は火薬施設等に事故が発生し、公共の安全の維持又は災害の発生等の防止のため緊急の必要があると認められるときは、関係機関と密接な連携をとり、施設の使用一時停止等の緊急措置命令に係る対応を行う。
- (3) 必要と認めるときは、企業に対し、保安上必要と認められる事項について、改善を指導する。

【参考資料】

- 4ー 1 危険物施設
- 4ー 2 高圧ガス関係事業所
- 4ー 3 火薬類関係営業者
- 4ー 4 毒物劇物営業者
- 4ー 5 毒物劇物製造所等の地震対策指針

第29節 ボランティア受入計画

災害時においてボランティアが救援活動等で大きな役割を果たすことから、その活動が円滑かつ効率的に行えるよう、ボランティアの受付、調整等必要な支援活動を行う。

主な実施機関	市（危機管理課、福祉総務課）、社会福祉協議会、県（男女参画・県民活動課、危機管理課、健康福祉総務課）、香川県社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部
--------	---

1 受入体制の整備

- （１）市は、災害が発生したとき、県を通じて、速やかに香川県社会福祉協議会及び日本赤十字社香川県支部にボランティア活動の必要性の有無について判断するための被災状況等の情報を提供する。
- （２）社会福祉協議会は、災害が発生したとき、ボランティアを受け入れるための災害ボランティアセンターを設置するものとする。
- （３）香川県社会福祉協議会及び日本赤十字社香川県支部は、被災状況に応じて香川県災害ボランティア支援センターを設置し、被災地での状況調査等の情報を収集するとともに関係団体、機関の連携協力のもと社会福祉協議会が設置した災害ボランティアセンターの活動を支援する。
- （４）市及び県は、ボランティア活動に関する情報提供の窓口を設け、香川県災害ボランティア支援センターの設置及び災害ボランティアセンターの活動等について協力するとともに、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているＮＰＯ・ボランティア等との連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努め、またボランティアの生活環境について配慮するものとする。
- （５）市は、ボランティア活動又はその支援活動の拠点となる災害ボランティアセンターへの施設、設備等の提供のほか、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努めるとともに、活動に必要な資材の調達等の支援活動を行う。

2 ボランティアの受入方法

- （１）災害ボランティアセンターは、ボランティアの受け入れ態勢が整い次第、災害ボランティアセンターの設置の周知及びボランティア募集を呼びかけるとともに、香川県災害ボランティア支援センターに情報提供を行う。
- （２）香川県災害ボランティア支援センターは、災害ボランティアセンターからの情報提供を受け、報道機関、ホームページなどを通じて、災害ボランティア活動の広報を行うとともに、関係団体に協力を呼びかける。
- （３）災害ボランティアセンターは、被災地のニーズの把握に努め、ボランティア活動に参加を希望する個人又は団体を受け付け、被災地の支援活動を行う。

3 ボランティアの活動分野

災害時の災害ボランティアの活動は、次のとおりとする。

(1) 香川県災害ボランティア支援センターの主な役割

- ① 災害ボランティア情報の収集、発信
- ② ボランティアと県等との仲介、調整
- ③ 活動資材の調整
- ④ 災害ボランティアセンターへの支援
- ⑤ その他円滑な災害ボランティア活動のための支援業務等

(2) 災害ボランティアセンターの主な役割

- ① 被災地のボランティアニーズの把握
- ② 被災地へのボランティアの派遣
- ③ ボランティア情報の収集、発信
- ④ ボランティアと市等との連絡、調整
- ⑤ 災害ボランティアへの対応
- ⑥ その他円滑なボランティア活動のための支援業務等

4 その他ボランティアへの対応

- (1) 砂防、危険度判定、外国語通訳など専門知識、技術を有する専門ボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が中心となって、受入、派遣等に係る調整を行う。
- (2) 香川県災害ボランティア支援センター及び災害ボランティアセンターを窓口として全国規模の災害ボランティアネットワークと連携し、その機能の積極的な活用を図り、被災地の情報発信や各種の協力要請などを行う。

第30節 要配慮者応急対策計画

災害時において、高齢者、障害者、難病患者、小児慢性特定疾病児童、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者の安全確保を図るため、市、県及び防災関係機関は、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、年齢、性別、障害の有無といった要配慮者の事情から生じる多様なニーズに十分配慮した応急活動を行う。

主な実施機関	市（危機管理課、総務課、秘書広報課、福祉総務課、子育て支援課、障害福祉課、長寿介護課、国保・健康課、学校教育課）、消防本部、県（国際課、危機管理課、健康福祉総務課、長寿社会対策課、子ども政策推進局、障害福祉課）、警察、社会福祉協議会
--------	--

1 高齢者、障害者、難病患者等対策

- （１）市は、災害が発生したとき、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、直ちに避難行動要支援者名簿を効果的に利用して、避難行動要支援者の安否確認、被災状況等の把握に努める。
- （２）市は、難病患者への対応のため、県との連携を図る。
- （３）市は、援護が必要な者を発見したときは、医療機関や指定避難所への移送、施設への緊急入所などの措置を行う。また、居宅での生活が可能な者については、居宅サービスニーズの把握等を行う。
- （４）市及び県は、関係団体等の協力を得ながら、居宅、指定避難所、仮設住宅等で生活している援護が必要な高齢者、障害者、難病患者等への医療やホームヘルプサービス、デイサービスなどの居宅サービスを早急に開始できるよう努める。また、車椅子、障害者用携帯便器など必要な機器や物資の提供に努める。
- （５）市は、被災により、居宅、避難施設等では生活できない高齢者、障害者、難病患者等については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。
- （６）市及び県は、災害に関する情報、生活関連情報等が高齢者、障害者、難病患者等に的確に伝わるよう、掲示板、ファクシミリ等の活用、報道機関等の協力による新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等の利用など、情報伝達手段を確保する。手話奉仕員、点訳奉仕員、要約筆記奉仕員等の確保に努める。

2 児童対策

- （１）市は、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力等により、要保護児童を発見したときの保護及び子ども女性相談センター等への通報についての協力を呼びかける。
- （２）市は、被災により保護を必要とする児童を発見したときは、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童福祉施設での受入や里親の委託等の保護を行う。
- （３）県は、被災した児童の心的外傷後ストレス障害等に対応するため、子ども女性相談センター等においてメンタルヘルスケアを行う。
- （４）市及び県は、関係団体等の協力を得ながら、被災により保護者が災害復旧等を行うため一

時的に保育が必要な児童等を保育所等において保育できるよう、緊急一時保育の実施体制の整備に努める。

3 外国人対策

- (1) 市は、必要と認められるときは、外国語のボランティア等の協力を得て、外国人の安否確認、避難誘導等を行う。
- (2) 市及び県は、報道機関等の協力を得て、被災した外国人に対して、災害に関する情報、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
情報等の提供に当たっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることに配慮する。
- (3) 市は、指定避難所等に相談窓口等を開設し、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳などのニーズを把握する。
- (4) 県は、市からの要請等に応じて、他の市町、他県、関係団体等に通訳者、語学ボランティア等の派遣を要請するものとする。
- (5) 県は、市からの報告に基づき、在県外国人の安否情報の取りまとめを行い、必要に応じて、国や在日各国大使館等に情報の提供を行う。

4 社会福祉施設等の対応

- (1) 社会福祉施設等は、公共的機関として、利用者の安全確保を図ることはもとより、避難施設としての機能を求められるため、市、県等の協力を得て、早急に施設機能の回復を図るとともに、ボランティア等との連携のもとに、可能な限り余裕スペース等を利用して、高齢者、障害者、難病患者等の緊急一時受入れを行う。
- (2) 市及び県は、ライフラインの優先的復旧、水、食料、生活必需品等の補給、マンパワーの確保など、社会福祉施設等の機能維持に努める。

5 香川県災害派遣福祉チーム（DWA T）

- (1) 県は、次の派遣基準に基づき、香川県社会福祉協議会に対し、香川県災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣を要請する。
 - ① 県内で大規模災害が発生した場合であって、県がDWA Tを派遣する必要があると認めるとき。
 - ② 県内で大規模災害が発生した場合であって、被災地の市町から県にDWA Tの派遣要請があったとき。
 - ③ 県外で大規模災害が発生した場合であって、国又は被災地の都道府県から県にDWA Tの派遣要請があったとき。
 - ④ その他、特に必要があると認めるとき。
- (2) DWA Tは、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の指定避難所等における福祉の向上及び災害二次被害の防止を目的として、次の業務を行うこととする。
 - ① 指定避難所等の福祉ニーズ把握
 - ② 要配慮者のスクリーニング
 - ③ 要配慮者からの相談対応

- ④ 介護を要する者への応急的な支援
- ⑤ 避難環境の整備

6 配慮すべき事項

市及び県は、要配慮者対策を行うに当たって、次の事項について特に配慮する。

- (1) 多様なメディアによる手話通訳、外国語通訳等を活用したきめ細やかな情報提供
- (2) 自主防災組織、民生委員、児童委員、住民の協力による避難誘導
- (3) 条件に適した避難所の提供や社会福祉施設等への緊急入所等対象者に応じた対応
- (4) おむつ、補装具等生活必需品や粉ミルク、やわらかい食品等食事についての配慮
- (5) 手話通訳者や要約筆記ボランティア等の協力による生活支援
- (6) 巡回健康相談、栄養相談等の重点実施や継続的なこころのケア対策の実施
- (7) 医療福祉等総合相談窓口の設置
- (8) 津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討

【参考資料】

- 2-21 災害時における要援護障害者の緊急受入れに関する協定書（長尾福祉会 外）
- 3- 7 浸水想定区域内に位置する災害時要配慮者利用施設
- 3-14 土砂災害警戒区域に位置する災害時要配慮者利用施設
- 7- 5 津田川・鴨部川浸水想定区域内の要配慮者利用施設への情報伝達系統図
- 7- 6 土砂災害警戒区域への情報伝達系統図
- 7- 7 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設への情報伝達系統図
- 9- 3 栄養相談・指導活動体系図
- 9- 4 精神保健活動体系図
- 12- 3 避難勧告等の判断基準
- 12- 4 さぬき市避難行動要支援者避難支援計画【全体計画】
- 15- 9 自主防災組織の現状

第 3 1 節 被災動物の救護活動計画

災害時には、動物の飼い主が、飼っている動物とともに指定避難所等に同行避難して来たり、飼い主とはぐれたり、負傷した動物など被災動物が多数生じることが予想される。

地震・津波時に動物に起因する混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、動物の飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、指定避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう、県等関係機関や（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力して、飼い主への支援及び被災動物の救護活動を実施する。

主な実施機関	市（生活環境課、農林水産課）、県（生活衛生課、保健所、畜産課）、中国四国地方環境事務所、（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等
--------	---

1 同行避難した動物の適正飼養対策（飼い主の役割）

災害時に指定避難所等へ動物と同行避難した飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、指定避難所等ごとに作成したルールと指定避難所等の責任者の指示に従い、その運営に協力するとともに、その地域で一時保護された飼い主不明の動物も含め、飼い主同士で協働して飼養管理するよう努める。

2 特定動物対策

特定動物（危険な動物）の飼い主は、災害発生時には、自身の安全を確保した上で、当該動物が脱出していないか確認し、万一脱出した場合には、直ちに、捕獲措置を講じるとともに、関係機関に通報し、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するための必要な措置をとるよう努める。

県は、災害発生時に、特定動物の飼い主に対して、特定動物に関する情報の収集や発信を行い、関係機関と連携しながら当該動物に係る危害発生の防止を図る。

3 指定避難所等における動物の適正飼養対策

市は、県等と協力して、指定避難所等での被災動物に関する情報収集及び情報発信に努め、指定避難所全体での動物に関する理解を求めるための周知や、指定避難所等で動物が適正に飼養できるための必要な措置をとるよう努める。

県は、指定避難所等に飼っている動物とともに同行避難した飼い主に対して、動物愛護や動物由来感染症予防等の観点から適正飼養についての指導、助言を行ない、（公社）香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協力して、動物の飼い主や、指定避難所設置主体に対して支援を行なう。

4 被災動物救護活動対策

市は、県と連携を図り、指定避難所等を通じて、住民への被災動物救護活動に関する情報収集及び情報提供を図る。

また、県は、災害時には、（公社）香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協働して、指定避難所等に同行避難した、あるいは飼い主とはぐれ、又は負傷した被災動物に対して、

それぞれが役割分担して救護活動できるよう協力、支援する。

第32節 水防活動計画

津波による災害が発生し、又は発生が予想されるときは、これを警戒し、防御し、また、これによる被害を軽減するため、水防活動を行う。

主な実施機関	市（危機管理課、総務課、都市整備課、農林水産課、下水道課）、県（土地改良課、水産課、河川砂防課、港湾課）、四国地方整備局
--------	--

1 水防活動

- （１）市及び県は、それぞれの水防計画において、津波に係る水防活動についてすみやかに定める。
- （２）河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、河川に関する情報の提供など市が行う水防のための活動に協力するものとする。
- （３）市は、津波災害の発生が予想されるときは、（１）で定める水防計画により水防体制をとる。
- （４）河口部・海岸部の水門・閘門の管理者は、津波災害の発生が予想されるときは、水防計画に定めるところにより適切な操作を行い、被害の軽減、防止に努める。
- （５）津波の発生時における水防活動に従事する者は、自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。
- （６）津波に係る水防活動にあたっては、自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導等の活動を実施する。

【参考資料】

- 3－ 4 津波又は高潮に関する水防警報河川及び海岸
- 3－ 8 海岸・港湾・漁港重要水防区域
- 3－16 水門・ポンプ場・排水機場
- 5－ 3 潮位観測所
- 5－ 5 海象観測局
- 6－ 5 水防倉庫等の現況
- 6－ 6 防災資機材保有状況
- 6－ 7 大川広域消防本部資機材保有状況
- 6－ 8 香川県防災資機材保有状況
- 6－ 9 香川県防災資機材運用要綱

第4章 災害復旧計画

第1節 復旧復興基本計画

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、地方公共団体が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

また、被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、公共施設管理者の意向等を勘案しながら、関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中長期的課題の解決を図る計画的復興のいずれかにするか検討を行い、よりよい地域社会を目指した復旧・復興の基本方針を定める。

主な実施機関	市（全部局）、県（全部局）、防災関係機関
--------	----------------------

1 原状復旧

- (1) 市、県及び防災関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画等を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。
- (2) 市、県及び防災関係機関は、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本とするが、再度の災害を防止する観点等から、可能な限り改良復旧を行う。
- (3) 県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた市町から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して、円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の執行に支障のない範囲で、当該市に代わって工事を行う。
- (4) 県は、特定大規模災害等を受けた場合、必要に応じて、国（国土交通省）に、権限代行制度による支援を要請するものとする。
- (5) 県は、地震による地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所については、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。

2 計画的復興

- (1) 市及び県は、大規模な災害により壊滅的被害を受けた被災地の再建については、都市構造や産業基盤等の改変を伴う高度かつ複雑な大事業となることから、この事業を円滑かつ速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関と調整しながら計画的に復興を進める。また、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、作成した復興計画に基づき、市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。なお、復興計画の作成に際しては、地域コミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみて、その維持・回復や再構築に十分配慮するとともに、復旧復興のあらゆる場に女性や障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

- (2) 市及び県は、復興のため市街地の調整改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、地震・津波に強いまちづくりについてできるだけ速やかに住民の合意を得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
- (3) 市及び県は、地震・津波に強いまちづくりに当たっては、必要に応じて、避難路、避難場所（津波避難ビルを含む。）、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの耐震化等、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。
- (4) 市及び県は、被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興事前準備の取組みを推進するものとする。
- (5) 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、市、関係行政機関、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第2節 公共施設等災害復旧計画

被災した公共施設の管理者は、応急措置を講じた後に、各施設の原形復旧に併せて再度災害の防止のため必要な施設の新設又は改良を行う事業計画を立て、早期に復旧事業が完了するよう努める。

主な実施機関	市（全部局）、県（全部局）、香川県広域水道企業団
--------	--------------------------

1 災害復旧事業の種別

市は、管理する公共施設の被害の程度を十分調査、検討し、おおむね次の災害復旧事業計画を速やかに作成する。

（１）公共土木施設災害復旧事業計画

①河川 ②海岸 ③砂防設備 ④林地荒廃防止施設 ⑤地すべり防止施設
⑥急傾斜地崩壊防止施設 ⑦道路 ⑧港湾 ⑨漁港 ⑩下水道 ⑪公園

（２）農林水産業施設災害復旧事業計画

（３）都市災害復旧事業計画

（４）水道施設災害復旧事業計画

（５）公営住宅災害復旧事業計画

（６）社会福祉施設災害復旧事業計画

（７）公立医療施設災害復旧事業計画

（８）公立学校施設災害復旧事業計画

（９）その他の災害復旧事業計画

2 災害復旧事業に係る資金の確保

市は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、国庫補助の申請、起債の協議又は許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について所要の措置を講じ、災害復旧事業の早期実施が図られるようにする。

3 激甚災害の指定

県は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の指定対象となる激甚災害が発生した場合には、速やかに被害の状況を調査し、早期に激甚災害の指定を受け、災害復旧が円滑に行われるようにする。

市は、県が行う激甚災害に関する調査等について協力する。

第3節 被災者等生活再建支援計画

被災者等の生活再建が速やかに図られるよう、生活相談、災害弔慰金等の支給、生活資金等の貸付、租税の徴収猶予及び減免、雇用対策など必要な措置を講じる。

主な実施機関	市（危機管理課、総務課、秘書広報課、政策課、生活環境課、市民課、税務課、都市整備課、農林水産課、商工観光課、福祉総務課）、県（広聴広報課、くらし安全安心課、税務課、みどり整備課、健康福祉総務課、経営支援課、労働政策課、農業経営課、水産課、住宅課）、四国財務局、高松国税局、香川労働局、四国経済産業局、日本銀行高松支店、社会福祉協議会
--------	--

1 被災者台帳の整備

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や支援措置の実施状況、配慮に要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

また、県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

2 生活相談・情報提供

市は、国や金融機関等が設置する相談窓口の開設に協力するとともに、被災者等からの幅広い相談に応じるため、自ら総合的な情報提供及び相談窓口を開設し、必要に応じて、県、防災関係機関等と連携、共同して相談業務を行う。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

3 罹災証明書の交付

（１）市は、被災者に対する支援措置を早期に実施するため、発災後早期に罹災証明書の交付体制を確立し、被災者から申請があれば遅延なく罹災証明書を交付する。

（２）市は、罹災証明書を円滑に交付できるよう、住家被害調査等の調査について専門的な知識・経験を有する職員の育成に努めるとともに、関係機関等との応援協定の締結などにより住家の被害調査等の実施に必要な人員を確保する。その際、あらかじめ必要な調査員の人員規模を非常時に算出しておくなど迅速な確保に努める。なお、市及び県は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

（３）市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。併せて、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

また、市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

県は、市担当者の研修の充実や、育成した担当者名簿の作成、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等を通じて市の支援体制強化を図るものとする。

- (4) 市は、必要に応じ、県に罹災証明の交付及び住家の被害調査等に必要な職員の派遣又は応援を要請するものとする。

4 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸し付ける。

県は、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付について、必要に応じ、市に助言及び助成を行う。

5 生活福祉資金の貸付

民生委員及び市社会福祉協議会は、被災した低所得者等の生活再建を支援するために、香川県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度による災害援護資金等の各種貸付に協力する。

6 被災者生活再建支援金の支給

市及び県は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者であって経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対して、その生活再建を支援するため、都道府県が拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給する。

7 税の減免及び納税の猶予等

市、県及び国は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、税の減免、納税の猶予及び納期限等の延長の措置を災害の状況に応じて講じる。

8 国民健康保険税等の減免等

市は、被災した国民健康保険の被保険者に対して、必要に応じて医療費の一部負担金や保険税等の減免、徴収猶予等の措置を講じる。

9 一般廃棄物処理手数料の減額又は免除

市は、災害により被害を受けた世帯からの申し出により、一般廃棄物処理手数料（ごみ袋・粗大ゴミ・し尿）等の減額および免除を行う。

10 応急金融対策

(1) 現金供給の確保及び決済システムの維持

日本銀行高松支店は、現金の供給安定と決済機能維持のため、必要な措置を講じる。また、被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとり、輸送及び通信の確保を図る。

(2) 金融機関の業務運営の確保

被災金融機関は、営業の早期再開のための必要な措置を講じる。また、日本銀行高松支店及び四国財務局は、このための要請を行う。

(3) 非常金融措置の実施

四国財務局及び日本銀行高松支店は、協議のうえ、災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と連携を図り、民間金融機関（保険会社を含む。）に対し、必要と認められる範囲内で、次の措置を適切に運用するものとする。

① 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した措置を講じることを要請する。

② 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

ア 預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流出した預貯金者については、罹災証明書の呈示その他実情に即する簡易な確認方法をもって、預貯金の払戻の利便を図ることを要請する。

イ 事情やむを得ないと認められる被災者等に対して、定期預金、定期積立等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に応じる等の措置を講じることを要請する。

③ 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても配慮すること。また、窓口営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、現金自動預払機等において預金の払戻を行う等被災者の便宜を考慮した措置を講じることを要請する。

④ 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金又は損害保険金の支払については、できるかぎり迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者の罹災状況に応じて、猶予期間の延長を行う等の措置を講じることを要請する。

⑤ 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じたときは、当該営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段で告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底することを要請する。

⑥ 損傷日本銀行券等に関する措置

損傷日本銀行券及び貨幣の引換について、実情に応じて必要な措置を講じることを要請する。

1 1 雇用対策等

(1) 被災者に対する職業斡旋

① 公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、臨時職業相談窓口の設置、巡回職業相談の実施、職業訓練受講の指示、職業転換給付金制度の活用等の措

置を講じ、離職者の早期再就職への斡旋を行う。

- ② 県は、公共職業安定所と連携し、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を把握するとともに、職業相談、職業紹介を実施し、早期再就職への斡旋を行う。

(2) 雇用保険の失業給付に関する特例措置

- ① 公共職業安定所は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。
- ② 公共職業安定所は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に規定する措置を適用した場合は、災害による休業のため、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず就労することができず、賃金を受けとることができない雇用保険の被保険者に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

(3) 労働保険料等の納付の猶予

香川労働局は、災害により労働保険料等を所定の期限までに納付することができないと認められる事業主に対して、保険料等の納付の猶予措置を講じ、また、納付猶予期間については、延滞金や追徴金を徴収しない。

1 2 職業訓練の実施

県は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、職業訓練の受講希望者に対して、必要な職業訓練を行う。

1 3 生活関連物資の供給確保及び価格安定対策

(1) 生活関連物資の供給状況及び価格動向の調査・監視及び情報提供

県は、職員等による店頭での供給状況、価格動向等の聴取り調査等を行い、広く情報を収集する。また、必要に応じて、業界事情聴取を行い、供給状況等の正確な情報の把握に努める。

これにより得られた情報は、適宜、広報誌等を通じて県民に提供する。

(2) 関係機関との連携

県は、関係部局、市との連携を密にし、関係事業者団体等に対して必要物資の円滑な供給などの協力要請を行うとともに、他の都道府県に対しても情報提供、本県への必要物資の集中出荷等の要請を行う。

(3) 生活関連物資に関する緊急措置

県は、県民生活に重要な生活物資に需給の逼迫、価格高騰などの異常がある場合には、香川県消費生活条例による指定物資として、立入検査、勧告などを行う。

(4) 国に対する協力要請

県は、経済秩序が全国的に混乱し、社会生活に重大な影響を及ぼす事態が予想される場合には、国に対して緊急措置の実施の要請を行う。

1 4 被災中小企業者の復興支援

- (1) 市及び県は、あらかじめ商工会と連絡体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

- (2) 県は、被災した中小企業者に対する資金対策として、一般金融機関及び政府系金融機関の融資、かがわ産業支援財団による小規模企業者等設備導入資金の貸付、信用保証協会による

融資の保証等が、迅速かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じる。

1 5 被災農林漁業者の復興支援

県は、被災した農林漁業者又はその組織する団体に対して、復旧を促進し農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法、株式会社日本政策金融公庫法等に基づき融資が受けられるよう必要な措置を講じる。

また、農林水産業共済団体に対して、補償業務の迅速、適正化を図るとともに早期に共済金の支払いができるよう指導する。

1 6 恒久住宅への円滑な移行に向けた取組

市及び県は、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、既存公営住宅への正式入居をはじめ、円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

【参考資料】

- 1ー 5 さぬき市災害弔慰金の支給等に関する条例
- 1ー 6 さぬき市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則
- 15ー 5 被災者生活再建支援制度の概要

第4節 義援金等受入配分計画

市は、県、日本赤十字社香川県支部、香川県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、住民及び他の都道府県等から寄託された義援金等を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受付、保管、配分等の業務を円滑かつ公正に実施する。

主な実施機関	市（秘書広報課、福祉総務課、会計課）、県（健康福祉総務課）、日本赤十字社香川県支部、香川県共同募金会
--------	--

1 義援金等の受付及び保管

- （１）市は、義援金・義援物資の受入れ体制を確立しておく。
- （２）市は、市に寄託された義援金・義援物資及び市長あての見舞金の受付を行い、義援物資については、所有する施設等を使用し、配分するまでの間の一時保管を行う。また、可能な範囲で関係機関等の協力を得ながら、義援物資ごとの受け入れ希望の有無を記載したリストを作成し、報道機関等を通じて当該リストと配分先を公表する。なお、需給状況に応じ、リストは逐次改定を行う。併せて、義援物資の送付にあたっては、被災地のニーズに応じた物資であること、梱包時に品名を明示し、円滑な仕分けに配慮した方法とするよう周知する。
- （３）日本赤十字社香川県支部及び香川県共同募金会は、それぞれに寄託された義援金の受付を行う。

2 義援金等の配分等

県は、受け付けた義援金の市に対する配分を義援金収集体等で構成する第三者機関である配分委員会で決定する。その際、あらかじめ、基本的な配分方法を決定しておくなど、迅速な配分に努める。また、義援物資について、市に対する配分を決定し、市の指定する場所まで輸送し市に引き渡す。

日本赤十字社香川県支部及び香川県共同募金会は、配分委員会に参画し、受け付けた義援金の市に対する配分を、配分委員会で決定する。

市は、県等から送付された義援金・義援物資を関係団体の協力を得て被災者に配分する。

3 義援金の募集

義援金の募集は、日本赤十字社香川県支部及び香川県共同募金会が、募集方法、募集期間等を定めて実施する。

なお、全国的に募集する必要があると認められる場合は、日本赤十字社香川県支部にあっては本社を通じて各都道府県支部に、香川県共同募金会にあっては直接各都道府県の共同募金会に募集の依頼を行うものとする。

さぬき市地域防災計画（地震・津波対策編）

発 行	令和 2 年 3 月
編 集	さぬき市防災会議 (さぬき市総務部危機管理課)
住 所	〒769-2195 さぬき市志度 5385 番地 8 電話 087-894-1115
